

松江市環境基本計画

平成 23 年 12 月

松江市

世界に誇る環境主都まつえ

～リサイクル都市日本一を目指して～

松江市は、宍道湖・中海・日本海や緑豊かな山々など、水と緑に象徴される豊かな自然環境に恵まれ、本年 8 月には、東出雲町との合併により人口 20 万人となり平成 24 年度「特例市」へ移行、山陰最大の中核都市として新たなスタートを切ることとしております。



また、歴史的には古代出雲の中心地として早くから開け、慶長 16 年（1611 年）堀尾吉晴が亀田山に城を築き、開府 400 年を迎え、今日に見る都市の基礎が形成されました。

平成 18 年に策定した「松江市環境基本計画」で「世界に誇る環境主都まつえ～リサイクル都市日本一～」を環境政策のスローガンに掲げ、環境意識が日本一高いまちを目指し、市民・事業者・行政が一体となり様々な環境問題に取り組んできました。

近年、全世界的に環境問題が深刻化しており、大気や水質の汚染など自然環境の破壊、廃棄物の増加、地球温暖化など多種多様に及んでいます。

松江市の環境は、世界に誇れる貴重で重要な資源です。先人たちによって守り受け継がれた、このきれいなまちを後世に引き継いでいくことが重要な責務であります。

そのため、現計画の見直しを行い、環境政策の指針と具体的な行動計画を定め、市民にわかりやすい目標値を設定いたしました。

この計画の推進にあたりましては、市民・事業者・市をあげての推進体制を構築し、環境保全活動に取り組んでいく必要があると考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にご尽力いただき、ご意見やご提言を賜りました松江市生活環境保全審議会の皆様をはじめ関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 12 月

松江市長 松浦 正敬

松江市環境基本計画 目次

本 編

第1章 基本的事項

1-1. 計画策定の背景	1
1-2. 環境をめぐる動き	2
1-3. 計画策定の目的	4
1-4. 計画の位置づけ	4
1-5. 計画の対象とする期間	5
1-6. 計画の対象とする範囲	5
1-7. 計画策定手法	5
1-8. 計画の構成	5

第2章 松江市の現状

2-1. 位置・面積	6
2-2. 自然条件	7
2-3. 社会条件	8
2-4. 環境の現状	9

第3章 計画の基本理念と松江市が目指す環境像

3-1. 基本理念	22
3-2. 目指す環境像	23
3-3. 施策体系	26

第4章 推進する施策

4-1. 自然環境の保全・活用	27
1. 自然環境の保全と復元	27
(1) 水質保全	28
(2) 緑（森林・農地・公園）・水辺の確保	32
(3) 生物多様性の確保	35
(4) 環境監視・公害対策	38
(5) 有害化学物質対策	41
2. 自然環境の活用	43
(1) 自然とのふれあい	44
(2) 環境に配慮した開発・整備	47
4-2. 循環型社会の構築	49
1. 生活環境の整備	49

(1) 清掃活動の推進	50
(2) ポイ捨てや不法投棄対策	53
2. ごみを減らす取り組みの推進	56
(1) ごみを減らそう運動の推進	57
(2) 生ごみの減量・堆肥化	60
3. 資源の有効利用の推進	62
(1) ごみの分別・再使用・再生利用の促進	63
4-3. 地球環境の保全	66
1. 低炭素社会の実現	66
(1) 二酸化炭素の排出抑制・吸収促進	67
(2) 省エネルギーの普及促進	70
(3) 新エネルギーの利用促進	73
(4) 車社会への取り組み	76
2. 環境と経済の両立	79
(1) 環境にやさしい観光地づくり	80
(2) 環境ビジネスの振興	83
(3) 環境保全型農業の推進	85
4-4. 市民参加	87
1. 環境意識の高い人づくり	87
(1) 情報提供の推進	88
(2) 環境教育の推進	90
2. 行動できる体制づくり	93
(1) 活動推進組織・ネットワークづくり	94
(2) 環境活動参加意識の高揚	97

第5章 重点プロジェクト

5-1. 重点プロジェクトの位置づけと狙い	100
5-2. 重点プロジェクト	101

第6章 推進体制と進行管理手法

6-1. 推進体制	105
6-2. 進行管理手法	106

【コラム一覧】

○野焼きについて	41
○新ごみ処理施設について	59
○松江市の二酸化炭素排出量の特徴	69
○カーボンフットプリント (CFP) について	72

○環境コンシェルジュについて	72
○再生可能エネルギー特別措置法	75
○環境にやさしい交通体系づくり	78
○エコドライブの手法とその効果	78
○エコロジー農産物	85
○地域での環境教育推進に向けた“キーマン”	92

資料編

資料1. 松江市環境関連条例	資-1
資料2. 計画策定経緯	資-17
資料3. 諮問・答申書	資-18
資料4. 松江市生活環境保全審議会委員名簿	資-20
資料5. 進行管理指標一覧	資-21
資料6. 環境基準	資-23
資料7. 用語解説	資-34

第1章 基本的事項

1-1. 計画策定の背景

平成17年3月に松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町が新設合併し、平成23年8月には東出雲町を編入合併したことにより山陰最大の20万都市が誕生しました。

松江市は、「水の都」と呼ばれる豊かな水に恵まれ、多くの緑を有する自然環境豊かな地域です。汽水湖である宍道湖・中海は独特の生態系を育み、里山には多種多様な動植物が生息しています。

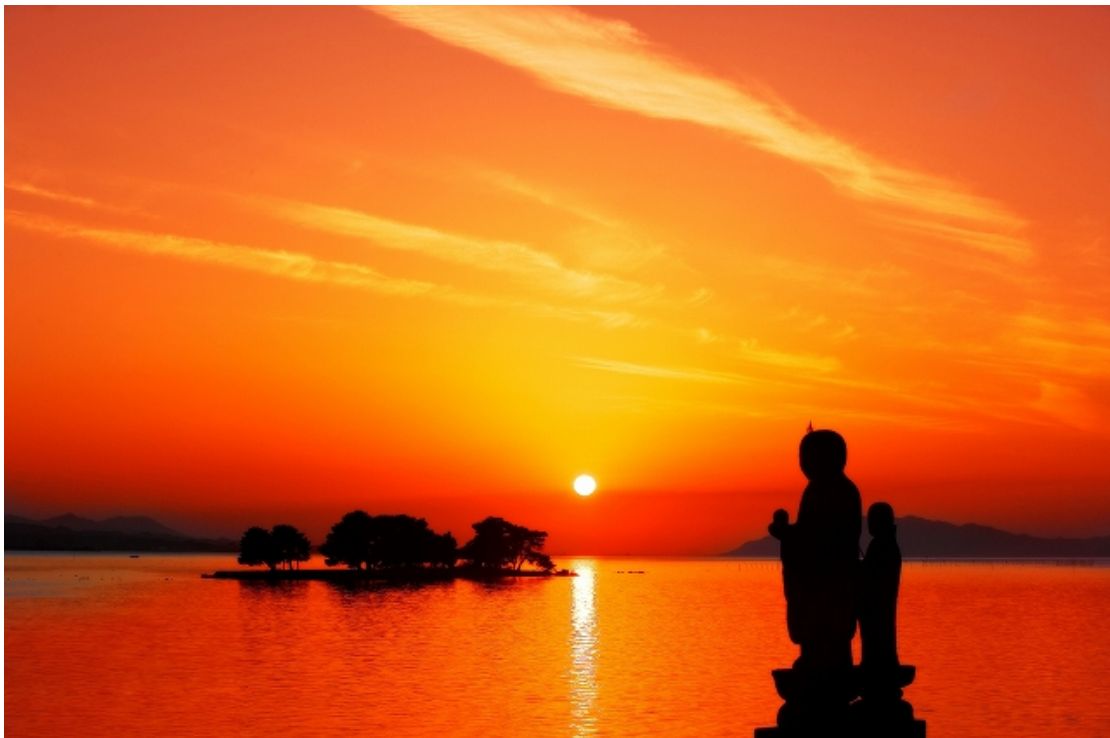
こうしたすばらしい自然環境が美しい景観を形づくっており、国際文化観光都市松江の重要な観光資源として積極的に活用されています。

また、本市では、これまで「世界に誇る環境主都」を目指し、「リサイクル都市日本一」のキャッチフレーズのもと、各種環境政策に取り組んできました。

近年、全世界的に環境問題が深刻化しており、こうした本市がもつ多様で豊かな環境も脅かされています。大気や水質の汚染など自然環境の破壊、廃棄物の増加、地球温暖化など、その内容も多岐にわたり、それぞれが密接に絡み合っています。

また、平成23年3月11日の「東日本大震災」による福島第一原子力発電所事故を契機に、「安心・安全」に対する市民の関心がさらに高まっています。市民の「安心」できる暮らし、「安全」の確保を前提に、自然環境・生活環境・地球環境・快適環境など環境施策全般について見直しを図る必要があります。


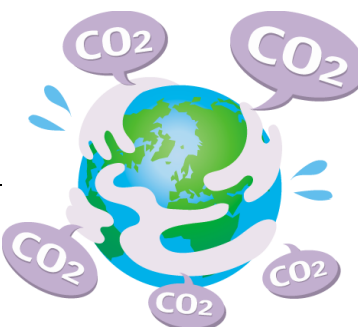
緑や水に代表される本市の環境は、世界に誇れる貴重で重要な資源です。これらを本市の次世代を担う子どもたちに確実に引き継ぐため、現代を生きる私たち一人ひとりが環境に対する危機感を持ち、できることから取り組んでいくことが求められています。



1-2. 環境をめぐる動き

世界・国、島根県・松江市の、近年における環境をめぐる動きについて、下表に示します。

■図表 1-1 環境をめぐる動き

年	世界・国
~H15 (~2003年)	<ul style="list-style-type: none"> ・湖沼水質保全特別措置法（宍道湖中海）（S59） ・環境基本法制定（H5） ・環境基本計画策定（H6） ・＜世界＞COP1（ベルリン市）開催（H7） ・容器包装リサイクル法公布（H7） ・＜世界＞COP3（京都市）開催（H9） ・環境影響評価法公布（H9） ・ハイブリッド車発売（H9） ・地球温暖化対策推進法制定（H10） ・食品リサイクル法公布（H12） ・グリーン購入法公布（H12） ・循環型社会形成推進基本法公布（H12） ・家電リサイクル法施行（H13） ・環境省発足（H13） ・＜世界＞京都議定書締結（H14） ・地球温暖化対策推進法改正（H14） ・土壌汚染対策法公布（H14） ・自動車リサイクル法公布（H14） ・バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定（H14） ・第2次環境基本計画改訂（H15） 
H16 (2004年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド対策大綱策定
H17 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・＜世界＞京都議定書発効 ・宍道湖中海がラムサール条約湿地に登録 ・チームマイナス6%運動開始 ・愛・地球博 ・流行語大賞にクールビズ ・地球温暖化対策推進法改正 
H18 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次環境基本計画改訂 ・地球温暖化対策推進法改正
H19 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> ・＜世界＞エコツアーリズム推進法公布 ・＜世界＞北極海の海氷面積最小化更新 ・日最高気温更新（多治見市、熊谷市）
H20 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> ・＜世界＞京都議定書第1約束期間開始 ・＜世界＞第34回主要国首脳会議（洞爺湖サミット）開催 ・「KODOMO ラムサール（中海・宍道湖）全国湿地交流」開催 ・地球温暖化対策推進法改正 ・「低炭素社会づくりに向けて」（中央環境審議会）公表
H21 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ・＜世界＞気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15） ・エコポイント制度創設 ・エコカー補助金・減税創設 ・電気自動車販売開始 ・鳩山首相 CO₂削減目標 25%を宣言
H22 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ25運動開始 ・住宅エコポイント制度開始 ・生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催
H23 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・3月11日「東日本大震災」発生 福島第一原子力発電所事故発生

島根県	松江市
<ul style="list-style-type: none"> ・島根県環境基本条例制定 (H9) ・島根県環境基本計画策定 (H11) ・島根県環境影響評価条例制定 (H11) ・島根県地球温暖化対策推進計画策定 (H12) ・しまね循環型社会推進計画策定 (H14) ・県本庁舎 ISO14001 認証取得 (H15) 	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市生活排水対策推進計画策定 (H4) ・松江市生活排水対策推進計画改訂 (H10) ・リサイクルステーション設置 (H10) ・年次的に収集業務を民間委託 (H13) ・松江市エコオフィス実践計画策定 (H13) ・松江市生活環境保全推進員委嘱 (H14) ・家庭用生ごみ処理機設置補助金制度創設 (H14) ・住宅用太陽光発電補助制度創設 (H15)
<ul style="list-style-type: none"> ・島根県産業廃棄物減量税条例公布 ・しまねグリーン製品認定制度創設 ・宍道湖・中海第4期湖沼水質保全計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例制定
<ul style="list-style-type: none"> ・第4期島根県分別収集促進計画策定 ・島根県「水と緑の森づくり税」創設 ・島根県環境にやさしい率先実行計画(2期)策定 ・島根県地球温暖化対策協議会設立 ・島根県地球温暖化対策推進計画改訂 (H12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油回収ボックス設置
<ul style="list-style-type: none"> ・島根県環境基本計画改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市環境基本計画策定 ・松江市きれいなまちづくり条例施行 ・美化推進地域指定 (JR松江駅周辺、塩見縄手周辺) ・一般廃棄物処理基本計画 ・循環型社会形成推進計画 ・可燃ごみ減量計画策定 ・ごみ袋有料化 ・業務用生ごみ処理機設置補助金 ・松江市エコオフィス実践計画改訂 ・松江市地域省エネルギービジョン策定 ・ISO14001 認証取得 (市本庁舎・環境センター)
<ul style="list-style-type: none"> ・第5期島根県分別収集促進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・まつえ環境市民会議設立 ・松江市緑の基本計画策定 ・美化推進地域指定 (青石畳通り周辺) ・新ごみ処理施設建設工事開始 ・「まつえ環境市民会議」が地球温暖化対策地域協議会に登録
<ul style="list-style-type: none"> ・「環境にやさしい率先実行計画」～しまね県庁 CO₂ダイエクト作戦～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・美化推進地域指定 (ヘルンの道周辺、けやき通り周辺) ・松江市ごみ減量貯金箱事業開始 ・レジ袋削減推進協議会設立 ・可燃ごみ減量計画改訂 ・省エネ給湯器補助制度創設 ・電動アシスト付自転車補助制度創設
	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着ごみ回収 (行政主導) ・松江市屋上緑化等補助制度創設 ・ごみ減量貯金箱還元金交付事業開始 ・毎月10日ノーレジ袋デー設定 ・玉造温泉循環型システム設置補助
<ul style="list-style-type: none"> ・「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」公布 ・第2期島根県環境基本計画策定 (～H23) ・第2期しまね循環型社会推進計画策定 (～H23) ・島根県地球温暖化対策実行計画策定 (～H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市環境基本計画改訂 (～H23) ・松江市地球温暖化対策実行計画策定着手 ・松江市生活排水対策推進計画改訂 (～H23) ・美化推進地域指定 (宍道湖公園線通り周辺) ・レジ袋有料化スタート

1-3. 計画策定の目的

複雑かつ多岐にわたる環境問題に対処するためには、松江市に暮らす市民や事業者、行政の各主体が、本市の持つすばらしい環境を次世代に引き継ぐべく、同じ方向を向きながら、少しずつでもできることから取り組んでいくことが求められます。

松江市環境基本計画（以下、本計画）は、平成 18 年に策定した旧計画を基本としながら、昨今の環境動向、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」を踏まえて、市民や事業者、行政の環境保全にむけた取り組みの行動指針を示すものとして策定するものです。

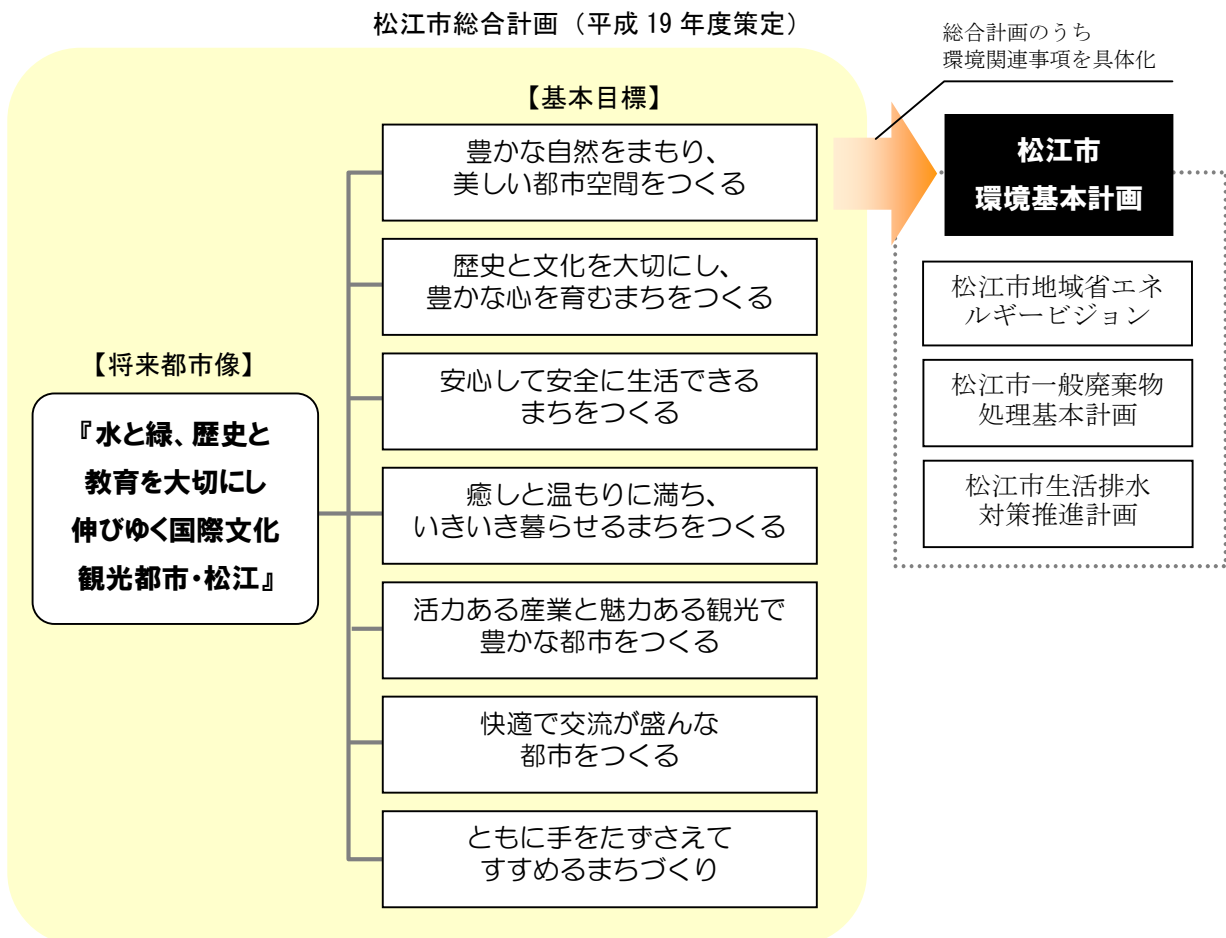
1-4. 計画の位置づけ

松江市では、松江市総合計画において将来都市像を「水と緑、歴史と教育を大切にし伸びゆく国際文化観光都市・松江」と定め、7つの基本目標に基づき各種施策を展開しています。

松江市環境基本計画は、松江市総合計画のうち環境関連事項を具体化するものであり、基本目標「豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる」を実現するための、環境政策の最上位計画に位置づけられます。

環境基本計画の下位計画として、環境の中でも地球温暖化対策に関する「松江市地域省エネルギービジョン」や、廃棄物に関する「松江市一般廃棄物処理基本計画」などがあります。

■図表 1-2 松江市環境基本計画の位置づけ



1-5. 計画の対象とする期間

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。

ただし、中間年にあたる平成 27 年度に計画の見直しを行い、社会情勢の変化等に対応するため、必要な改訂を行います。

1-6. 計画の対象とする範囲

本計画は、松江市全域の環境を対象とします。ただし、広域的な生活圏や環境上のつながりを考慮し、河川流域や、地球温暖化問題など国境をまたぐ問題などについては、周辺市町村・島根県・国等との連携を視野にいたした計画とします。

本計画において対象とする「環境」とは、以下に示す 4 種類の環境を指します。

■図表 1-3 対象とする環境

対象とする環境	概要
自然環境	生物、森林、水辺地など、自然の基本的な要素となる環境
生活環境	大気、水、騒音・振動、廃棄物など、日常生活を支える環境
地球環境	気候変動や大気の組成など、地球的規模の環境
快適環境	自然とのふれあいや景観の形成など、快適・利便・個性などを支える環境

1-7. 計画策定手法

本計画は、学識経験者や市内事業者、市民代表等からなる「松江市生活環境保全審議会」における検討を基に策定しました。

1-8. 計画の構成

本計画は 6 章構成から成り立っており、各章における内容は以下のとおりです。

■図表 1-4 計画の構成

章	掲載内容
第 1 章 基本的事項	計画策定の背景や目的、対象期間など、本計画における基本的な事項を示しています。
第 2 章 松江市の現状	松江市の自然条件や社会条件、環境の状況、既存の取り組みなどを示しています。
第 3 章 計画の基本理念と松江市が目指す環境像	本計画の基本理念及び、基本理念を実現するために目指す環境像を示しています。
第 4 章 推進する施策	目指す環境像を実現するための推進施策や市民・事業者に望まれる取り組みなどを示しています。
第 5 章 重点プロジェクト	推進する施策の中でも、特に重点的に推進すべき施策を示しています。
第 6 章 推進体制と進行管理手法	本計画を確実に推進し、継続的な改善を図るための推進体制と進行管理の手法を示しています。

第2章 松江市の現状

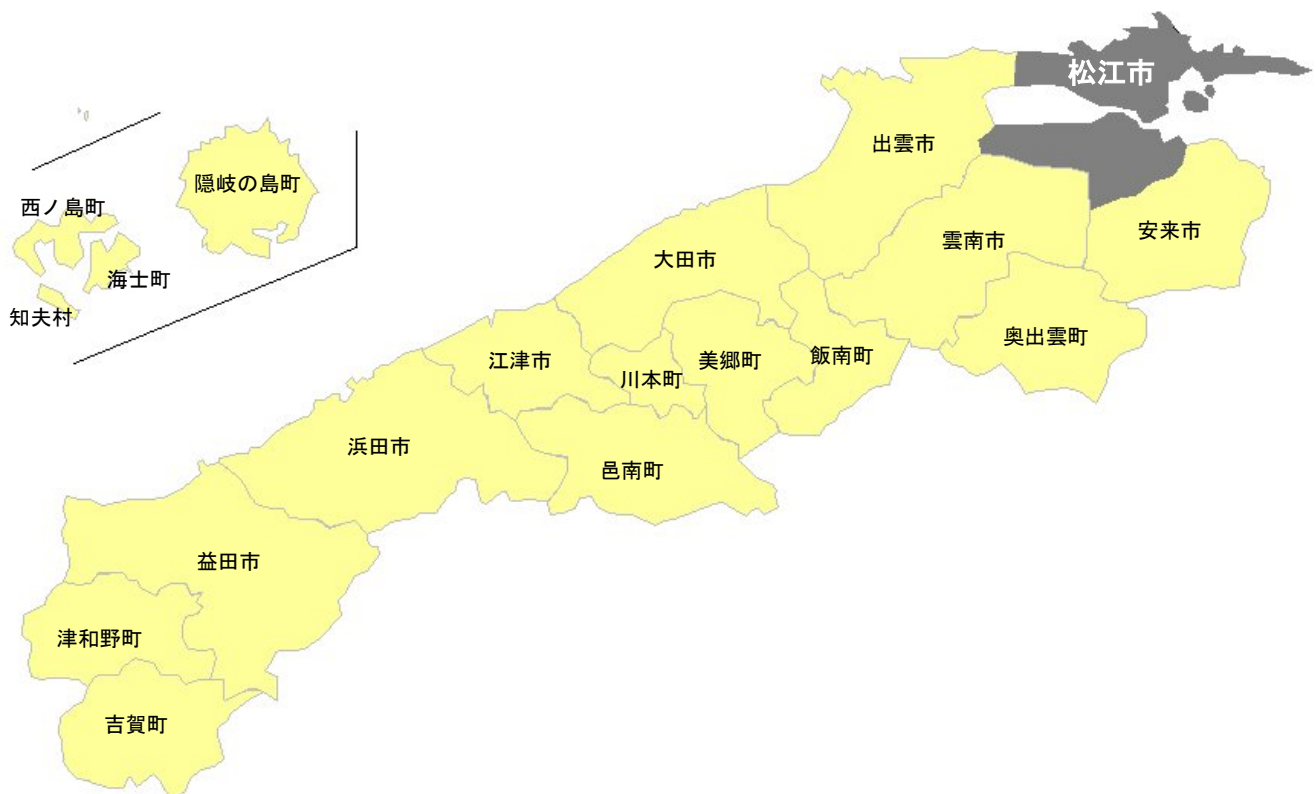
2-1. 位置・面積

松江市は、島根県の東部に位置する島根県の県庁所在地です。また、地理的に山陰地方のほぼ中央に位置しています。東に中海、西に宍道湖を抱いて、南には中国山地が連なり、北は日本海に面しています。

平成 17 年 3 月 31 日の 1 市 7 町による合併、平成 23 年 8 月 1 日の東出雲町との合併を経て現在の市域となり、面積は 573.00km² となっています。

奈良市・京都市と並んで「国際文化観光都市」に指定されており（昭和 26 年）、山陰最大の 20 万都市として山陰をリードする中核都市として宍道湖・中海圏域と連携を図りながら発展してきました。

■図表 2-1 松江市の位置

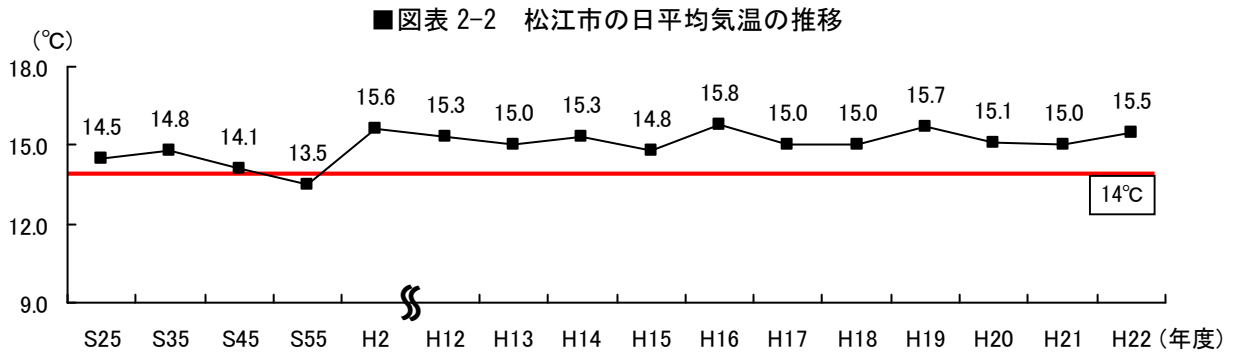


2-2. 自然条件

1. 気温

松江市の日平均気温は、近年、概ね15℃台で推移しています。

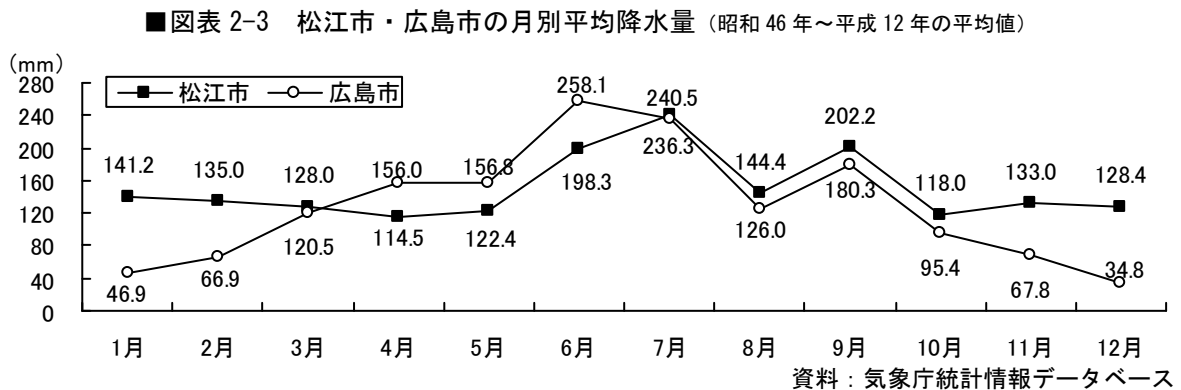
昭和25年以降の推移を見ると、平成2年ごろまでは13℃から14℃台で推移していましたが、平成2年以降、15℃台での推移となり、日平均気温は1℃程度上昇しています。



2. 降水量

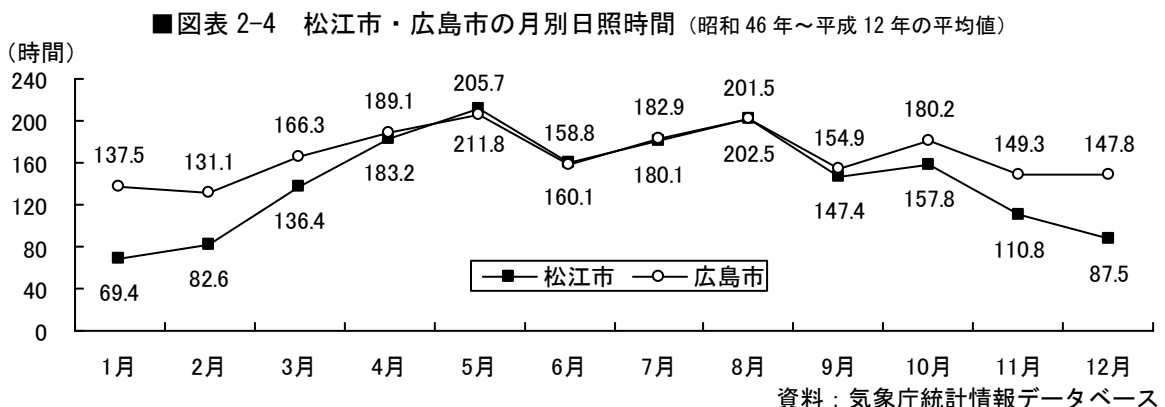
本市の月別平均降水量は7月が最も多く、春と秋に少なくなっています。

瀬戸内海側の広島市と比較すると、冬季の降水量が多く、春から夏にかけての降水量が少なくなっています。



3. 日照時間

本市の月別日照時間は、春から秋にかけては瀬戸内海側の広島市とほぼ同程度となりますが、冬場は特に短くなっています。



2-3. 社会条件

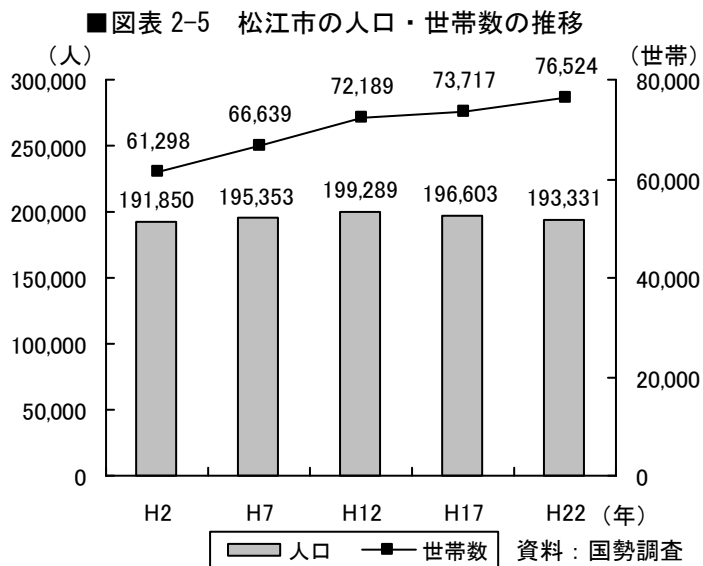
1. 人口・世帯

松江市の人口は、平成20年以降、減少傾向に転じ、平成22年は193,331人となっています。

一方、世帯数は増加傾向が続いており、平成22年は76,524世帯となります。

世帯の分散化、核家族化が進展していることがうかがえます。

平成23年8月の東出雲町との合併により206,213人、83,464世帯となりました。
(平成23年3月31日時点データで集計)

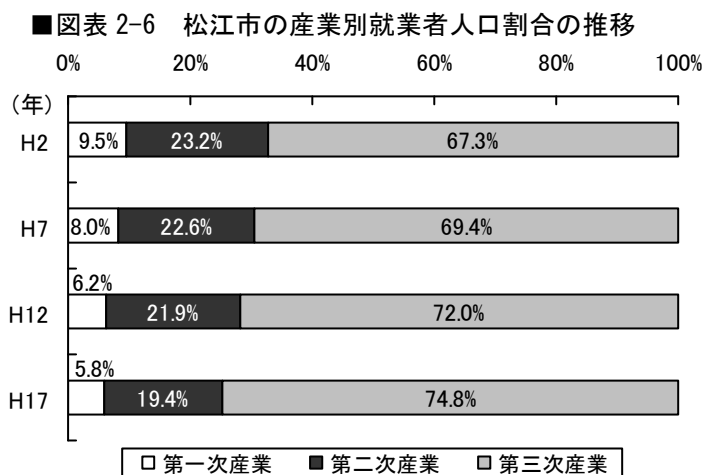


2. 産業構造

第一次産業就業者割合は平成2年の9.5%から、平成17年には5.8%へと減少しています。

一方、第三次産業就業者割合は同67.3%から74.8%へと増加しています。

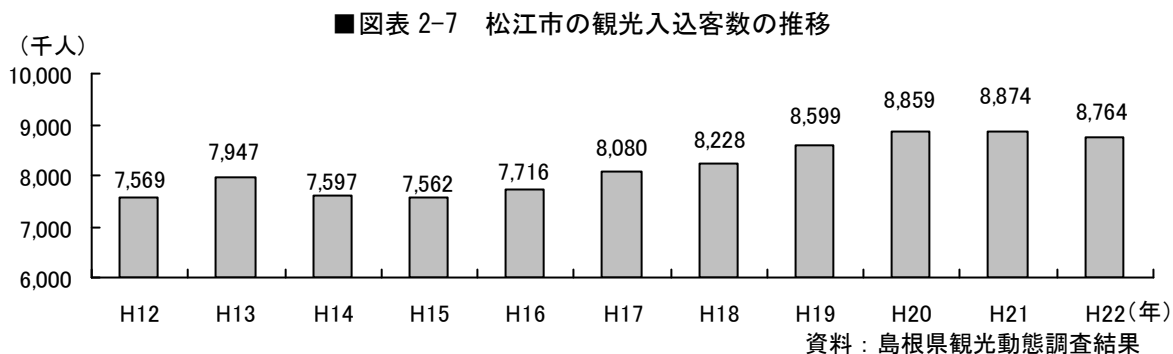
第一次産業：農業、林業、水産業
第二次産業：製造業、鉱業、建設業など
第三次産業：サービス業など



3. 観光

観光産業は、国際文化観光都市松江の主要産業のひとつです。

平成17年以降、石見銀山遺跡の世界遺産登録、松江市を舞台としたNHKの連続テレビ小説放映などにより観光入込客が増加し、平成21年には8,764千人を記録しています。



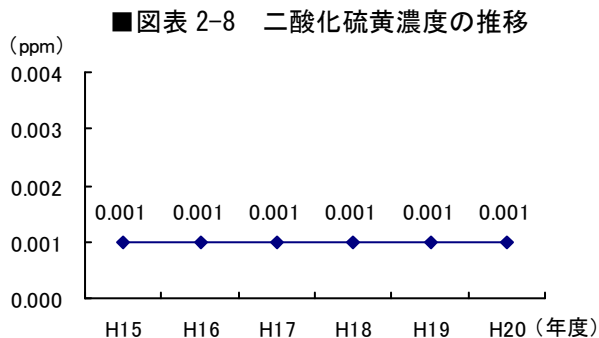
2-4. 環境の現状

1. 生活環境

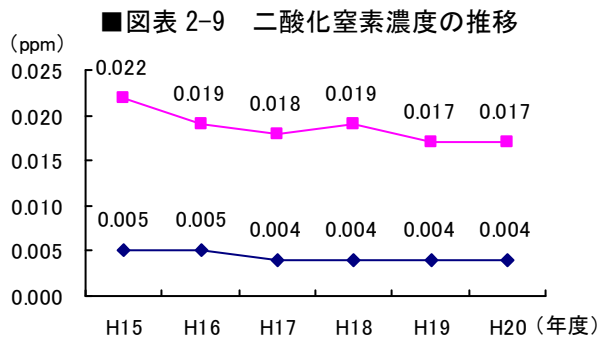
(1) 大気

松江市における大気環境は、一般大気環境測定局と自動車排出ガス測定局において大気汚染防止法に基づき常時監視が行われています。

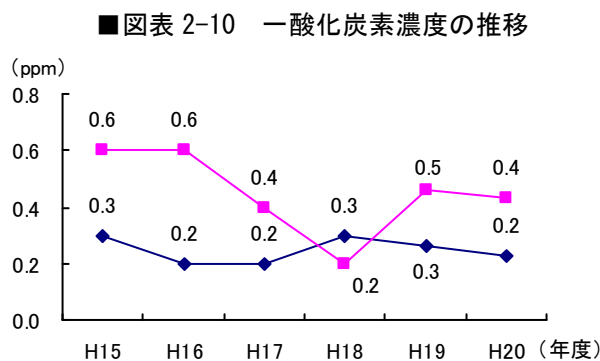
いずれの大気環境項目についても環境基準を満たしており、概ね良好な大気環境が保たれています。



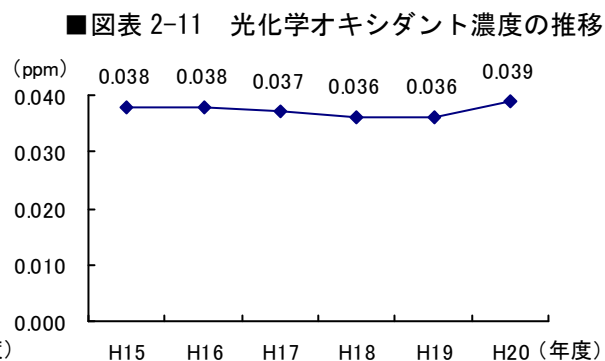
環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。



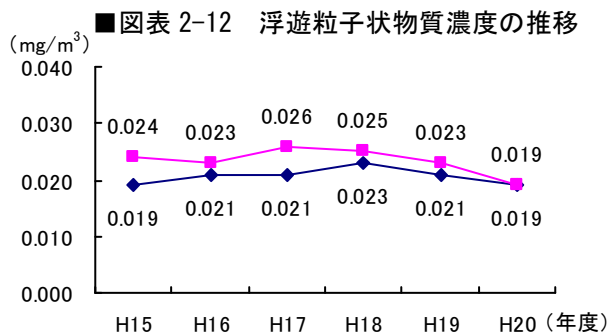
環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。



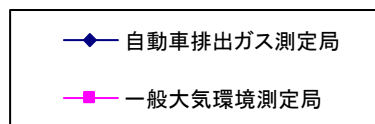
環境基準:1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間の8時間平均値が20ppm以下であること。



環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること。



環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間平均値が0.20mg/m³であること。



(2) 悪臭

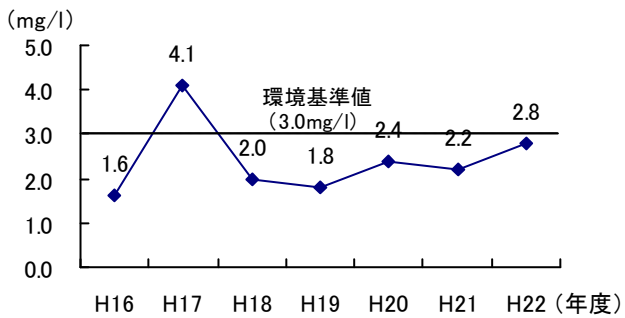
本市には、アンモニアなど12種類の特定悪臭物質について規制基準が設けられていますが、これまで規制基準を上回ったことはありません。

(3) 水質

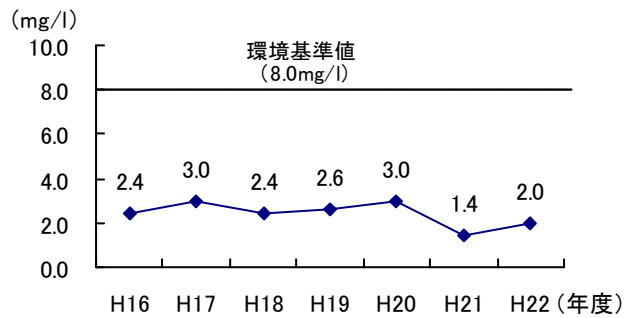
a. 河川

本市では、環境基準の類型あてはめが行われているほぼ全ての河川において、環境基準を満たしていますが、忌部川上流は近年環境基準を満たしていません。

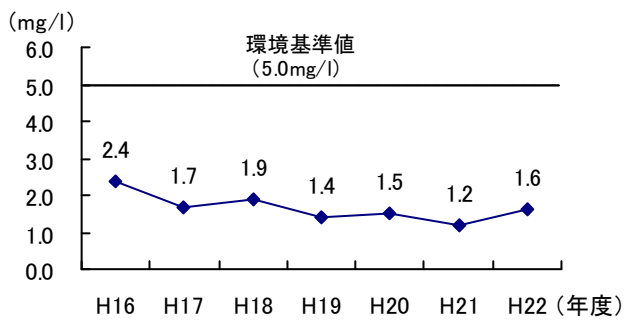
■図表 2-13 朝酌川 BOD75%値の推移



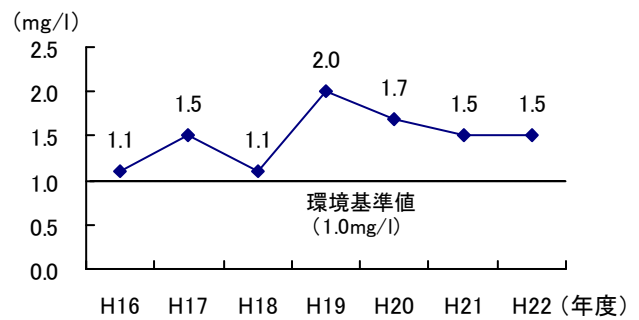
■図表 2-14 山居川 BOD75%値の推移



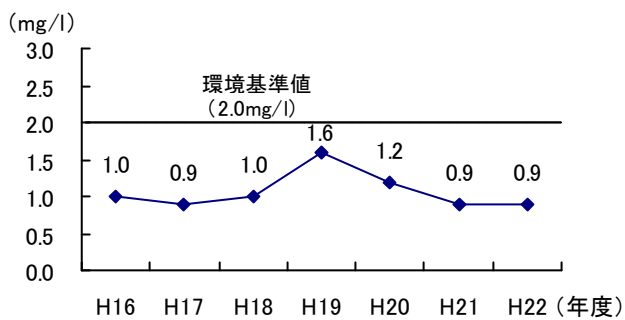
■図表 2-15 馬橋川 BOD75%値の推移



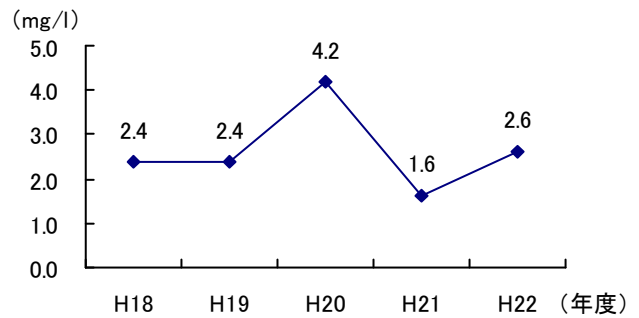
■図表 2-16 忌部川上流 BOD75%値の推移



■図表 2-17 忌部川下流 BOD75%値の推移



■図表 2-18 堀川 BOD75%値の推移

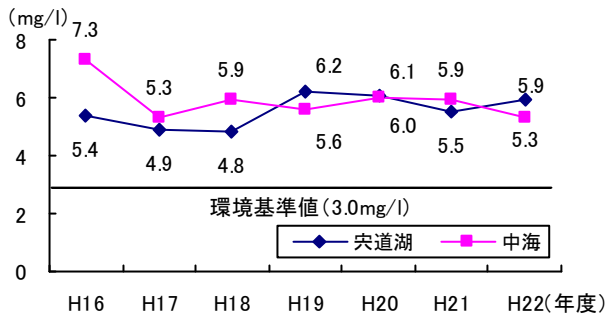


b. 宍道湖・中海

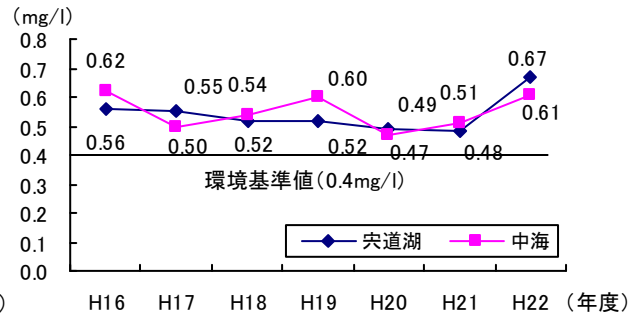
宍道湖・中海では、代表的な環境基準項目である COD、全窒素、全りんともに環境基準を満たしていません。

下水道普及率は年々高くなり、平成 22 年度には 96.5%となりました。しかし、河川の水質には改善傾向が見られますが、宍道湖・中海の水質は改善されていません。

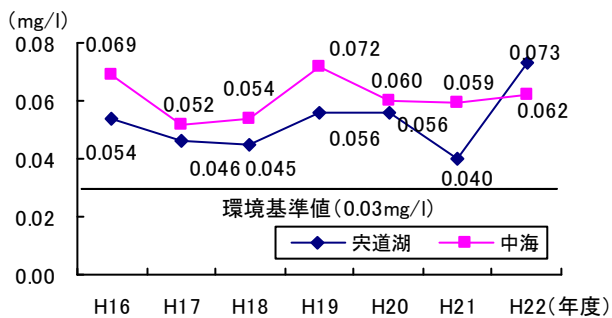
■図表 2-19 宍道湖・中海 COD75%値の推移



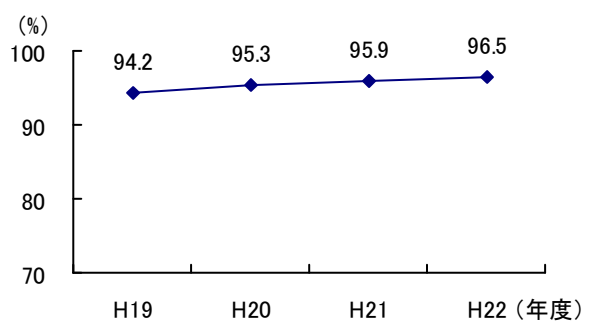
■図表 2-20 宍道湖・中海全窒素年平均値の推移



■図表 2-21 宍道湖・中海全りん年平均値の推移



■図表 2-22 下水道普及率の推移



(4) 騒音・振動

騒音については環境基準、振動については規制基準が設定されていますが、大部分で基準を満たしています。自動車騒音について、一部環境基準を満たしていない部分があります。

(5) 土壌

市街地・農用地ともに、有害物質等によって汚染された地域はありません。

(6) 地盤沈下

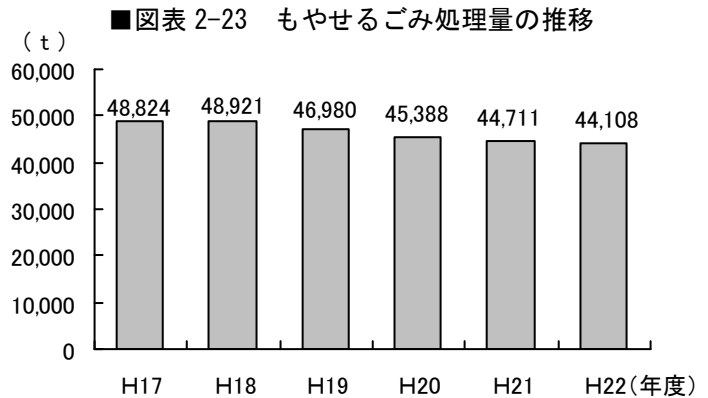
揖屋干拓地における地盤沈下を防止するため、井戸による地下水の採取を禁じた「揖屋干拓地地盤沈下防止条例」を平成 18 年 4 月から施行しています。

(7) 廃棄物

a. もやせるごみ

もやせるごみの処理量は、概ね50,000t 近くで推移していますが、近年ではやや減少傾向にあります。

焼却工場の老朽化に伴い、新ごみ処理施設を建設し、平成23年4月から供用開始しています。

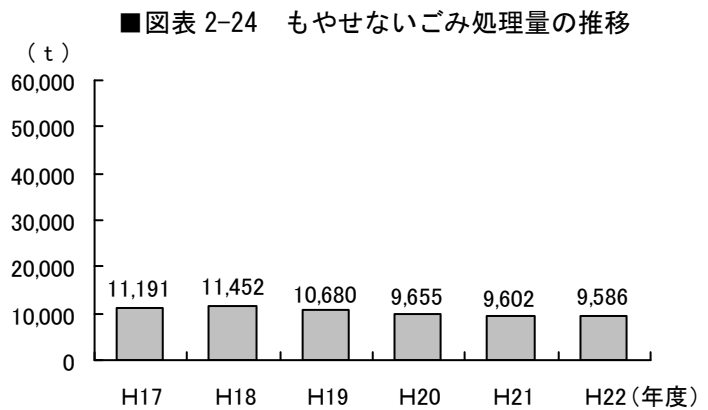


※東出雲を含まない

b. もやせないごみ

もやせないごみの処理量は、近年10,000t 程度で推移しています。

新ごみ処理施設の稼働により、容器包装リサイクル品以外のプラスチック類などが「家庭ごみ (もやせるごみ)」として処理が可能となります。

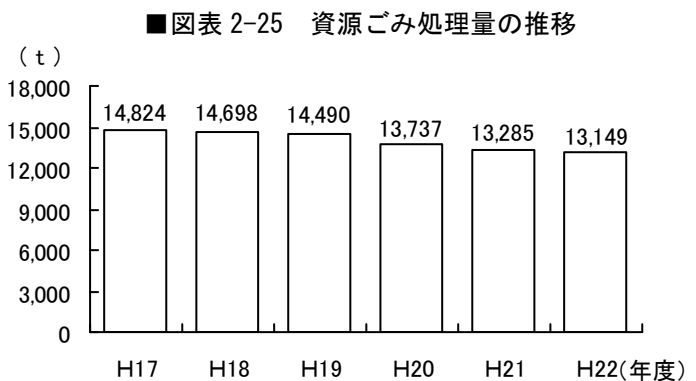


※東出雲を含まない

c. 資源ごみ

資源ごみは、西持田リサイクルプラザや川向リサイクルプラザに持ち込んだ後、中間処理を行ったうえで再資源化されます。

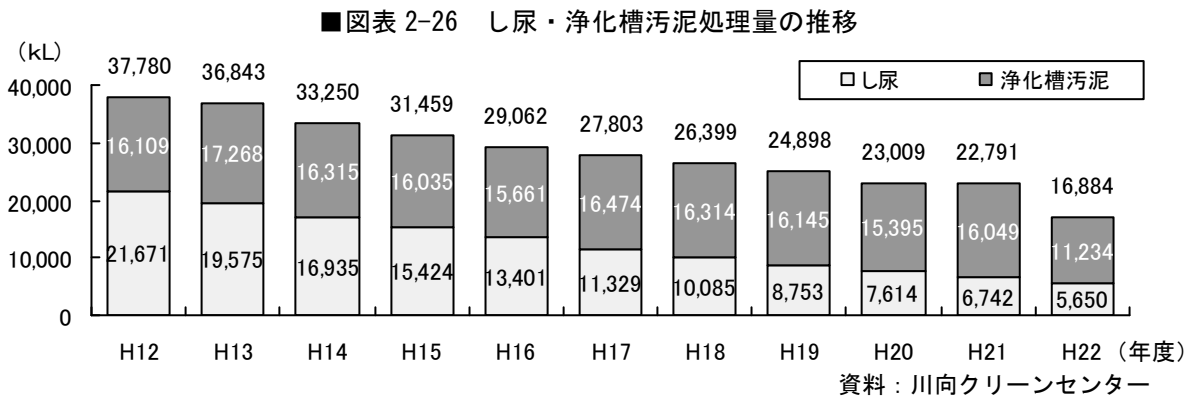
資源ごみ全体の処理量は、近年は概ね13,000t 程度で推移しています。



※東出雲を含まない

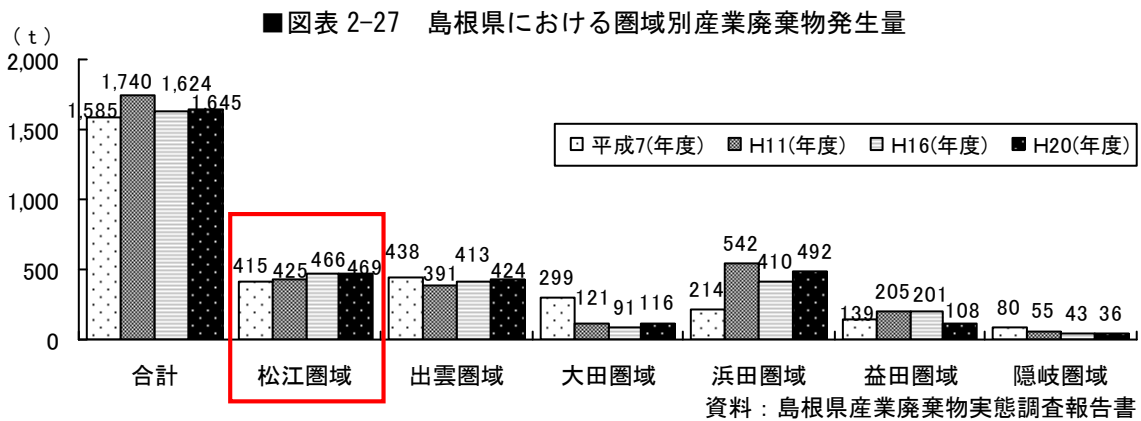
d. し尿

本市におけるし尿・汚泥処理は、川向クリーンセンターにおいて行っています。公共下水道等整備の進展により、処理量は減少傾向にあります。



e. 産業廃棄物

東出雲町と安来市を含む松江圏域においては、平成7年以降、徐々に産業廃棄物発生量が増加しており、平成20年には469tとなっています。



f. 不法投棄

市内の不法投棄は、テレビや自転車、タイヤが主なものとなっており、平成21年度は約21tを回収しています。

特に、地上デジタルテレビへの完全移行が平成23年7月に実施されたこと、家電リサイクル法によりテレビの処分にリサイクル料が発生することから、テレビの不法投棄が急激に増加しています。

(8) 化学物質

馬潟工業団地周辺水路から検出されたダイオキシンについては、底質の封じ込め工事を行いました。

(9) 原子力

本市は、全国で唯一原子力発電所が立地する県庁所在地です。市民の安全確保と環境の保全を図るため、島根県とともに中国電力と安全協定を締結し、島根原子力発電所の運転状況や環境放射線等の調査結果について報告を受けています。平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により、福島第一原子力発電所で大きな事故が発生したことを受け「松江市地域防災計画」の見直しを行うとともに、環境監視（モニタリング）の充実を図ることをしています。

2. 地球環境

松江市の温室効果ガス排出量は、平成 20 年度時点（速報値）で 1,425 千 t-CO₂ となり、京都議定書の基準年である平成 2 年度（1,224 千 t-CO₂）と比較して 16.5%増加しています。

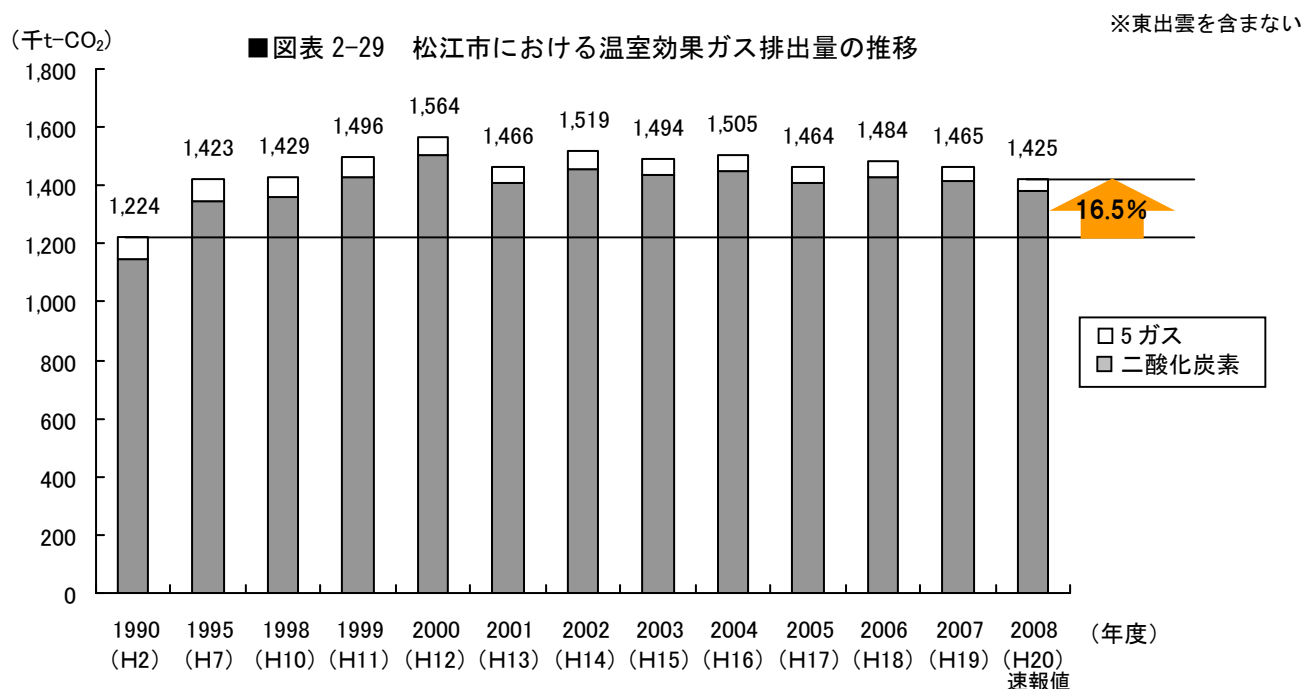
平成 2 年度以降の推移をみると、平成 12 年度の 1,564 千 t-CO₂ まで増加傾向が続いていましたが、それ以降は増減を繰り返しつつも微減傾向にあります。

温室効果ガスのうち、約 97%を二酸化炭素が占めており、その中でも、家庭部門から排出される二酸化炭素が最も大きな割合を占めています。

地球温暖化により、災害の激甚化や感染症の拡大など、人命に直接影響を及ぼす事態が発生することも予測されており、省エネルギー行動の実践や新エネルギー導入などを計画的に推進し、低炭素社会への転換を目指すことが求められています。

■ 図表 2-28 松江市における温室効果ガス排出量の推移 (千 t-CO₂)

年度	H2	H7	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20 速報値	1990 年度 対比
二酸化炭素	1,148	1,350	1,357	1,431	1,502	1,410	1,457	1,437	1,447	1,409	1,427	1,412	1,378	20.0%
家庭部門	275	337	345	370	404	376	391	383	400	412	415	419	400	45.5%
業務部門	236	298	311	333	374	364	382	366	375	372	382	381	375	58.4%
産業部門	220	223	212	224	234	200	207	217	214	185	193	199	198	-10.2%
運輸部門	396	465	458	467	456	435	441	435	429	408	402	385	366	-7.6%
廃棄物部門	20	28	30	37	34	35	35	35	30	32	35	29	40	94.2%
その他の温室効果ガス (5ガス)	76	73	72	66	62	57	62	57	58	54	57	53	48	-37.3%
メタン CH ₄	31	29	25	24	23	22	23	22	22	22	22	21	21	-34.0%
一酸化二窒素 N ₂ O	21	20	19	19	18	17	18	16	15	15	16	16	15	-28.6%
ハイドロフルオロカーボン類 HFCs	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	39.7%
パーフルオロカーボン類 PFCs	9.5	9.5	12.3	10.1	10	8.2	9.9	9.3	10.4	8.7	9.1	7.1	4.5	-52.6%
六フッ化硫黄 SF ₆	11.4	11.4	12.5	9	7.5	6.2	7.5	6.8	7.1	5.6	6.1	4.9	3.7	-67.5%
合計	1,224	1,423	1,429	1,496	1,564	1,466	1,519	1,494	1,505	1,464	1,484	1,465	1,425	16.5%



※上記における「松江市」とは、旧松江市（平成 23 年 7 月時点での松江市）であり、東出雲町は含まれていません。

3. 環境政策

(1) 自然環境の保全・活用

○自然環境・生活環境調査

松江市では、主要な 25 河川、41 地点において、毎年水質調査を実施しています。全体として、河川の汚濁度を計る BOD の値は減少してきており、水質の改善が図られています。

特に平成 3 年から平成 12 年頃まで、汚濁が激しかった市内中心部の山居川、馬橋川、北堀川、北田川などの BOD 値はかなり減少し、水質改善が図られて来ました。

また、騒音については橋北と橋南の 3 地点ずつ、騒音を代表すると思われる地点において、騒音規正法に基づく環境騒音調査を実施しています。

○緑化の推進

本市では、市街地内緑化、地球温暖化防止対策の一環として、小学校の校庭の芝生化に取り組んでいます。平成 21 年度から 22 年度にかけて 10 校の植栽を完了しました。平成 23 年度には 6 校の植栽を予定しており、全 31 校のうち、5 割以上の芝生化が完了する予定です。

また、平成 21 年 10 月に「松江市屋上緑化等補助制度」を創設しました。屋上等の緑化に対する補助制度は、山陰では初の試みです。平成 21 年度は 2 件、平成 22 年度 1 件に補助金を交付するとともに、松江国際観光案内所に壁面緑化システムをモデル的に設置しました。

さらに、平成 20 年度からは森林の公益的機能の促進を通じた二酸化炭素吸収源の確保などを目的として、竹林の侵入や松枯れにより荒廃している島根半島部の森林を対象とした不要木の伐採、植樹等を行う「緑の森再生事業」に取り組んでいます。

(2) 循環型社会の構築

○新ごみ処理施設の建設・供用

本市では、現在、可燃ごみの処理を南工場（昭和 51 年 4 月供用開始）と北工場（昭和 59 年 9 月供用開始）で行っています。しかし、両工場とも供用開始から既に 20 年以上が経過しており、老朽化による耐用年数を迎えることから、新ごみ処理施設の建設し、平成 23 年度から供用開始しています。

これにより、容器包装リサイクル品以外のプラスチック類などもやせないごみも、新ごみ処理施設において処理することができるようになります。

■川向リサイクルプラザ

○リサイクル

本市では、家庭から出る資源ごみを、川向と西持田の 2 ヶ所のリサイクルプラザで中間処理を行い、リサイクルを推進しています。

このうち、平成 14 年度に供用開始した川向リサイクルプラザでは、併設する「くりんぴーす」において、ごみ問題やリサイクルに関する啓発活動を行っています。



○松江市きれいなまちづくり条例

松江市では、市民・事業者・行政の協働によるまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進するため、「松江市きれいなまちづくり条例」を平成18年10月1日に施行しました。

この条例は、快適な生活環境の確保を図るという観点から本市全域において「空き缶・たばこの吸い殻などの投げ捨て、歩きたばこ、落書き、飼い犬のふんの放置」の4つの行為を禁止しています。

また、美化推進地域・喫煙制限区域を設定し、同区域内においては命令違反者に対して2万円以下の過料（罰則）が科せられます。



= 美化推進地域 = 喫煙制限区域 ※詳しくは

区 域	禁止行為	違反者に対する罰則等
市内全域 (公共の場所)	<ul style="list-style-type: none"> ●空き缶・たばこなどの投げ捨て ●歩行中の喫煙 (努力義務) ●落書き ●飼い犬のふんの放置 	<p style="text-align: center;">指導・勧告・公表</p> <p>勧告に従っていただけない場合、氏名等を公表する。</p>
美化推進地域	<ul style="list-style-type: none"> ●空き缶・たばこなどの投げ捨て ●落書き ●飼い犬のふんの放置 	<p style="text-align: center;">指導・勧告・命令違反者に対して2万円以下の過料</p> <p>(平成19年4月1日から適用)</p>
喫煙制限区域	<ul style="list-style-type: none"> ●吸い殻入れが設置されていない場所での喫煙 	

○レジ袋削減

平成 22 年 2 月、市内事業者等により構成される「レジ袋削減推進協議会」と松江市が「松江市におけるレジ袋の削減推進に関する協定」を締結し、4 月 1 日から（レジ袋）有料化によるレジ袋の削減に取り組んでいます。

レジ袋有料化実施後はマイバッグ持参率が実施前の約 40%から約 88%となるなど、成果をあげています。

■レジ袋削減協定締結式



○中海・宍道湖一斉清掃

平成 17 年 11 月に中海と宍道湖がラムサール条約に登録されたことを契機として、中海、宍道湖一斉清掃を実施しています。「環境保全」と「賢明な利用」に対する地域住民の意識の高揚を図ることを目的に、鳥取島根両県及び関係自治体・地域住民等が協力して行っています。

中海清掃は毎年 6 月の環境月間とあわせて実施し、平成 22 年度は松江市からは 2,800 人が参加し、6.8t のごみが集まりました。

○クリーンまつえ

クリーンまつえは、多くの市民が参加・協力し、自然に恵まれた環境を一層美しく、明るく、住みよいきれいなまちにすることを目的として、毎年春と秋に清掃を行っています。

公民館を通じて自治会、町内会等に参加を呼びかけ、平成 22 年度は春季約 11,000 名、秋季約 8,000 名の参加により、それぞれ 46t、32t のごみが集められました。

○ごみ減量貯金箱

本市のごみ減量のシンボルとしてごみの出される状況を市民に知らせるとともに、ごみ減量のアイデアを入れる意見箱として、平成 20 年度に「ごみ減量貯金箱」を市役所本庁と環境センターなどに設置しました。

ごみ減量貯金箱には、毎月のごみの減量分をお金に換算して「貯金」しており、この貯金を「ごみ減量貯金箱還元金」として、市民・事業者の環境活動を支援しています。

(3) 地球環境保全

○事務事業における率先行動

松江市では、事務事業から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、平成13年に「松江市エコオフィス実践計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組んできました。また、平成18年12月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を率先して取得するとともに（平成23年4月にISO14001の契約は解除しています）、継続して地球温暖化対策に取り組んでいます。

○地球温暖化防止を支援する補助制度

本市は、地球温暖化防止を推進するため、新エネルギー設備などの導入に対する補助制度を創設し、導入を検討する市民や事業者などを支援しています。

■図表 2-30 地球温暖化防止を支援する補助制度（平成23年3月現在）

補助金等名称	目的
松江市屋上緑化等補助金	松江市内の建築物の屋上又は壁面を緑化する方に対し補助金を交付し、緑豊かな景観の創出及び都市環境の向上に寄与する。
松江市住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金	地球温暖化対策における二酸化炭素の排出量削減及び省エネルギー推進のため、住宅用太陽光発電システムを設置される方を対象として補助金を交付する。
松江市事業所用太陽光発電導入促進事業費補助金	地球温暖化対策における二酸化炭素の排出量及び省エネルギー推進のため、事業所用太陽光発電システムを設置される事業者の方を対象として補助金を交付する。

○公共交通体系の見直し・ノーマイカー運動の推進

本市は、車から排出される温室効果ガス排出量削減のため、中心市街地の一般車乗り入れ制限やバス料金見直しなどの社会実験を行っています。

また、ノーマイカー運動を積極的に推進しており、年に1週間程度の「ノーマイカーウィーク」を実施するとともに、平成23年度からは市職員の通勤距離に応じた自家用車通勤規制を開始しており、率先してノーマイカー運動に取り組んでいます。

○天然ガス供給

松江市ガス局では、「環境にやさしい街づくり」への貢献を企業理念に掲げて、天然ガスの供給を行っています。

天然ガスは、化石燃料（石炭・石油・天然ガス）の中で最も単位エネルギーあたりのCO₂排出量が少なく低炭素社会の実現に向けて重要なエネルギー源であり、他のエネルギー源とのベストミックスを図りながら利用の拡大を進めていくことで、地球温暖化の防止につながります。

(4) 環境保全活動への市民参加

○松江市環境フェスティバル

本市は、平成5年から毎年「松江市環境フェスティバル」を開催しています。本フェスティバルは、環境について考えるためのきっかけづくり、環境活動に積極的に取り組む市民や事業者の活動発表の場などとして、毎年様々なテーマで開催し、5,000人程度が来訪しています。

■図表 2-31 過去3年の環境フェスティバルにおけるテーマと来訪者数

	テーマ	来訪者数
H20	「考えよう！私たちの未来を」～暮らしの中で一人ひとりができること～【リサイクル都市日本一】	約6,000人
H21	～だんだんと みんなで広げよう できること～【環境産業の新技術】	約6,000人
H22	自然環境～生物多様性～みんなでつなごう、いのちの輪	約4,500人
H23	「江戸（むかし）からつながるエコに学ぶ」～「もったいない」の知恵の輪～	約6,500人

■環境フェスティバルの様子



○エコタウンまつえ

エコタウンまつえは、市民が気軽に利用できる環境に関する情報の提供を目的とした環境新聞として、平成14年4月に創刊しました。平成23年度から年4回、市内全戸配布を行っています。

市民目線での紙面づくりを目指し、環境に関連する旬な話題を市民記者自らが取材し、原稿を執筆しています。

■エコタウンまつえ



○くりんぴーす

くりんぴーすはごみ問題に関する教育、研修の場として、川向リサイクルプラザ内に啓発施設として平成14年10月に開設しました。

ごみとして出される布やガラスびんなどを自分の手でリサイクルする体験教室や、環境講座、不用品の再生、展示などを行っています。

「くりんぴーす」は公募によって選ばれた施設の愛称であり、「Clean (きれいな)」という意味と「Piece (ひとつ)」をあわせた造語です。一人ひとりがごみや資源に対する認識を改め、「一つひとつ」の積み重ねで環境を守っていく意識を持とうという願いが込められています。

○エコショップまつえ

エコショップまつえは、平成14年4月から開設したくりんぴーすのアンテナ施設です。定期的な布のリサイクル体験教室などを行い、リサイクルや環境保全に対する意識を高める役割を担っています。

○まつえ市民大学環境カレッジ

まつえ市民大学は市民の生涯学習を推進し、自分づくり・地域づくり・仲間づくりを図る基本理念のもとに活動を進めています。コースのうちのひとつである環境カレッジにおいては、地球温暖化防止に関する内容はもとより、川での現場体験を通じた生物多様性に関する講座、くりんぴーすでの体験教室など、環境全般にわたる講座が開講されています。

また、環境カレッジの卒業生によって「まつえ市民環境大学村」が組織され、農薬を使わない野菜の栽培、宍道湖エコクルーズなど様々な取り組みを行っています。

■リサイクル教室の様子



資料：川向リサイクルプラザ

■エコショップまつえのリサイクル教室の様子



資料：川向リサイクルプラザ

■環境カレッジの様子（ゴビウスにて）



○まつえ環境市民会議

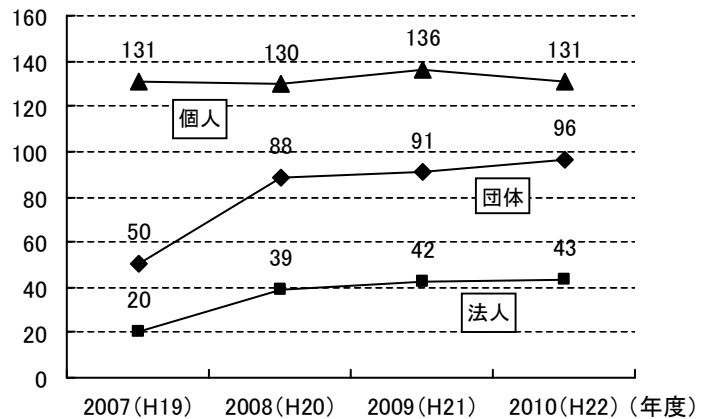
まつえ環境市民会議は平成 19 年 2 月、松江市環境基本計画を推進する市民・事業者・行政協働の組織として設立されました。平成 23 年 1 月末現在、個人会員は 131 名、団体会員が 43 団体、法人会員が 96 法人となっています。

環境に関する様々な側面から特徴的な活動を展開しており、例えば地球温暖化防止に向けた取り組みについては、ゴーヤの 20,000 本無料配布による「グリーンカーテン大作戦」や「エコドライブ講習会・街頭啓発活動」などを行っています。

■グリーンカーテン大作戦



■図表 2-32 市民会議会員数の推移



○松江市生活環境保全推進員

松江市生活環境保全推進員は、各公民館に 3~8 名、合計 118 名が委嘱されており、「ごみの適正処理・リサイクル」「生活排水」「環境・美化」「地球温暖化防止」などについて、地域のリーダー役として市民とともに各種活動を行いながら、指導・啓発活動の推進を担っています。

また、行政と市民のパイプ役として地域の要望・提言などの伝達にも協力しており、地域における環境保全活動推進の核となる存在です。

第3章 計画の基本理念と松江市が目指す環境像

3-1. 基本理念

松江市は、大山・隠岐国立公園など緑豊かな山々と美しい海岸線を誇る日本海やラムサール条約に指定された宍道湖・中海など豊かな自然環境に恵まれているとともに、古代からの貴重な歴史文化遺産を数多く有す「国際文化観光都市」です。

この恵まれた環境と調和した、文化的で潤いや安らぎのある豊かな郷土を次の世代に引き継いでいくことは、今の時代に生きる私たちの責務です。特に、近年地球温暖化や生物多様性などの問題が、世界レベルで議論されており、これらの及ぼす影響は、子どもたちの世代に、より顕著に現れると考えられます。

また、平成23年3月11日の「東日本大震災」により「安心・安全」に対する環境対策の取り組みの必要性が高まっています。

環境問題を解決するためには、本市に暮らす市民一人ひとりが身近な環境問題に目を向け、危機意識を持ち、環境保全への取り組みを自主的かつ積極的に進めることによって環境への負荷を減らし、持続可能な社会を構築していくことが求められます。

そして、市民・事業者・行政の連携により活動の輪を確実に広げていくことで、地域の個性や魅力が高まり、市民が誇りに思い、訪れる観光客等の癒しになるなど、未来の美しい松江のまちづくりにつながっていきます。

本市は、島根県の県庁所在地として、山陰の中核都市として、環境への取り組みの模範となる「環境主都」を目指して環境施策を展開するとともに、市民の環境意識が日本一高いまち「リサイクル都市日本一」を目指して、環境保全に取り組みます。

【松江市環境基本計画の基本理念】

世界に誇る環境主都まつえ

～リサイクル都市日本一～

Matsue –Leading City for Environmental Excellence

環境主都

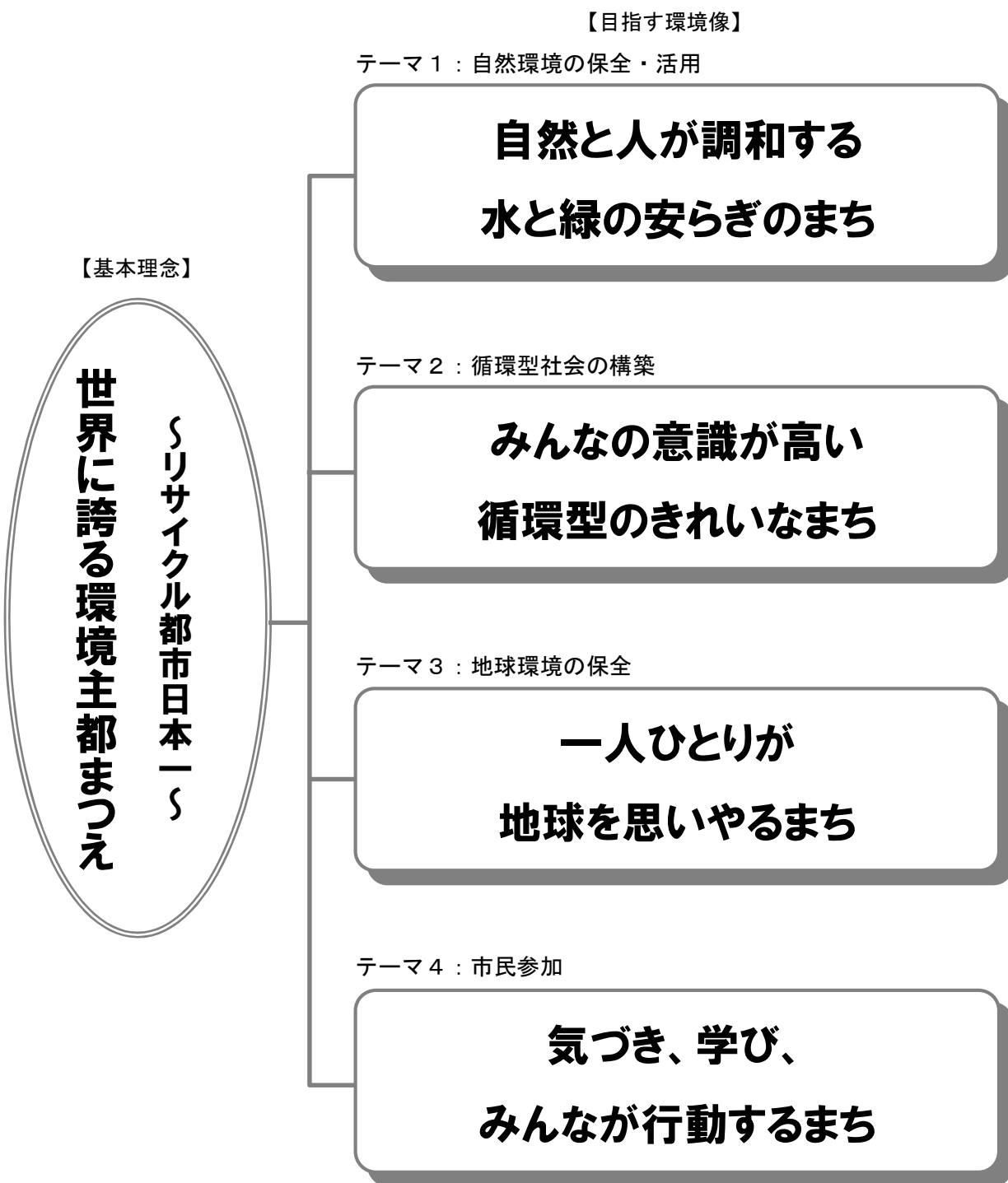
「主都」は、地方の主要都市を意味します（首都は中央政府のある都市の意味）。本計画では、環境を大切にする取り組みが他の自治体や地域の模範になる都市という意味で「環境主都」を用いています。

リサイクル都市日本一

松江市では、平成13年から「リサイクル都市日本一」を環境政策推進のキャッチフレーズに掲げてきました。リサイクルの推進を通じて、環境問題全般について、市民の環境意識が日本一高いまちを目指しています。

3-2. 目指す環境像

本計画では、「自然環境の保全・活用」「循環型社会の構築」「地球環境の保全」「市民参加」の4つのテーマ別に、目指すべき地域の将来像を以下のとおり定めます。



1. 自然環境の保全・活用【自然と人が調和する水と緑の安らぎのまち】

松江市には、豊かで多様な自然環境が存在し、その中には多くの動植物が生息しています。私たちの生活は、こうした自然からの恵みを受けて成り立っています。また、市民や観光客など本市を訪れる人に癒しを与えてくれます。

一方、私たちの生活が、こうした自然へ負荷を与え、時には有害な化学物質などにより、修復不可能な状態に至るまで環境を破壊してしまうこともあります。

自然環境を守るためには、私たちの生活や産業活動と自然とがともに両立できるよう、その調和に配慮し、安全で安心な自然を創ることが求められます。

また、自然環境は守るだけでなく、積極的に活用していくことで、多くの人に癒しを提供する場となります。ただし、その際にはラムサール条約にもうたわれている「賢い利用」を心がけることが、生態系などの自然環境を守りながら育て、活用していくことにつながります。

本市の環境の特徴ともいえる「水」と「緑」を中心とした自然環境を確実に守り、失われた自然は少しずつでも復元し、多くの人に癒しを与えてくれる場として活用することで、国際文化観光都市として世界に誇れる安らぎのまちを目指します。



2. 循環型社会の構築【みんなの意識が高い循環型のきれいなまち】

私たちの生活や産業活動は、その中で必ず“ごみ”を出します。ごみは、燃やすことで多くの温室効果ガスを排出し、環境に負荷を与えます。また、ポイ捨てや不法投棄なども後を絶たず、悪臭や景観阻害の原因となります。

ごみを減らすためには、ごみになるものをもらわないこと、ごみにならないよう工夫すること、再使用すること、適正な分別と排出により再生利用する4Rを心がけることが大切です。

松江市では、「リサイクル都市日本一」の号令の下、4Rはもちろんのこと、市民の環境意識が日本一高いまちを目指して、平成22年度からは、本市内の小売事業者がレジ袋の有料化を実施し、8割の消費者がマイバッグを持参するようになるなど、市民のごみ減量に向けた意識は高まりつつあります。また、平成23年度からは新ごみ処理施設が稼働しています。

ごみを減らすとともに、適正な分別などにより循環利用することで循環型社会を構築し、本市を循環型のきれいなまちとすることを目指します。



3. 地球環境の保全【一人ひとりが地球を思いやるまち】

電気やガスなどのエネルギーは、私たちの生活に欠くことはできませんが、一方で多くの温室効果ガスを発生させます。

二酸化炭素を中心とした温室効果ガスは、本来宇宙に放出されるはずの熱を地球に閉じ込めてしまい、地球温暖化問題が発生しています。

地球温暖化により、海面の上昇、災害の激甚化、感染症の拡大などが懸念されており、温暖化問題への対応は喫緊の課題です。

日本は、平成 32 年度までに平成 2 年度対比で温室効果ガスを 25%削減することを公表しました。

地球温暖化問題の解決に向けては、「松江市生活環境保全推進員」等と連携し、一人ひとりができることから省エネルギーなどを実践するとともに、新エネルギーの利用や公共交通体系の見直しなどにより、社会全体が「低炭素社会」へと転換していくことが求められています。

また、地球温暖化対策は産業としての今後の成長も期待されることから、環境にやさしい観光地づくりや、環境ビジネスの振興などを積極的に推進することも求められます。

こうした取り組みを確実に進めるため、一人ひとりが地球を思いやり、温室効果ガスの排出が少なく、地球温暖化対策と産業振興が両立できるまちとなることを目指します。



4. 市民参加【気づき、学び、みんなが行動するまち】

環境問題は多岐にわたります。自然環境の破壊、廃棄物の増加、地球温暖化など、いずれも私たちの子どもたちの世代に、より大きな影響が現れます。

市民一人ひとりが環境に対する危機意識を持ち、身近なところから環境保全に向けた取り組みを実践していくことが重要です。

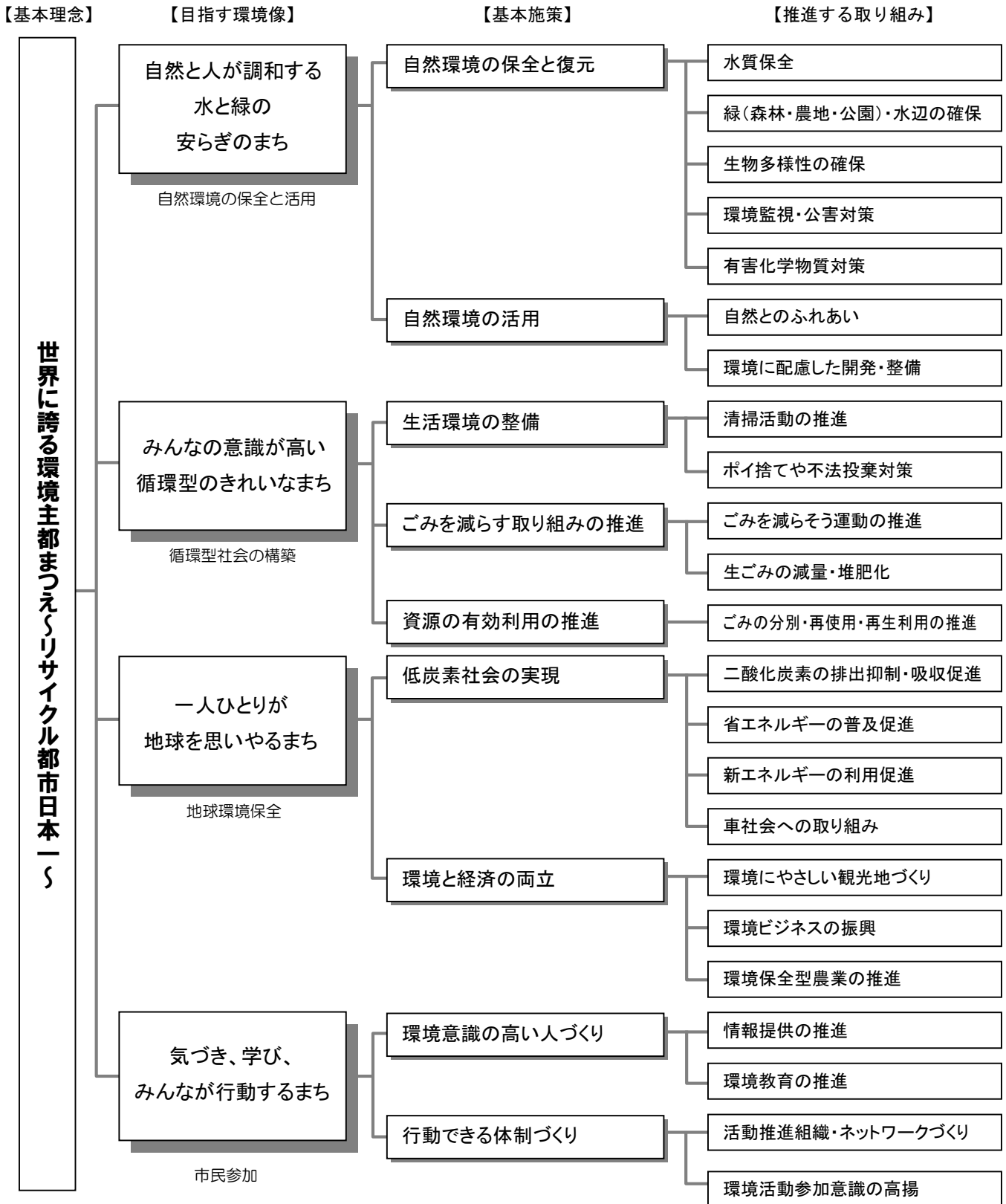
松江市では、環境問題に気づき、その対応策を学ぶため、積極的な情報発信に努めるとともに、「まつえ市民大学環境カレッジ」を開講し、環境に関する生涯学習を推進してきました。また、市民・事業者・行政の 3 者が協働で環境保全に取り組む団体として、平成 19 年に「まつえ環境市民会議」が設立されました。

こうした環境に関する講座の開催や、「松江市生活環境保全推進員」と連携した普及啓発活動、環境活動組織の支援などを通じて、1 人でも多くの市民が環境の危機に気づき、学び、そして実際の行動に移すことができるまちを目指します。



3-3. 施策体系

基本理念及び目指す環境像を実現するための基本施策、推進する取り組みを以下のとおり設定します。



第4章 推進する施策

4-1. 自然環境の保全・活用

「自然と人が調和する水と緑の安らぎのまち」を目指して

1. 自然環境の保全と復元

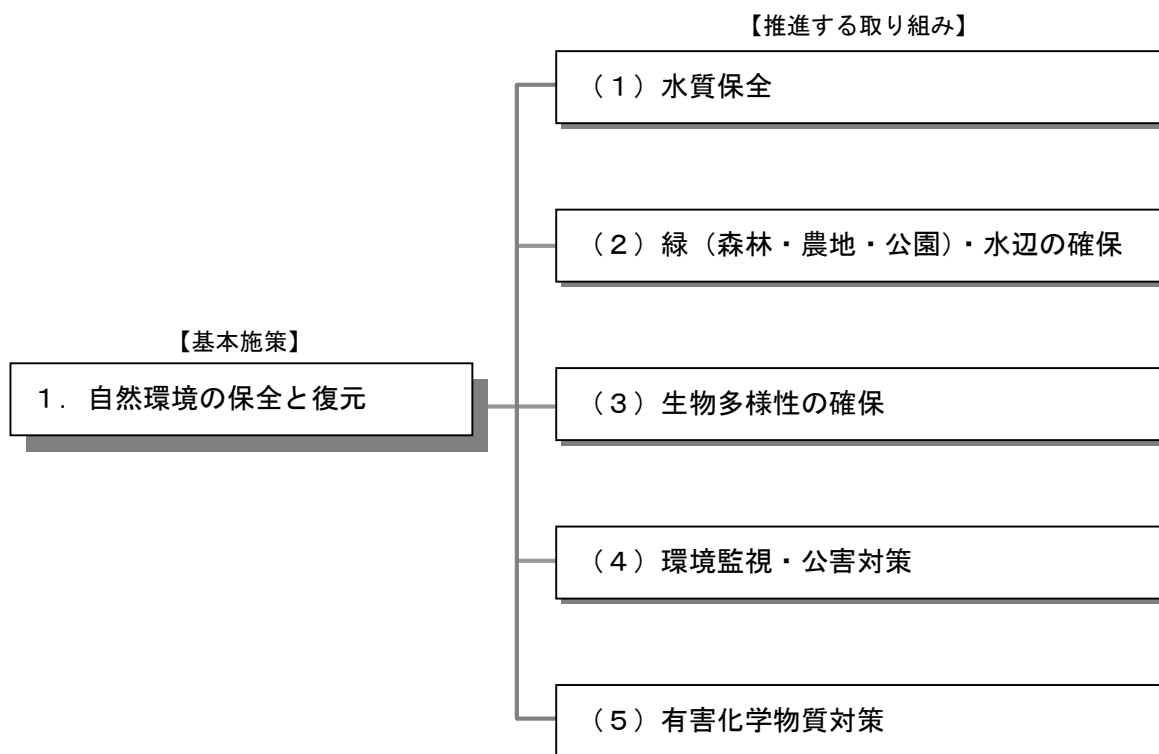
施策の方向性

私たちが生活する松江市は、豊かな自然環境に恵まれています。特に、宍道湖・中海や日本海などの「水」と、里山や農山村などの「緑」の各資源は、市民はもちろん、訪れる人たちに対しても、安らぎや癒しの時間・空間を提供してくれます。

しかし、近年では下水道普及率の向上に比して宍道湖・中海の水質改善が進まないことや、田畑の荒廃、生態系の変化などにより、「水」や「緑」の持つ魅力が失われつつあります。

「松江らしさ」の象徴ともいえる豊かな自然環境を、次世代を担う子どもたちへと引き継いでいくためにも、まずは一人ひとりができることから取り組み、その活動を松江市全体に広げて行くことが求められます。また、失われた自然については、時間をかけながら、元の姿を取り戻すことができるよう、継続して努力することが求められます。

さらに、市民が安心して暮らせる松江市であるよう、大気・水質の継続監視や有害化学物質の適正処理などを推進していきます。



(1) 水質保全

基本的な考え方

松江市は、汽水・海水・淡水という3種類の「水」に恵まれていることから、「水の都」と呼ばれています。「水」は松江を代表する自然資源であるとともに、世界に誇ることできる、松江らしさの象徴ともいえるのではないのでしょうか。

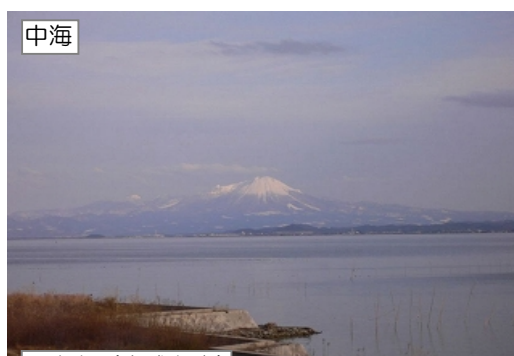
しかし、近年生活が豊かになるとともに、家庭、農林業や畜産業、事業所などから水質を悪化させる物質が流され、「水」が汚されてきました。

この、松江らしさの象徴である「水」を美しい状態に保つこと、あるいは水質改善に向けて努力していくことが現代を生きる我々の役目であり、そのためには、家庭や事業所でのちょっとした心がけ、また、行政による定期的な水質監視、専門機関等との連携を推進していくことが求められています。



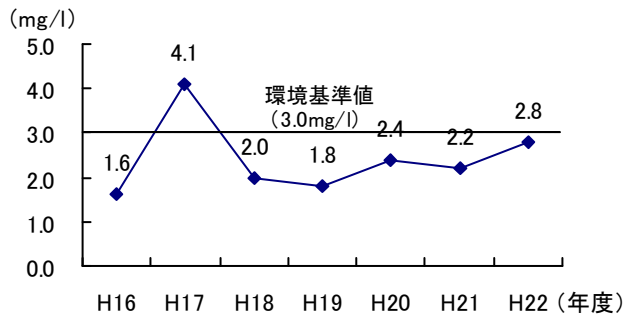
現況と課題

- 松江市は、汽水・海水・淡水という3種類の「水」に恵まれており、湖は宍道湖・中海、海域は日本海に接し、河川は斐伊川水系を中心に大小様々な川が約80あります。
- 水質については、宍道湖・中海の水質は、代表的な環境基準項目である「COD」、「全窒素」、「全りん」の各基準を数十年来達成していません。河川については、平成15年頃までは一部の河川で環境基準項目である「BOD」の基準を達成していませんでしたが、現在はほぼ全ての河川で達成しており、良好な環境が保たれています。
- 污水处理施設普及率は全市で約97%となります。美保関町が80%台であるものの、鹿島町、島根町、八束町が100%、その他の地域でも90%台となっています(平成22年度末)。

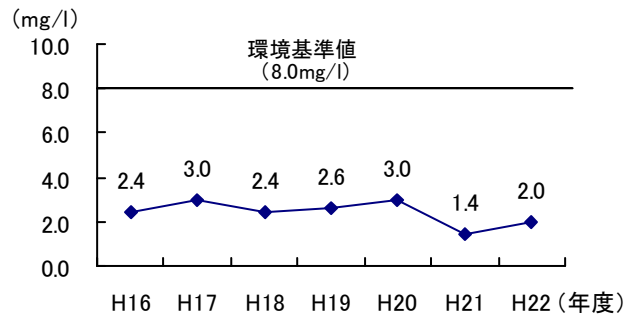


■図表 3-1 松江市の水環境

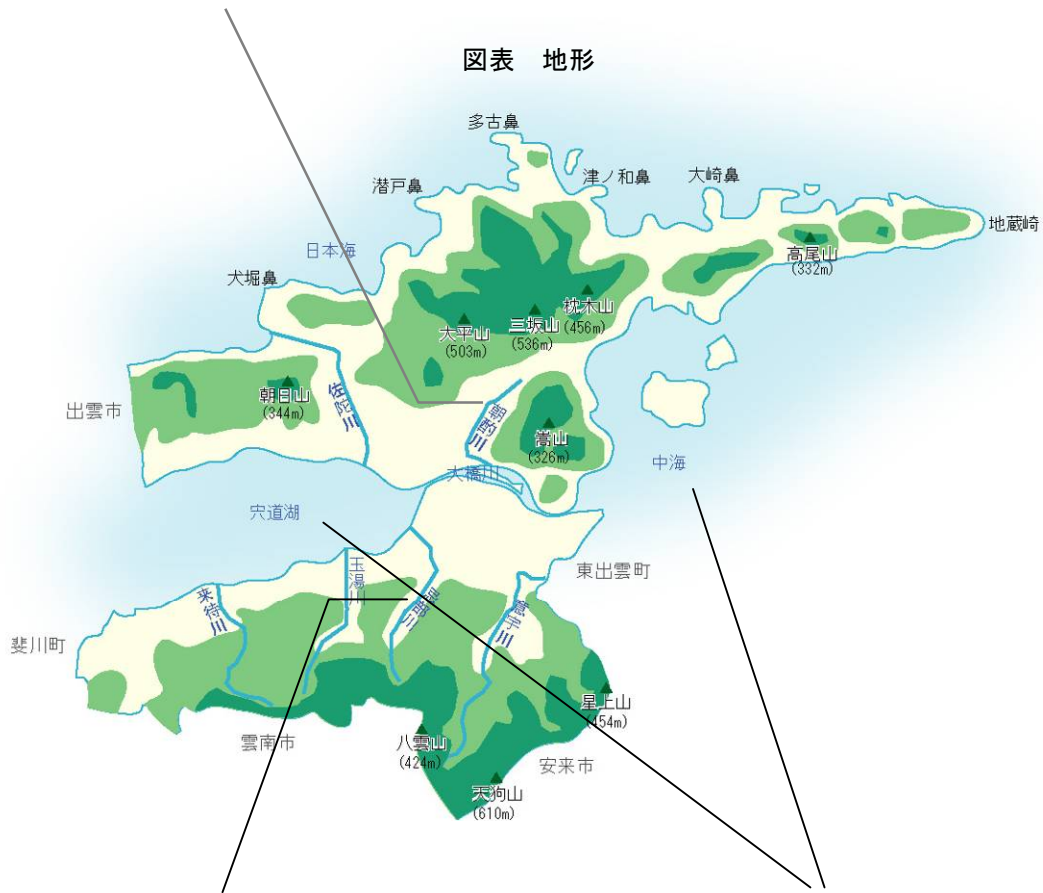
朝酌川 BOD75%値の推移



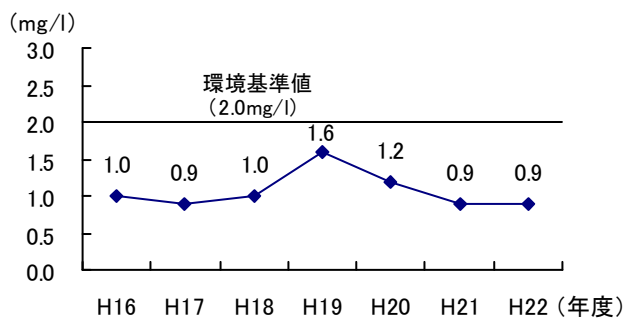
山居川 BOD75%値の推移



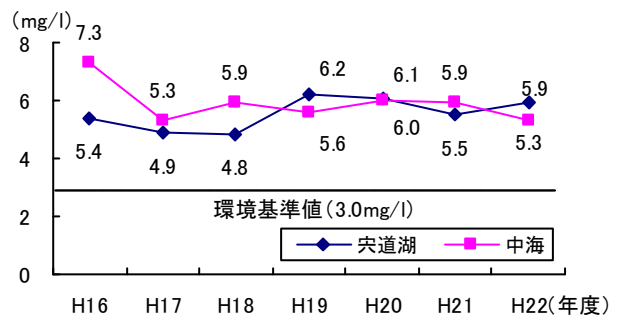
図表 地形



忌部川下流 BOD75%値の推移



穴道湖・中海 COD75%値の推移



取り組みの方向性

a. 流域自治体との連携による総合的な対策の推進

汚水処理施設普及率は平成 24 年度末には概ね 100%に達する見込みですが、宍道湖・中海の水質改善に向け、流域の関係自治体と連携・協働し、総合的な対策を進めていきます。

b. 汚水処理施設普及率 100%の早期達成

生活排水による水質汚濁を防止するため、「松江市生活排水対策推進計画」等に基づきながら、汚水処理施設普及率 100%の早期達成を目指します。

c. 水質保全に関する意識啓発

市民の水質保全に対する意識啓発を継続的に行います。

d. 水質汚濁対策技術の導入促進

水質汚濁対策技術の導入促進をはかり、河川や湖沼等の水質改善を推進します。

e. 「水の都」松江の水環境の次世代への継承

「水の都 松江」として、そのシンボリック的存在である宍道湖・中海及び日本海、斐伊川水系、堀川などの水環境を、美しい状態で将来の世代に引き継ぎます。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
		年度	値	年度	値	年度	値
宍道湖 (COD75%値)	mg/l	H22	5.9	H27	4.6	H32	-
中海 (COD75%値)	mg/l	H22	5.3	H27	5.1	H32	-
河川の水質 (BOD75%値) の目標達成河川数	箇所	H22	0	H27	4	H32	4
堀川の水質 (BOD75%値)	mg/l	H22	2.6	H27	2.0	H32	2.0

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【監視体制の整備】関係機関と連携し、海域・湖沼・河川等の公共用水域の水質の監視を行います。	環境保全課
a	【工場・事業場対策】工場等からの未処理排水や化学物質の漏洩防止のため、適切な設備の設置、維持管理等について指導に努めます。	環境保全課
a	【農薬使用の削減】ゴルフ場、田畑、公共施設等での農薬使用の削減の普及に努めます。	農業企画課
a	【宍道湖・中海対策】宍道湖・中海流域自治体や各種団体と連携した、水質改善事業を展開します。	環境保全課
b	【生活排水対策】公共下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備・設置・接続を促し、「松江市生活排水対策推進計画」に基づいた取り組みを行います。	下水道工務課
c	【意識啓発】清掃活動、体験教室などの開催を通じて、市民・事業者の意識啓発に努めます。	リサイクル都市推進課
d	【水質改善技術の導入】宍道湖や堀川の水質改善のため、新技術の導入推進を図ります。	環境保全課
e	【市民の参加促進】市民が松江の水環境を次世代に引き継いでいく意識を醸成するため、水に親しむ場の創出やイベント開催などに努めます。	環境保全課

■市民の取り組み

取り組み内容	
b	【 汚水処理施設接続 】公共下水道や集落排水施設などの整備区域では速やかに接続し、それ以外の地域では浄化槽の設置及び適正な維持管理に努めます。
c	【 水質改善活動参加 】水質改善に寄与する動植物を保全する活動の継続・積極的な参加・拡充に努めます。
c	【 水質改善活動参加 】宍道湖一斉清掃など、河川、湖岸や海岸等における清掃活動や水質浄化活動などに積極的に参加します。
d	【 生活排水抑制 】調理くずや使用済みの食用油を適正に処理し、家庭からの雑排水の抑制に努めます。
d	【 農薬等の適正使用 】農薬・化学肥料等の適正な使用に努めます。
d	【 水辺でのマナー遵守 】河川、湖岸や海岸でレクリエーション活動などを行う際は、ごみを持ち帰るなどマナーを守ります。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
c	【 水質に関する社員教育 】排水量の多い事業所では、環境に対する基本方針を示すと共に、社員の環境教育を行うよう努めます。
c	【 水辺環境保全活動参加 】水質浄化、水辺環境保全の活動に参加・協力します。
d	【 排水処理施設等管理 】排水処理施設などの整備と適正な維持管理に努め、排水処理対策を徹底します。
e	【 排水基準の遵守 】事業活動に伴う排水は、敷地内において基準値を超えないように適正に処理します。特定事業所においては、排水の定期的な水質検査を実施するとともに、定められた排水基準を遵守します。
e	【 農薬等の適正使用 】農業においては、肥料や農薬の適正使用に努めます。

(2) 緑（森林・農地・公園）・水辺の確保

基本的な考え方

「水」と同様に松江市内には、山林や水田等を中心に、豊富な「緑」も存在します。山林や水田は、その景観によって安らぎや癒しを提供してくれるとともに、二酸化炭素の吸収や、水を蓄えて、洪水や地すべりなどを防止するという役割も担っています。しかし、農林業者の高齢化や後継者不足等により、田畑が荒れたり、山林の間伐が停滞し、本来の機能を果たすことができない状況となっている場合があります。

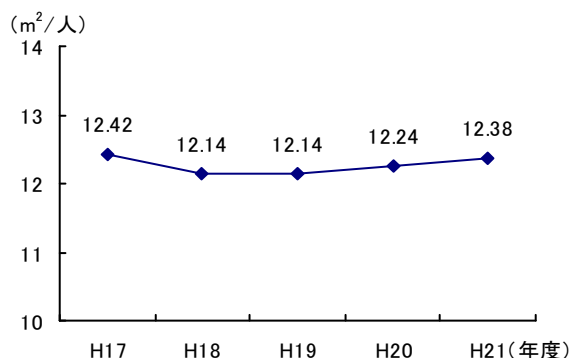
山林や水田など、自然環境が適切に管理されなくなり、荒廃が進むと、それらを元に戻すことは容易ではありません。不要な開発等は極力避けるとともに、市民一人ひとりが「緑を守る」という意識を高め、自らが緑を守るとともに、緑を守りやすい社会の構築や、緑を守る制度の改善を図る必要があります。



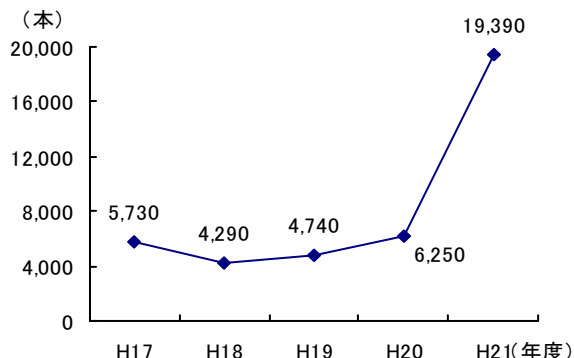
現況と課題

- 松江の緑は、北山山系・南部丘陵地の山の緑、城山・樂山等の歴史的背景を持つ緑、市街地に点在する小規模な丘陵地など、全体として豊かな状況にあります。
- 市街化の進展、農林業者の高齢化や後継者不足等により、田畑・里山の減少や荒廃、竹林の繁茂、山林の間伐停滞などの問題が生じています。
- 市民一人あたりの都市公園面積（12.4 m²）は、全国平均（9.4 m²（平成19年））よりは高く、島根県平均（17.5 m²（平成20年））よりは低い状況にあります。（資料：島根県）
- 市街地においては、密集地が多く緑化スペースが少ないことから、民有地における身近な緑は不足しています。
- 周辺地域においては、身近な緑は豊富に存在するものの、それらの有効活用はまだ不十分といえます。
- 水辺については、宍道湖・中海、日本海、多くの河川を活用した親水空間が各所に点在しており、それらを活用したイベント等も行われていますが、認知度が不十分であるなど、有効に活用されているとはいえない状況にあります。

■ 図表 3-2 一人あたりの都市公園面積



■ 図表 3-3 植林本数



取り組みの方向性

a. 森林づくり活動の推進、森林に対する意識の向上

森林の整備・保全を推進するため、森林づくり活動の推進、森林に対する意識の向上を図ります。

b. 耕作放棄地対策の推進

耕作放棄地対策を推進し、農地の有効活用・保全を進めます。

c. 里山における竹林の繁茂の防止

里山における竹林の繁茂を防ぎ、里山の魅力を保全します。

d. 都市公園の整備、市民の緑化運動等の推進

「松江市緑の基本計画（平成19年策定）」に基づき、計画的に民有地や公共施設の緑化や都市公園の整備を図るとともに、市民による緑化運動や生け垣の設置等を奨励します。

e. 水辺空間の整備と水辺の保全意識の啓発

水とふれあえる水辺空間を整備するとともに、自然観察会などを通して水辺の保全意識の啓発を行います。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
植林本数及び面積（累計）	本 ha	H22	23,000 5.75	H27	200,000 55.75	H32	—
市民一人あたりの緑地面積 （都市計画区域）	m ²	H21	72	H27	85	H32	91

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【森林整備】植林、間伐の実施などにより、計画的な森林整備に努めます。	農林課
a	【農業振興】農林業就業者を環境保全の担い手として評価します。	農業企画課
b	【市民農園活用】耕作放棄地対策を推進し、遊休農地等を活用して市民農園などの普及活用を図ります。	農業企画課
c	【竹の資源化】竹林の繁茂を防止するとともに、竹を資源として活用できる手法を検討します。	農林課
d	【森林保全意識向上】市民や事業所参加による森林づくり活動を推進し、森林に対する意識の向上を図ります。	農林課
d	【公園の質向上】「緑の基本計画」に基づき都市公園を整備し市民ニーズを踏まえて公園の質の向上を図ります。	公園緑地課
d	【地域緑化推進】「緑の基本計画」に基づき、民有地・公共施設の緑化や街路樹等の整備を図ります。	公園緑地課
e	【水辺意識の高揚】清掃活動、水質保全活動、体験学習を通じて、水辺環境に対する意識の高揚を図ります。	環境保全課 リサイクル 都市推進課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【森林ボランティア参加】森林ボランティアなどに積極的に参加し、森林の保全に努めます。
a	【適正な森林管理】森林所有者は、森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。
b	【適正な農地管理】農地所有者は、優良農地の保全に協力し、適正管理に努めます。
b	【農地の活用】遊休農地や市民農園を活用します。
b	【空き地の適正管理】空き地の土地所有者は、適正な維持管理に努めます。
c	【森林づくりへの協力】森林づくり活動や里山整備に協力します。
d	【減農薬】家庭菜園や庭での農薬や化学肥料等の使用削減に努めます。
d	【公園の適正利用】公園を大切かつ有効に利用するとともに、清掃活動などへの積極的な参加・協力を努めます。
d	【地域緑化への協力】市が定める「緑の基本計画」の推進に協力します。
d	【地域緑化への協力】街路樹の保全・管理など地域の緑化活動への参加・協力を努めます。
d	【家庭緑化の推進】庭木の植栽、生け垣、グリーンカーテンなどにより住宅の敷地内緑化に努めます。
e	【水辺の有効活用】水辺環境調査や自然体験活動に参加して、水辺を有効に活用します。
e	【水辺清掃実施】水辺の清掃活動等に積極的に参加します。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【適正な森林管理】森林従事者は、間伐や下刈り等などの森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。
b	【森林・農地の活用】森林や遊休農地などの有効活用に努めます。
c	【森林づくりへの協力】森林づくり活動や里山整備に協力します。
d	【地域緑化への協力】地域の公園・緑地・親水空間などの整備に協力するとともに、清掃・美化活動にも参加します。
d	【事業所緑化推進】事業所の敷地内や建物の屋上・壁面などの緑化を進めます。
e	【水辺保全推進】事業所周辺や事業所内の水辺環境の保全に努めます。



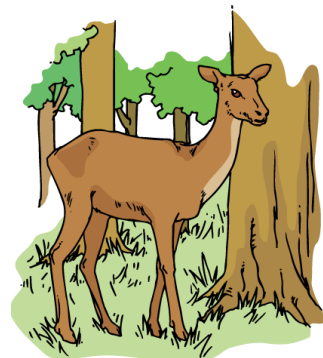
(3) 生物多様性の確保

基本的な考え方

松江市では、山林、平野、湖、海、川という様々な環境の中に、多くの動物や植物が生息しています。特に、宍道湖・中海は淡水と海水が入り混じった汽水湖特有の貴重な生態系を育んでいます。スズキ、モロゲエビ、ウナギ、アマサギ、シジミ、コイ、シラウオは宍道湖七珍と呼ばれ古くから親しまれてきました。中でも、シジミの漁獲高は日本一であり、全国の水揚げ量の約40%を占めています。

しかし、近年はブルーギルやセイタカアワダチソウのような、本来日本にはいないはずの動植物が、本市に昔から生息する動植物の生息環境を脅かしています。また、開発行為など、人の手によっても生態系に変化を生じさせており、自然生態系が本来のバランスを維持するために必要不可欠な生物多様性が失われつつあります。

私たちは、外来生物法などに基づき、本市固有の動植物を愛する心を育むとともに、外来動植物に対する正しい知識・理解を得ながら、一人ひとりが本市に生息する動植物を大切にすることが求められています。



現況と課題

- 宍道湖・中海は貴重な生態系を育んでおり、両湖には、約400種の動物、約50種の植物が確認されています。中でも、ヤマトシジミの漁獲高は全国一です。コハクチョウやマガンの飛来地として鳥類の宝庫でもあり、宍道湖グリーンパーク等においてはバードウォッチングも可能です。
- 宍道湖・中海はラムサール条約湿地として登録されており、「環境の保全」と「賢明な利用」に向けた様々な取り組みが展開されています。
- 松江市において、貴重とされている生物では、県の天然記念物に志多備神社のスダジイ（八雲町西岩坂）、市の天然記念物に千手院のしだれ桜（石橋町）や玉造上天満宮連理の古フジ（玉湯町玉造）など14のものが指定されています。
- 松江城山の桜や大根島のぼたん、美保関町のツツジなどは、貴重な観光資源ともなっています。
- 農地の宅地化、道路の拡幅化等による生息環境の減少や悪化による生態系の変化が問題となっています。
- 外国からの農作物や木材の輸入、ペットとしての不用意な購入・飼育・繁殖及び放棄してしまうことなどによる外来動植物の既存生態系への影響が懸念されています。

取り組みの方向性

a. 固有・外来動植物に関する正しい情報の周知による生態系保全の推進

松江市固有の動植物、外来動植物に関する生息・生育状況、関連法規制など、生態系に関する正しい知識を周知し、理解を促すことで、地域の環境特性に応じた生態系の保全を促進します。

b. 貴重な野生動植物の適正な保護

市内に生息する天然記念物や保存樹、その他の貴重な野生動植物の適正な保護を推進します。

c. 外来動物のペット化・繁殖、外来植物の栽培抑制

生態系に影響を与える恐れのある不用意な外来動物のペット化や繁殖、外来植物の栽培などを抑制します。

d. 有害鳥獣被害対策・外来種流入防止対策

生態系に影響を与える可能性がある有害鳥獣の被害対策や外来種の流入防止に向けた対策を推進します。

e. 市民のマナー向上に向けた啓発活動推進

市民が、山林、平野、湖、海、川などのつながりをよく理解するとともに、自然と共生するためのマナー向上のための啓発を行います。



スダジイ



ブルーギル

島根県水産技術センター提供



ヌートリア

中山間地域研究センター提供



セイダカアワダチソウ

島根県自然環境課提供

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【データベース作成】貴重な動植物の生息・生育状況を把握し、データベースを作成して市民に提供します。	環境保全課
a	【生態系に配慮した工法】開発工事等にあたっては、生態系に配慮した工法等の指導を行います。	建設指導課
a	【漁業者支援】水産資源を持続可能に利用する漁業者について、漁業認証取得などを積極的に支援します。	水産振興課
a	【水産資源保全】生物多様性の保全と、漁場となる沿岸地域における水産資源量の維持を両立させるよう努めます。	水産振興課
b	【天然記念物保護】天然記念物等に指定されている貴重な動植物の保護に努めます。	文化財課
c	【情報提供】ワシントン条約、外来生物法等に関する情報を提供し、市民の外来生物等の不用意なペット化や繁殖を抑制します。	環境保全課
c	【普及啓発】外来植物の特性や生態系への影響を周知し、不用意に栽培しないよう市民等へ働きかけます。	環境保全課
c	【普及啓発】動物に対する愛護意識を高めることで、ペットの放逐を抑制します。	環境保全課
d	【外来生物対策】県や自然保護団体、松江八束猟友会等と連携し、外来生物の防除・適正管理を推進します。	農林課
d	【有害鳥獣対策】「松江市鳥獣被害防止計画」「ヌートリア防除実施計画」等に基づき、有害鳥獣被害対策を推進します。	農林課
d	【作物被害対策】「有害鳥獣被害対策事業補助金」等により、ヌートリア等の作物被害対策を積極的に支援します。	農林課
e	【ビオトープ再生】河川、ため池、休耕田、公園、学校施設などを利用し、ビオトープの保全・再生を図ります。	環境保全課

■市民の取り組み

	取り組み内容
a	【情報提供】希少な動植物、傷ついた鳥獣、その他野生生物などの情報提供に努めます。
a	【動植物愛護意識高揚】自然観察会への参加、自然観察施設や自然環境マップなどの活用により、山林、平野、湖、海、川のつながりの大切さを学び、生き物を大切にすることを高めます。
b	【動植物に関するマナーの遵守】希少な動植物をみだりに捕獲・採取したり、傷つけたりしないよう努めます。
c	【動植物に関するマナーの遵守】生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種等動植物の持ち込みや放流は行いません。
c	【動植物に関するマナーの遵守】外来種のペットや植物などは、野生化しないよう責任を持って管理し、必要に応じて環境省への飼育の届け出などを確実にを行います。
e	【動植物に関するマナーの遵守】動植物の飼育に関するマナーやルールを順守します。

■事業者の取り組み

	取り組み内容
a	【夜間照明に関する配慮】夜間照明を使用する事業者は、生物に影響を与えないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間などに配慮します。
b	【生態系への影響を配慮した開発行為】開発等を行う際には、生物多様性の確保という観点から環境への影響を最小限にとどめるよう配慮します。
e	【消費者への適切な説明】動植物を販売する事業者においては、消費者に対して適切な管理についての情報を確実に提供するよう努めます。

(4) 環境監視・公害対策

基本的な考え方

高度経済成長以降、大量生産・大量消費の産業構造は、我々の生活を豊かにする一方で、「公害」という新たな問題を発生させました。水質汚濁や大気汚染などの公害は、美しい自然環境を破壊するにとどまらず、私たちの健康に重大な被害をもたらします。

松江市においては、公害による人体への重大な被害が発生したという事例はなく、また、典型7公害（水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、地盤沈下、悪臭、騒音、振動）については多くが国の定める環境基準を達成しています。

また、本市は全国で唯一原子力発電所が立地する県庁所在地であり、島根県とともに中国電力と安全協定を締結して、島根原子力発電所周辺の環境監視を行うとともに「松江市地域防災計画」に基づいて原子力防災訓練などを実施し、災害対応手順の確認、応急対策活動の的確化等に努めてきましたが、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により、福島第一原子力発電所で大きな事故が発生したことを受け「松江市地域防災計画」の見直しを行うとともに、環境監視（モニタリング）の充実を図ります。

今後も、公害による自然及び人体への被害を発生させないよう、定期的な環境監視を実施するとともに、公害に発展する可能性のある苦情等への適切な対応、一人ひとりの思いやりのある行動の促進が求められます。



現況と課題

- 「大気汚染防止法」に基づき、県が各所で常時監視を行っています。一般大気測定では光化学オキシダントが、自動車排出ガス測定では浮遊粒子状物質が環境基準を達成していないものの、それ以外の二酸化硫黄、二酸化窒素などは概ね良好な大気環境が保たれています。
- 「土壌汚染対策法」により、特定有害物質を製造などをする施設が廃止された場合や土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある場合、県知事は調査命令や地域指定をすることとなっていますが、松江市においてその事例はありません。
- 「悪臭防止法」に基づき、本市では特定悪臭物質の12物質について規制基準を設定しています。規制基準に適合しない場合には市長が改善勧告・命令を発することができますが、これまでは全て行政指導で対応しています。
- 「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、規制地域が指定されている本市においては、市長が規制基準を超えている特定施設等に改善勧告・命令をすることができますが、平成20年度に発生事例はありません。
- 平成20年度における本市の酸性雨の年平均phは4.54（5.6以下が酸性雨）であり、年々低くなりつつあります。

○本市における公害苦情件数（総数）は、平成 17 年に 36 件であったものが、毎年 10 件程度増加し、平成 20 年には 64 件となっています。その内訳は、約半数が大気（野焼き）に関するもので、約 3 分の 1 が騒音に関するものです。

○本市は、地域の代表者などの委員で構成される「松江市原子力発電所環境安全対策協議会」を設置し、環境放射線の測定結果などを報告するなど、市民への情報提供に努めています。また、市民が実際に避難活動を行う原子力防災訓練を実施するなど、地域防災計画に基づいて防災体制の整備に努めています。

○「東日本大震災」により福島第一原子力発電所において大きな事故が発生したことを受け、国が改訂する防災指針を踏まえ、県と調整を図りながら「松江市地域防災計画」の改訂、環境監視（モニタリング）の充実を図る必要があります。

取り組みの方向性

a. 良好な大気環境の維持

島根県等と連携し、定期的な大気環境測定結果の確認や、これに基づく事業所等への指導、市民への啓発により、良好な大気環境を維持します。

b. 悪臭対策の推進

生活排水対策や浄化槽の整備・点検等の臭気防止対策を推進するほか、工場・事業所等へは、悪臭防止法に基づいた指導を行います。

c. 騒音・振動対策の推進

工場・事業所に対しては、法令に基づく指導・規制を行い、建設工事現場等では低騒音・低振動型建設機械の使用を促進します。

d. 原子力広報・防災対策の充実

原子力広報による市民への情報提供を積極的に行うとともに、周辺地域住民の安全確保が最優先との考えのもと、今後改訂する地域防災計画に基づいた防災体制の充実に努めます。

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【大気監視】野焼きや工場排煙などの監視体制の整備を図ります。	環境保全課
a	【県との連携】工場や事業所に対しては、県と協力し、排出基準の遵守や化学物質の管理・使用削減、農林業の廃棄物の適正処理などの徹底に努めます。	環境保全課 農林課
a	【自動車排出ガス対策】低公害車の普及、公共交通機関の利用促進、エコドライブの推進、交通流円滑化対策など、自動車排ガス対策の充実を図ります。	環境保全課
a	【酸性雨に関する情報収集】関係機関と連携し、発生状況を監視するとともに、情報収集・提供に努めます。	環境保全課
b	【悪臭に関する普及啓発】事業所に対しては、「悪臭防止法」に基づき指導・規制を行い、家庭については、生活排水対策やごみの管理などについての普及啓発に努めます。	環境保全課
c	【騒音・振動防止】交通騒音については低騒音舗装の整備、遮音壁の設置、街路樹の設置などを推進し、事業活動や生活に伴う騒音・振動に対しては指導・規制に努めます。	環境保全課
d	【原子力情報の提供・知識の普及】松江市原子力発電所環境安全対策協議会における原子力関連情報の提供、意見の収集を積極的に行うとともに、市民の原子力に関する正しい知識の普及に努めます。	原子力安全対策課
d	【原子力防災体制】「松江市地域防災計画」に基づき、組織体制の充実や避難訓練を実施し、原子力防災体制の充実に努めます。	原子力安全対策課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【ごみの適正処理】家庭ごみなどは適正に処理し、野焼きはしないよう努めます。
a	【低公害車導入】低公害車などの環境負荷の少ない自動車の購入・使用に努めます。
a	【エコドライブ推進】自動車を運転する際は、アイドリングストップをするなどエコドライブを心がけます。
a	【公共交通機関利用】バスや電車などの公共交通機関をできるだけ利用し、近距離の移動には徒歩や自転車での移動に努め、自動車の使用を控えます。
a	【移動の効率化】カーシェアリングやレンタサイクル等の利用に努めます。
b	【浄化槽清掃】浄化槽の定期的な整備・点検や自宅周辺の下水・側溝の定期的な清掃を行います。
b	【ごみ集積所管理】ごみは決められた日に出し、ごみ集積所の清掃・管理に努めます。
c	【時間配慮】ピアノやカラオケなどは、近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮します。
c	【ペットのしつけ】ペットの鳴き声により近隣に迷惑をかけないように、飼い主は適切にしつけをします。
d	【原子力関連情報収集】原子力関連の情報を積極的に入手します。
d	【避難訓練参加】避難訓練等に積極的に参加します。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【低公害車導入】低公害車など環境負荷の少ない自動車の購入・使用に努めるとともに電動アシスト付き自転車や電動バイクの導入を図ります。
a	【エコドライブ推進】自動車を運転する際は、アイドリングストップをするなどエコドライブを心がけます。
a	【企業努力】特に自動車を多く保有する運輸事業者等は、環境保全の体制を整備し、「グリーン経営認証」などの取得を目指します。
a	【物流合理化】共同配送や一括配送など効率的な発注・受注システムの構築などにより、物流の合理化を図り、貨物自動車の使用を抑制します。
a	【大気汚染物質排出抑制】設備の更新などにより、事業所からの排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制や酸性雨原因物質の排出抑制に努めます。
b	【ごみの適正処理】農林業に伴う剪定枝や使用済みビニールなどは適正に処理します。
b	【悪臭防止法の遵守】工場などでは、「悪臭防止法」を遵守します。
b	【施設の適正管理】浄化槽など悪臭の原因となる施設の適正な管理に努めます。
c	【騒音・振動対策の徹底】低騒音・低振動型の機器の導入を進め、作業場等での対策を徹底します。
c	【緩衝帯整備】敷地周辺の緑化などにより、緩衝帯などの整備に努めます。
c	【光害防止】営業時間外における減灯または消灯の奨励、投光器などの使用の制限などに取り組みます。
d	【原子力関連情報収集】原子力関連の情報を積極的に入手します。
d	【避難訓練参加】避難訓練等に積極的に参加します。

(5) 有害化学物質対策

基本的な考え方

近年、これまで何気なく家庭で焼却していた廃棄物や、建設工事において保温断熱の目的で使われていた材料から、人体に悪影響を及ぼす物質が発生することが次々と明らかになり、大きな社会問題となっています。

焼却ごみ等から発生するダイオキシン類は、WHO（世界保健機構）によって発がん性が指摘されており、断熱材等として使用されてきたアスベストは、吸入によって肺がんや悪性中皮腫を引き起こすことが指摘されています。

その他にも、私たちの身の回りには多くの有害な化学物質が存在しており、これらを適正に管理するとともに、発生させないための努力を、市民・事業者・行政が一体となって推進し、松江市の環境とともに、私たちの健康を守っていくことが求められています。



現況と課題

- 有害化学物質の規制・管理については、「PRTR法」（平成11年）や「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年）などにより、厳しく定められています。
- 松江市においては、平成12年、馬潟工業団地の水路において、環境基準を超えるダイオキシン類が検出され、島根県の主導により対策工事が行われています。
- 本市においては、野焼きに関する苦情が年に20件前後あり、平成21年度は19件でした。

取り組みの方向性

a. 有害化学物質に関する情報収集及び正しい知識の習得

有害化学物質から健康を守るため、関連する情報を収集し、市民に提供する体制を整備します。

b. 有害化学物質の適正な管理・使用の徹底

事業者に対しては、法規制に基づき、島根県や保健所等と連携しながら、化学物質の適正な管理・使用の指導を行います。

c. ダイオキシン類、アスベスト対策

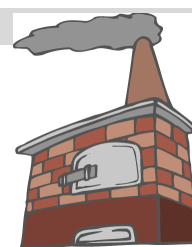
ダイオキシン類・アスベスト対策として、ダイオキシン類対策特別措置法の遵守や、建築物の解体工事等におけるアスベストの適正処理等についての指導を徹底します。



コラム：野焼きについて

野焼きは、有害物質であるダイオキシン発生抑制のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって禁止されています。

ただし、伝統行事や農業者の焼き畑、落ち葉焚きなどは例外として認められており、「禁止」と「例外」の境目が分かりにくい面もあるため注意が必要です。



各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【情報収集・提供】化学物質に関する最新の情報を収集し、市民・事業者への適切な情報提供に努めます。	環境保全課
b	【事業者への指導】PRTR法に基づき、関係機関と連携し、事業者に対して、有害化学物質などの適正な使用・管理に関する指導・規制に努めます。	環境保全課
c	【ダイオキシン類に関する指導】ダイオキシン類の発生抑制のため、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、野焼きや焼却炉の使用に関する規制を遵守するよう指導します。	環境保全課
c	【アスベストの適正処理】建築物の解体工事等にあたっては、確実なアスベスト対策を実施するよう、指導を徹底します。	建築指導課
c	【情報収集・提供】ダイオキシン類やアスベストに関する取り扱いや発生源、含まれている可能性のある構造物の特徴などの情報提供を推進します。	環境保全課 建築指導課

■市民の取り組み

	取り組み内容
a	【健康被害等の情報収集】化学物質の特性や健康被害などの情報を積極的に入手します。
b	【環境にやさしい商品の購入】環境に有害化学物質が排出されるおそれがある商品の購入・使用を控えます。
b	【農薬等適正管理】農薬等は適正に管理し、使用は可能な限り控えます。
b	【シックハウス対策】住宅を新築・改築する際などは、ホルムアルデヒドを発生させない安全な建材使用に留意し、シックハウス対策に努めます。
b	【有害物質の適正処理】水銀などの有害物質を含む電池や蛍光管を捨てる際は、適切に処理します。
c	【ダイオキシン類発生防止】ダイオキシン類を多量に発生する素材の使用を自粛します。
c	【野焼き等の防止】家庭ごみや庭木の剪定枝等は、法律で定められた基準以外の焼却炉での焼却や違法な野焼きはせず、適切に処理します。

■事業者の取り組み

	取り組み内容
a	【化学物質の情報収集】化学物質の特性や健康被害などの情報を積極的に入手します。
b	【化学物質関連法規遵守】化学物質を扱う事業所では、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PRTR法」などの関係法令を遵守し、有害化学物質の使用抑制、適正管理・処分を行います。
b	【化学物質に関する情報公開】自社が取り扱う製品に含まれる化学物質について把握し、情報の公開に努めます。
b	【シックハウス対策】建設業などの業種においては、建築物の新築等において、ホルムアルデヒドを発生させない安全な建材を利用するなど、シックハウス対策に努めます。
b	【環境にやさしい原材料の使用】有害物質等を含まない環境に優しい原材料の使用に努めます。
c	【野焼き等の防止】廃棄物の違法な野焼きは行わず、適正に処理します。
c	【PCB等関連法の遵守】PCBやアスベスト廃棄物を法律に従い適正に処理します。

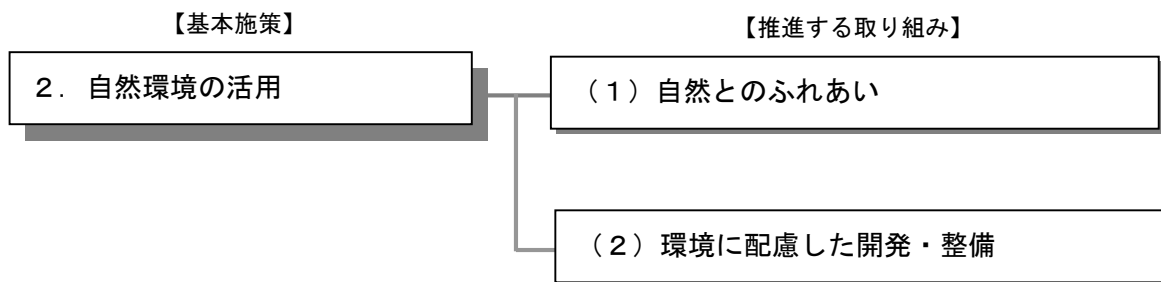
2. 自然環境の活用

施策の方向性

松江市は、豊かな「水」と「緑」という自然に恵まれています。これらを活用した、美しい日本海や宍道湖でのマリンスポーツ、緑に囲まれた松江城の内堀を船で巡る堀川遊覧船などには、松江を代表する観光スポットとして市外からもたくさんの方が訪れます。また、ふるさと森林公園のように自然とふれあうことのできる場も整備されており、市民の憩いの場として活用されています。

こうした、自然を活かした観光や、市民の自然とのふれあいをより充実させることが、市民や観光客に対して「安らぎ」を提供することになり、本市全体の活性化にもつながっていきます。ただし、自然環境を活用した安らぎの場や自然に親しむ場の整備等に当たっては、常に自然への影響を最小限に止めるよう配慮することが求められます。

豊かな自然環境とふれあう場の創出により、市民や訪れる人たちへの安らぎを提供するとともに、自然と調和した開発・整備の推進により、自然環境を賢く活用します。



(1) 自然とのふれあい

基本的な考え方

松江市には、豊かな自然環境を活用し、自然と気軽にふれあうことのできる場が各所に存在しています。自然とのふれあいは、市民をはじめ、訪れる人たちに癒しや安らぎを提供してくれるとともに、子どもたちの貴重な環境学習、体験学習の場としても活用できます。

しかし、近年、生活スタイルの変化などにより、子どもも大人も自然とふれあう機会が減少しつつあります。本市が持つ豊かな自然について学び、それらを大切にする意識を育み、持続的に本市の自然とふれあう場を確保していくための取り組みが求められています。

また、本市の自然は有力な観光資源でもあり、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど、市外から訪れる人たちが本市の自然に触れ、ともに自然を守るための取り組みに参加できる仕組みを構築することで、本市の自然が持つ魅力はさらに高まるものと期待されます。



現況と課題

- 市内には、「堀川遊覧船」「松江フォーゲルパーク」「関の五本松公園」など自然とふれあうことのできる観光施設や、市民の憩いの場となっている「マリパーク多古鼻」「宍道ふるさと森林公園」「星上山スターパーク」などがあります。
- 「松江神在月だんだんウォーク」など、自然と歴史を満喫するイベントが市内各所で開催されています。
- 「宍道湖親子しじみウォッチング」や野鳥観察会など、自然環境そのものを楽しむ取り組みが行われています。
- 「しまね田舎ツーリズム」として、神話や海、農作業などを体験できるツーリズム活動が行われています。
- 「まつえ市民大学」の特別コースとして、「やくもアグリ塾」を開講し、農業の基礎を学ぶ機会を設けています。
- 法吉北部地区自然観察路や玉湯町大谷地区では、ゲンジボタルを觀賞することができます。
- 市内各所に点在する「自然とふれあう」場については、必ずしも認知度が十分ではなく、有効に活用されているとはいえない状況にあります。
- 個別の活動が積極的に行われている一方で、それらに係わる機関・団体等の有機的な連携はまだ不十分です。

取り組みの方向性

a. 自然とふれあう機会の提供

宍道湖・中海、日本海、堀川等の「水」、また各観光施設、森林、歴史遺産の「緑」とふれあう機会を提供するとともに、それらの自然を活かした空間の整備を図ります。

b. グリーンツーリズムなど自然の魅力を高める取り組みの推進

グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどを通して、観光客も環境活動に参加できる仕組みを構築し、本市の自然の魅力を高めていきます。

c. 関連情報の集約・提供と関連団体等の連携強化

自然にふれあう機会や場に関する情報を集約・提供し、関連団体の連携促進や、市民等の自然にふれあう機会を創出します。

d. 自然とのふれあいの場整備にあたっての環境配慮

親水護岸など自然とのふれあいの場を整備するにあたっては、環境への影響を最小限にとどめます。

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【ふれあいの場の整備】自然とふれあうことのできる場の充実・整備に努めます。	公園緑地課
a	【ふれあいの機会の創出】自然環境を活用したイベント等を開催し、市民が自然とふれあうことのできる機会を創出します。	環境保全課
a	【体験学習の推進】まつえ市民大学環境カレッジなどを通して、体験型環境保全学習講座や学校における自然体験学習の実施を促進します。	市民活動センター
b	【環境保全参加機会の増加】観光、歴史・文化イベントへの参加や農業、林業、漁業などの体験を通じて、自然環境保全活動に参加できる機会を増やします。	環境保全課
b	【ツーリズムの振興】島根県等と連携し、松江におけるグリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどの振興を図ります。	観光文化課 農業企画課
c	【情報提供】自然とふれあうことのできる場や機会に関する情報を集約し、市民等へ提供します。	環境保全課
c	【連携促進】自然とのふれあいに取り組んでいる団体や企業、個人を把握し、活動内容に応じて連携を図ります。	環境保全課
d	【生態系への配慮】生態系に配慮しながら、護岸の整備など水に親しめる空間の創出に努めます。	公園緑地課 河川課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【自然とふれあう機会への参加】自然観察会や自然を楽しむウォーキング、サイクリングなど、自然とふれあう機会に積極的に参加します。
a	【自然とふれあう機会の増加】観光施設や公園等を積極的に活用し、自然にふれあう機会を増やします。
a	【ビオトープづくり】ビオトープなど生物がすすめる水辺づくりと適正な維持管理に積極的に参加します。
b	【農業とのふれあい】家庭菜園を設けたり、市民農園などを活用することにより、農業を通して自然とふれあう機会をつくります。
d	【マナーの遵守】自然とのふれあいにあたっては、マナーを守るよう努めます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【自然とふれあう機会の増加】観光施設や公園等を積極的に活用し、自然にふれあう機会を増やします。
a	【観光ビジネスの考案】自然環境を活用した観光ビジネスの考案などに努めます。
b	【農園等整備】農業従事者は、市民農園や体験交流施設の整備に協力します。
b	【田んぼ等の活用】田んぼ・畑のオーナー制を取り入れます。
b	【観光客への魅力発信】農業・林業・漁業等の従事者は、「しまね田舎ツーリズム」などに積極的に協力し、観光客等が松江の自然を楽しむ機会を提供するよう努めます。
d	【開発に際しての緑地等の確保】大規模な開発を行う際は、地域の人たちと話し合いの場を持ち、緑地や親水空間を広く設定するように努めます。

関の五本松公園



神在月ツデーウォーク



道の駅 秋鹿なぎさ公園

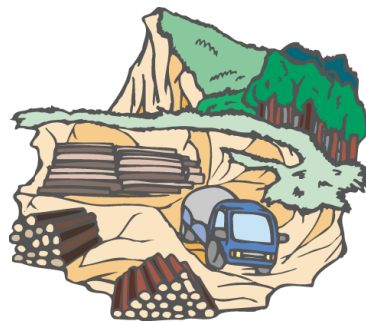


(2) 環境に配慮した開発・整備

基本的な考え方

私たちの生活を豊かなものとして維持したり、財産や生命を守るためには、自然環境の開発・整備が必要な場合があります。しかし、失われた自然環境を元のとおり復元することは極めて困難で、時間のかかるものです。開発・整備を行う際には、常に自然に対する影響を最小限にとどめる配慮を行い、自然と開発の「調和」を大切にすることが求められます。

また、松江市が有する美しい自然は、すばらしい景観を形づくっています。本市の景観は、宍道湖に沈む夕日をはじめとした重要な観光資源でもあり、開発・整備にあたっては、こうした景観上の配慮を行うことも重要です。



現況と課題

- 平成 19 年に策定した「松江市景観計画」により、景観を損ねる恐れのある行為について規制を行っています。
- 松江市中央を東西に流れる大橋川について、環境への影響や周辺まちづくりについて市民意見を聴取しながら、改修計画が進められています。
- 国土交通省の調査によると、大橋川改修による水質や生態系等環境への影響は小さいことが公表されていますが、改修工法やシジミ漁獲量への影響などについて、いまだ市民の懸念を完全に払拭するには至っていません。
- 松江市景観計画に基づきながら、各事業者等においても景観の保全・活用に向けた取り組みが行われています。
- 国道 9 号沿線、島根大学周辺など、計画的な電線の地中化を進めていますが、中心市街地など、いまだ電柱による歩道の占有や景観が阻害されている箇所があります。

取り組みの方向性

a. 周辺環境との調和の確保

開発・整備については、自然環境への影響を最小限にとどめるように配慮します。

b. 環境への配慮、市民意見の考慮による大橋川改修事業の推進

大橋川改修事業については、国土交通省、島根県等と連携し、市民の意見を十分に考慮するとともに、環境への影響を最小限にとどめるよう配慮します。

c. 景観計画に基づいた景観保全の徹底

「松江市景観計画」に基づき、本市の財産である景観を損ねる恐れのある行為について、厳しく指導・規制を行います。

各主体の取り組み

■市の取り組み

取り組み内容		担当課
a	【自然環境に配慮した整備・管理】多自然型護岸の整備や水辺の植物の確保など、自然環境に配慮した整備・管理に努めます。	河川課
a	【情報提供】自然環境の開発や整備に際しては、周辺住民意見を十分聴取するとともに、住民説明会等を通して情報提供に努めます。	建築指導課
a	【電線地中化】市内の電線地中化を計画的に推進します。	管理課
b	【大橋川改修による自然への影響の最小限化】大橋川の改修にあたっては、国土交通省、島根県等と連携し、市民の意見を十分に考慮するとともに、環境への影響を最小限にとどめるよう配慮します。	大橋川治水事業推進課
c	【景観計画の推進】「松江市景観計画」に基づき、本市の財産である景観を損ねる恐れのある行為について、規制・誘導を行います。	都市計画課 景観政策室

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【周辺環境との調和】住宅を建設する際などは、周辺環境との調和や適正な土地利用に留意します。
c	【景観配慮】住宅の新築・増改築等にあたっては、素材・色彩など、周辺の景観に配慮するよう努めます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【環境影響評価の実施】環境に影響を及ぼすことが予想される開発については、関係法令などに基づき環境影響評価を行うなど、適切な環境保全措置を講じます。
a	【多自然型整備工法の採用】開発行為や造成工事にあたっては、自然植生を破壊しないよう、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に努めます。
c	【景観配慮】店舗の案内サインなど、事業活動を通じた構造物の設置等に際しては、周辺の景観に配慮するよう努めます。

松江大橋



穴道湖夕日スポット



「みんなの意識が高い循環型のきれいなまち」を目指して

1. 生活環境の整備

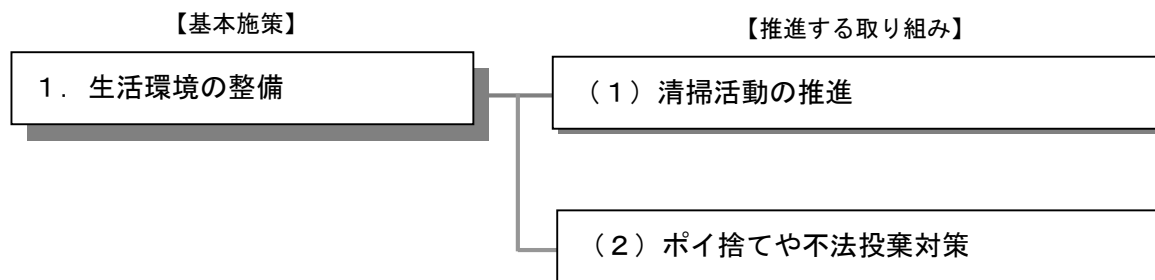
施策の方向性

豊かな水や緑、そこで育まれた歴史や文化は大切な資源であり、まちの誇りでもあります。まちを汚すことは、誇りを損ねるとともに、安らぎや潤いを損なってしまうことにもなります。

私たちが自分の住まいをきれいにするのと同じように、まちをきれいにすることは、そこで暮らす私たちの大切な役割です。

そのためには、ポイ捨てや不法投棄など、捨てられるごみそのものをなくすことや、汚されてしまったまちをきれいにするのが求められます。

本市においては、「クリーンまつえ」など既に自主的かつ積極的な清掃活動が各地で展開されており、こうした活動を継続拡大するとともに、「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、一人ひとりのごみに関するマナー向上に努め、きれいで美しいまちをつくります。



(1) 清掃活動の推進

基本的な考え方

松江市では毎年、みんなでまちをきれいにするため「クリーンまつえ」などの清掃活動を開催しています。また、企業グループや市民団体等により、市内各所で積極的に清掃活動が行われています。清掃活動への参加者は年々増加しており、市民の清掃に対する意識は高まりつつありますが、依然として参加する人と参加しない人との間には意識の差があることも確かです。

現在行われている清掃活動の取り組みをさらに継続・拡大していくとともに、市民・事業者・行政が一体となって、ごみのないきれいなまちで快適に生活するために、また、国際文化観光都市として気持ちよく観光客を迎えることができるよう、一人ひとりが一層意識して清掃活動に参加するとともに、より清掃活動に参加しやすい仕組みづくりを構築していくことが求められます。



現況と課題

- 市民ボランティアによる「クリーンまつえ」などを開催し、清掃活動を実施しています。参加者は年々増加傾向にあります。
- 「中海・宍道湖一斉清掃」が行われており、平成 22 年度は島根・鳥取両県から約 7,300 人が参加しました。
- 毎年、水郷祭の翌日には宍道湖周辺の清掃活動が行われ、多くの企業等が参加しています。
- 各種清掃活動に、多くの市民や事業者等が積極的に参加しており、清掃活動に対する意識・意欲が向上しつつあります。
- 清掃活動への参加者は増えつつあるものの、参加する人と参加しない人との間には、いまだ環境に対する意識の差があります。

取り組みの方向性

a. 市民参加型清掃活動の継続・拡大

市民参加型の清掃活動を継続・拡大し、その効果を高めます。

b. 清掃活動参加への意識啓発と参加しやすい仕組みづくり

市民や事業者の清掃活動への高い意欲をさらに高めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努めます。

c. イベントと清掃活動をセットで実施

各種イベントと、清掃活動をセットで実施するよう働きかけます。

d. 身の回りの清掃活動の推進

身の回りの清掃活動を促進します。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
クリーンまつえなど清掃活動の参加者の人口に対する割合	%	H22	6.5	H27	15.0	H32	20.0

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【クリーンまつえの継続拡大】「クリーンまつえ」を継続的に実施し、さらなる参加者や実施地域の拡大に向けた検討を行います。	環境保全課
a	【清掃機会の増加】市民や事業者が参加できる清掃活動の機会を増やすよう努めます。	環境保全課
a	【清掃活動に取り組む団体の支援】道路愛護団や河川愛護団など清掃活動に取り組む団体等を積極的に支援します。	管理課 河川課
a	【若い世代の清掃活動参加促進】市ホームページや大学生への講習等を通じて、若い世代の自治会や地域の清掃活動への参加を呼びかけます。	環境保全課 市民生活相談課
a	【自治会等との連携】自治会等による清掃活動を円滑に実施するための相談等に積極的に応じます。	環境保全課 市民生活相談課
b	【情報発信】市民や事業者が参加できる清掃活動について、ホームページや広報を通じて、積極的に情報発信し、より多くの参加を促します。	環境保全課
b	【意欲継続の仕組みづくり】自治会など、各種団体で実施されている清掃活動について、広報誌・情報誌等で積極的に紹介するなど、活動実施者の意欲継続と、啓発に努めます。	環境保全課
b	【清掃活動の具体的評価】事業者の道路、公園清掃等の実績に対して入札時の総合評価方式に加点するなど、清掃活動の実施を積極的に評価します。	契約検査課
b	【参加しやすい仕組みづくり】市主催のイベント等については、清掃活動と日程が重複しないよう配慮するなど、市民や事業者が参加しやすい仕組みづくりに努めます。	環境保全課
b	【清掃に関する窓口の設置】清掃活動など環境保全活動に関する市民の相談窓口を設置するとともに、「まつえ環境市民会議」等と連携し、環境活動推進に向けた課題を解決するための検討を定期的に行います。	環境保全課
c	【イベントと清掃をセットで実施】市内イベント等について、清掃活動をセットで実施するよう働きかけます。	環境保全課
d	【率先した清掃の実施】公共施設周辺は、職員が積極的に清掃活動を行い、市民や訪れる人に率先して模範を示します。	環境保全課
d	【情報提供】清掃を行う際の注意事項や、収集したごみの処理方法等に関する情報をホームページ等を通じて提供し、清掃活動実施を支援します。	環境保全課



■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【清掃活動への参加】「クリーンまつえ」など、市民が参加できる清掃活動に積極的に参加します。
b	【連携による清掃活動への参加】清掃活動の実施、参加に際しては、周辺住民等にも声をかけて、より多くの参加を促すよう努めます。
b	【連携による清掃活動の実施】近隣自治会等と連携した清掃活動の実施に努めるなど、清掃活動を通して地域の連携を深めます。
c	【イベントと清掃をセットで実施】地域のお祭りや運動会などは、清掃活動とセットで実施するよう努めます。
c	【自主的な清掃実施】イベント等へ参加する際は、自主的に周辺の清掃を行うよう努めます。
d	【自宅周辺の清掃実施】自宅周辺の清掃活動を積極的に実施するよう努めます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【清掃活動への参加】「クリーンまつえ」など事業者が参加できる清掃活動に積極的に参加します。
a	【自治体等と連携した清掃の実施】「企業市民」として、事業所等周辺の清掃活動を、自治会などと連携して積極的に推進します。
b	【連携による清掃活動への参加】清掃活動の実施、参加に際しては、周辺事業者等にも声をかけて、より多くの参加を促すよう努めます。
c	【会社行事としての清掃活動実施】会社行事等とあわせて清掃活動を実施するよう努めます。
d	【積極的な清掃実施】事業所や工場等における清掃活動を積極的に実施するよう努めます。

(2) ポイ捨てや不法投棄対策

基本的な考え方

松江市では、平成 18 年に施行した「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、ポイ捨て防止によるきれいなまちづくりを推進してきました。しかし、いまだ心無いポイ捨てはあとをたちません。これらは美観を損ねるだけでなく、松江のイメージも損なってしまいます。何より、私たちの暮らしや自然環境等に悪影響を及ぼします。

また、不法投棄についても後をたたく、特に産業廃棄物の不法投棄は、場合によっては人命を奪いかねない危険なものとなる可能性があります。

市民や事業者一人ひとりがマナーを守るとともに、人目につかない場所の適正な管理を行うなど、ポイ捨てや不法投棄の防止に努める必要があります。



現況と課題

- 松江市では、平成 18 年に「松江市きれいなまちづくり条例」を施行し、JR 松江駅周辺、宍道湖公園線通り周辺、塩見縄手周辺、ヘルンの道周辺、けやき通り周辺、青石畳通り周辺の 6 箇所を美化推進地域に指定しています。同地域内でのたばこの吸い殻やあき缶等のポイ捨て、落書き、飼い犬のふんの放置、歩きたばこへの指導・勧告・命令を行うとともに違反者には 2 万円以下の過料を科すこととなっています。
- 美化推進地域におけるポイ捨てタバコ・あき缶の回収量は平成 18 年度に比べて減少しており、条例制定の効果が見て取れるものの、いまだ月平均約 1,000 本のタバコの吸い殻が回収されています。
- 市内の不法投棄回収量は、いまだ約 28t の回収量があります（平成 22 年実績）。
- 市内の不法投棄は、テレビや自転車、タイヤが主なものとなっています。
- 平成 21 年、JR 松江駅前のホテル地下室に不法投棄された建築廃材が、流れ込んだ雨水と反応して硫化水素が発生するなど、産業廃棄物の不正処理に関する問題が発生しました。
- 日本海沿岸の漂着物は年々増加しており、ペットボトルや医療器具など、海外から流れるものも含まれています。



取り組みの方向性

a. 「松江市きれいなまちづくり条例」に基づく市民や訪問者が快適に暮らせるまちづくり

「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、市民や観光客が快適に過ごせるまちづくりを継続して実施します。

b. 市民や事業者との協働による不法投棄対策の推進

不法投棄がされやすい場所など、地域を熟知している市民や事業者との協働により不法投棄対策を推進します。

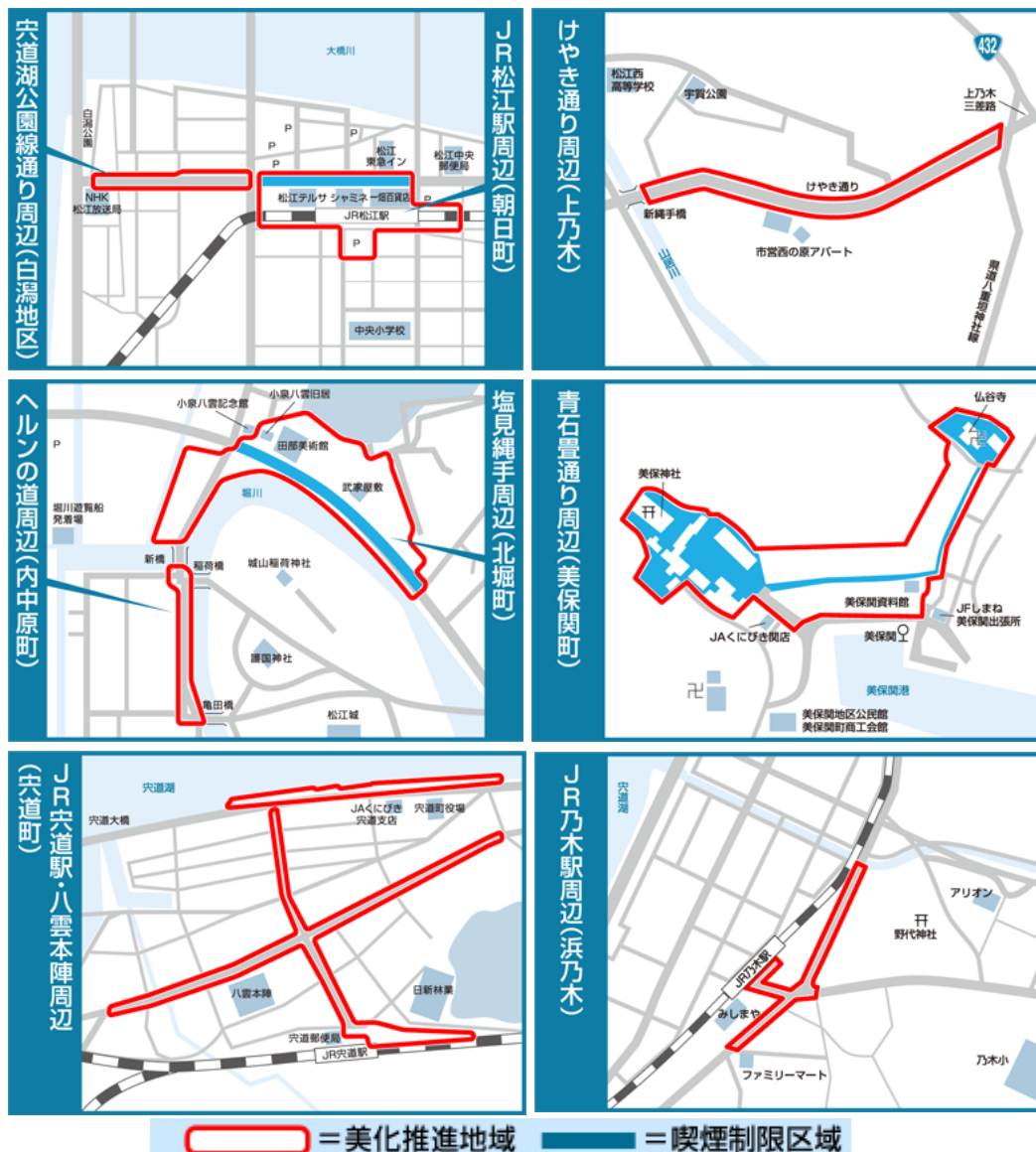
c. 産業廃棄物の適正処理・漂着物対策の推進

島根県と連携しながら、産業廃棄物の適正処理や漂着物対策を推進します。

d. ポイ捨てを防止するためのマナーやモラルの啓発活動の推進

ポイ捨てを防止するための、マナーやモラルの啓発活動を推進します。

■美化推進地域及び喫煙制限区域



各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【条例に基づく指導等の徹底】「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、美化推進地域及び喫煙制限区域における指導・勧告・命令を徹底します。	リサイクル都市推進課
a	【市民の美化意識醸成】美化推進地域のうち、観光客等が多く訪れる場所では、地元で暮らす人たちが、「おもてなしの心」を持ち、誰もが愛するきれいなまちになるよう市民意識の醸成を図ります。	リサイクル都市推進課
a	【美化推進地域の指定数増】美化推進地域の指定数を増やし、より広域で「きれいなまちづくり」を推進します。	リサイクル都市推進課
b	【不法投棄監視】市民や事業者と連携した見回りなど、共同での不法投棄監視体制の整備に努めます。	リサイクル都市推進課
b	【不法投棄に関する情報提供】ホームページ等を通じて、不法投棄に関する情報提供に努めます。	リサイクル都市推進課
b	【不法投棄物の撤去と現状回復】不法投棄が発見された箇所については、早期撤去及び現状回復に努めます。	リサイクル都市推進課
c	【事業者への指導徹底】島根県と連携しながら、産業廃棄物の適正処理など事業者への指導を徹底します。	環境保全課
d	【ポイ捨てに関するマナーの啓発】ホームページや広報などを通じて、ポイ捨てに関するマナーの啓発を行います。	リサイクル都市推進課
d	【所有地の適正管理】所有地の適正な管理により不法投棄を防止するよう市民等に働きかけます。	リサイクル都市推進課
d	【観光客等への条例などの周知】松江市を訪れる観光客等に対して、「松江市きれいなまちづくり条例」の内容など、ポイ捨て等を防止するための注意喚起を行います。	リサイクル都市推進課

■市民の取り組み

	取り組み内容
a	【マナーは守る】外出の際には携帯灰皿やゴミ袋を持参してポイ捨てを未然に防ぐための工夫をするとともに、空き缶・たばこの吸い殻などの投げ捨て、歩きたばこ、落書き、犬のふんの放置などのマナー違反をしません。
a	【改善を促す】マナー違反者を発見したら、改善を促すよう努めます。
b	【情報提供】不法投棄に関する情報提供に努めます。
b	【所有地の適正管理】所有・管理している土地への不法投棄を防止するよう、適正な管理に努めます。
b	【ごみは持ち帰る】外出先では、極力ごみを持ち帰るよう努めます。
c	【マナーやモラルの啓発】自治会単位などでの清掃活動等を実施する際には、ポイ捨てに関するマナー勉強会などを開いて、さらなるマナーやモラルの啓発に努めます。

■事業者の取り組み

	取り組み内容
a	【ポイ捨て防止支援】店舗等周辺におけるゴミ箱の設置を見直すなど、ポイ捨て防止を支援します。
b	【廃棄物の適正処理】廃棄物は適正に処理し、不法投棄は行いません。
b	【所有地の適正管理】所有・管理している土地への不法投棄を防止するよう、適正な管理に努めます。
c	【産廃の適正処理】産業廃棄物は適正に処理し、マニフェストの発行・管理など、確実に排出・処理・処分を確認します。
d	【社員の喫煙マナー向上】社員研修等を通じて、社員の喫煙マナー向上を推進します。
d	【消費者への普及啓発】小売店やペット販売事業者は、空き缶や吸い殻のポイ捨て防止、ペットのふんの処理などについて、消費者への啓発活動に努めます。

2. ごみを減らす取り組みの推進

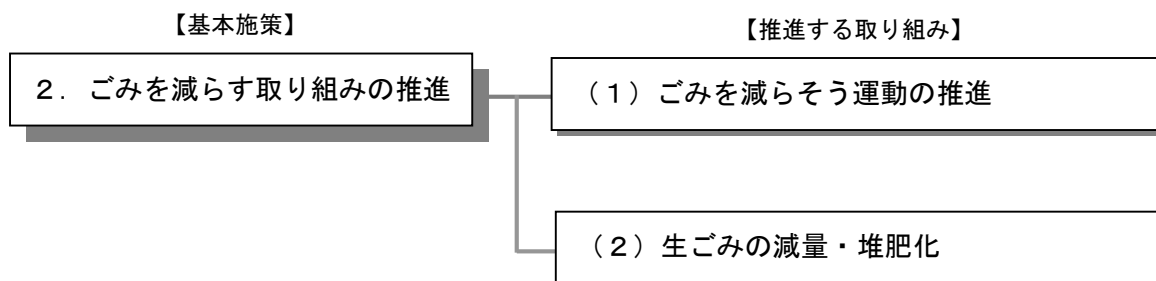
施策の方向性

衣食住という生活の営みや働くという社会の営みの中で、ごみは切り離すことができません。ごみを出してから処理するのではなく、ごみそのものをできるだけ出さないことは、環境にやさしい取り組みです。また、家庭や飲食店等のごみに多く含まれる生ごみは、水分をきることで減量になり、さらに堆肥として再利用することもできます。

私たち一人ひとりが、それに気づいて行動を始め、継続し、拡大することが大切です。

暮らしの営みで使うものの、生産、消費・使用等の過程でごみをできるだけ出さないようにし、ごみの減量化を推進します。

また、家庭における身近なごみ減量の取り組みとして、生ごみの減量・堆肥化を促進します。



(1) ごみを減らそう運動の推進

基本的な考え方

衣食住という生活の営みや働くという社会の営みの中で、ごみは切り離すことができません。ごみを出してから処理するのではなく、ごみそのものをできるだけ出さないことは、環境にやさしい取り組みです。また、ごみとして出すものでも、再び資源として利用することができれば、ごみの減量化につながります。

松江市では、平成 22 年 4 月から、小売店におけるレジ袋有料化がスタートし、参加企業、マイバッグ持参率などが上昇しつつあります。また、「ごみ減量貯金箱」の創設により、ごみ減量の取り組みによる成果を還元するための仕組みを構築しました。

こうした動きを継続・拡大するとともに、一人ひとりがごみを減らすための取り組みを、日々の生活の中で意識しながら行動することが求められます。



現況と課題

- 平成 20 年 10 月に、「環境を創る企業の会」の呼びかけにより、市内スーパーなど 10 事業者、市民団体、松江市によって構成された「レジ袋削減推進協議会」はレジ袋無料配布中止の合意形成等について議論を行ってきました。
- 平成 22 年 4 月 1 日から小売店におけるレジ袋有料化がスタートし、現在、11 事業者 44 店舗が参加しています。
- マイバッグ持参率は、有料化前は 40%であったが、有料化後は 88%に達しています。(平成 23 年 10 月現在)。
- 松江市では、平成 20 年度に「ごみ減量貯金箱」を作り、毎月のごみ減量度合いによって 1 トンあたり千円を貯金し、環境団体等の活動に還元しています。
- ごみ排出量は、可燃・不燃とも減少傾向にあります。
- 本市では、平成 23 年 4 月からの新ごみ処理施設稼動に伴い、もやせるごみ袋ともやせないごみ袋を統合し、金属用ごみ袋を創設しています。
- 本市では、新ごみ処理施設稼動に伴い、平成 23 年 4 月にもやせるごみ袋 30ℓを 15 円から 30 円に、45ℓを 18 円から 40 円とするなどの料金改定を行いました。

取り組みの方向性

a. レジ袋削減の取り組みを通じたリフューズ・リデュースの推進

レジ袋有料化の継続・拡大などを通じて、必要のない物は断る（リフューズ）、必要なものは、必要な量だけ買う（リデュース）を推進します。

b. ごみの減量に向けた意識啓発の推進

減量状況の周知や、ホームページ等を通じた意識啓発を進め、市民や事業者のごみ減量に向けた意識を高めます。

c. ごみ減量に取り組む団体の支援

ごみ減量に取り組む環境活動団体の支援を積極的に行います。

d. 事業者と行政が一体となったごみ減量化の推進

事業者と行政が一体となったごみ減量化の取り組みを推進します。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
1人1日あたりのごみ排出量	g/日	H21	961	H27	912	H32	—

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【レジ袋有料化参加事業者拡大】「レジ袋削減推進協議会」と連携し、レジ袋有料化への参加事業者拡大を図ります。	環境保全課
a	【レジ袋有料化に対する市民理解醸成】レジ袋の有料化について、廃棄物削減や地球温暖化防止等の観点からホームページ等を通じて必要性を啓発し、市民理解の醸成及び参加促進を図ります。	環境保全課
a	【レジ袋販売金寄付の有効活用】レジ袋販売金による事業者からの寄付を、環境保全活動に有効に活用します。	環境保全課
b	【ごみ減量状況の周知】市民へのごみ減量状況の周知に努めます。	環境保全課
b	【ごみ減量に向けた意識醸成】広報紙・情報誌などを通して、ごみを減らすためのアイデアや取り組み事例を紹介するなど、市民のごみ減量に向けた意識を醸成します。	環境保全課
b	【ごみ減量に関する情報発信】金属用ごみ袋の新設など、ごみ減量に関連する情報を積極的に発信します。	環境保全課
c	【ごみ減量に取り組む団体の支援】ごみ減量に取り組む環境活動団体への支援を継続的に実施し、減量の取り組み推進に向けた機運を高めます。	環境保全課
d	【環境マネジメントシステム認証取得支援】環境マネジメントシステムの認証取得促進、ごみ減量に取り組む事業者の評価などを通して、事業者のごみ減量に向けた動きを促進します。	環境保全課
d	【排出事業者を対象とした研修会の開催】排出事業者を対象とした減量化の学習会及び研修会を開催します。	環境保全課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【マイバッグの持参】買い物時にはマイバッグを持参し、過剰包装は断る、詰め替え可能商品を優先的に購入するなど、ごみとなるものを極力もらわないように努めます。
b	【ごみの減量に向けたアイデアの収集と実践】ごみの減量に向けたアイデアや具体的な取り組みについて積極的に情報収集し、家庭での実践につなげるよう努めます。
c	【ごみの減量に取り組む】ごみの減量に積極的に取り組みます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【レジ袋有料化の取り組みへの参加】レジ袋有料化の取り組みに積極的に参加します。
a	【ごみを発生させない努力の実践】過剰包装の自粛、詰め替え商品の普及など、ごみを発生させないための努力を積極的に実施します。
b	【ごみの減量への取り組み】事業活動を通じたあらゆる場面で、ごみの減量に取り組めます。
b	【社員の意識啓発】社内研修などを通して、社員のごみ減量に対する意識を高めます。
c	【ごみの減量に取り組む】ごみの減量に積極的に取り組みます。
d	【ごみ減量計画の策定】事業活動全体を見渡し、どの場面でどのようなごみがどの程度発生しているかを把握し、具体的にごみ減量計画の策定などに努めます。



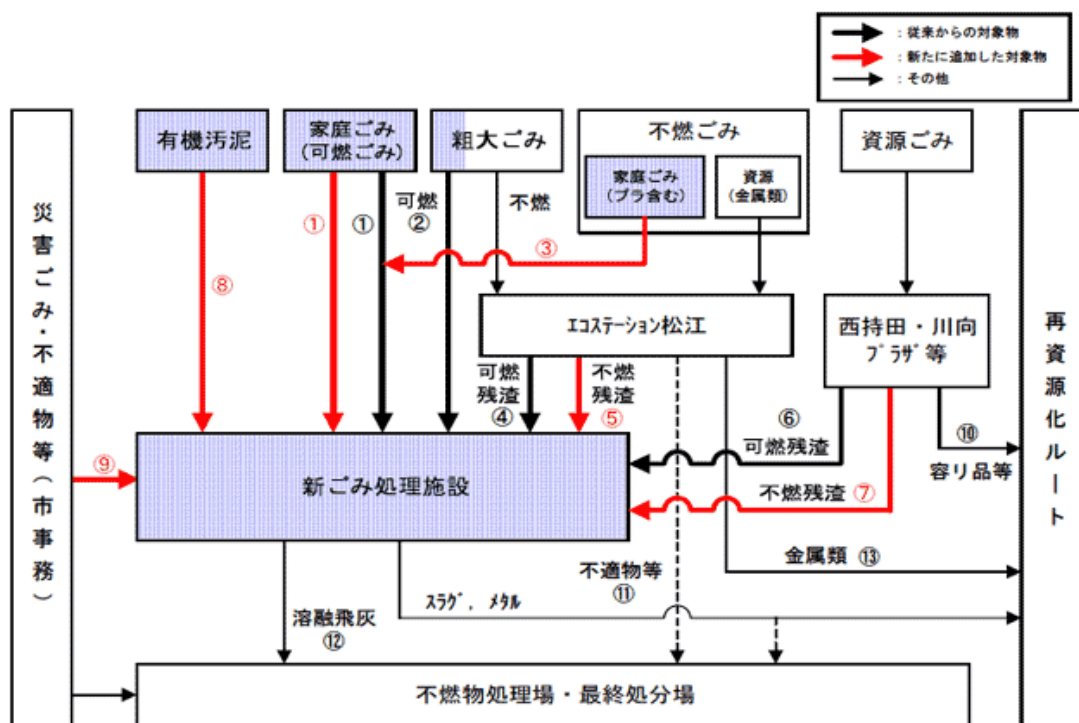
コラム：新ごみ処理施設について

松江市では、南・北工場の老朽化に伴い新ごみ処理施設を建設し、平成 23 年度から本格稼働しています。

新ごみ処理施設は「シャフト式ガス化溶融炉方式」という、災害ごみや水分が多いごみなども処理できる方式を採用しています。

このことにより、これまで南・北工場で処理してきた「もやせるごみ」のほかに、現在は「埋立処分しているごみ」や「汚泥」「漂着ごみ」「災害ごみ」等を処理することができます。

■図表 3-4 新ごみ処理施設供用開始後のごみ処理の流れ



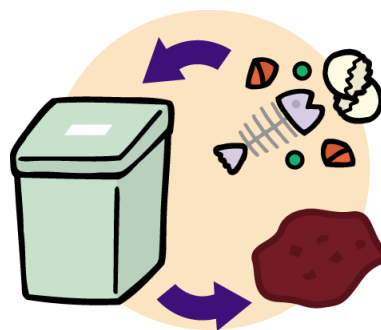
(2) 生ごみの減量・堆肥化

基本的な考え方

可燃ごみのうち、約3割から4割を生ごみが占めています。ごみの減量化を図るためには、この生ごみを減らすことも重要です。

生ごみを減らすための取り組みの一つに「堆肥化」があります。家庭や事業所から排出される生ごみを、堆肥化して肥料として利用し、農作物を生産することで、ごみを循環利用することが可能となります。松江市では、「生ごみ堆肥化プラント」での堆肥生産、配布などを行っているほか、生ごみ処理機購入に対する補助などを実施することで、生ごみの減量に取り組んできました。また、まつえ環境市民会議などの市民団体においても積極的な取り組みが行われています。

今後、生ごみを減らしていくため、堆肥化による資源循環システムを構築することや、家庭において生ごみの水分をきること、食事を多くつくりすぎないことなど、できることから取り組んでいくことが重要です。



現況と課題

- 可燃ごみの約3~4割が生ごみであり、減量するためには堆肥化や水分を切るなどの取り組みが考えられます。
- 平成17年から3年間、忌部地区に建設した「生ごみ堆肥化プラント」において、堆肥の生産、施肥、農作物の品質評価などを行ってきました。現在は、給食センターからの残渣を堆肥化し、協力農家等で利用しています。
- 家庭を対象とした「生ごみ処理機補助金」の交付は、一定の普及が進んだことから、平成21年度をもって終了しています。
- ホテル・旅館・飲食店等を対象に、「業務用生ごみ処理機補助金」を交付しています。
- 生ごみの堆肥化などに積極的に取り組んでいる市内事業所を「松江市ごみ減量等優良事業所」として認定し、広報誌などで紹介しています。

取り組みの方向性

a. 生ごみ減量に向けた啓発活動の推進

生ごみの減量に向けた啓発活動を継続的に実施し、ホームページや広報等を通じて、堆肥化や水分を切る方法などの情報を提供します。

b. 生ごみを循環利用する仕組みの構築

生ごみの堆肥化・施肥・作物収穫・食材としての活用という一連の流れを構築します。

c. 生ごみ減量・堆肥化の促進

市民・事業者の生ごみ減量・堆肥化等の動きを推進します。

各主体の取り組み

■市の取り組み

取り組み内容		担当課
a	【生ごみ減量に関する情報発信】堆肥化をはじめ、食材の有効活用など、生ごみを減量するための工夫についてホームページや広報等を通じて情報提供に努めます。	環境保全課
a	【生ごみの減量に向けた意識啓発】生ごみを堆肥化し肥料として活用するという資源循環の仕組みについて啓発を行い、市民等の生ごみの減量に向けた意識を高めめます。	環境保全課
b	【生ごみの循環利用の仕組み検討】事業者等と連携しながら、生ごみの循環利用について市内全域で取り組むための仕組みを検討していきます。	環境保全課
c	【生ごみの適正処理推進】旅館や飲食店など、特に生ごみの発生量が多い事業者に対して、適正な処理及び堆肥化に向けた指導を行います。	環境保全課
c	【補助金による事業者の生ごみ減量促進】「業務用生ごみ処理機補助金」の活用を促し、事業者における生ごみの減量を促進します。	環境保全課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【ごみ減量の情報収集】生ごみの水分を切るなど、ごみ減量のための情報を収集し、効果的な減量に努めます。
a	【食事を作り過ぎない】食事をつくりすぎないよう気をつけることで、生ごみの発生を未然に防止します。
b	【堆肥化】生ごみ処理機などを利用して、堆肥化に努めます。
b	【堆肥の利用】堆肥を積極的に活用するよう努めます。
c	【生ごみの水分を切る】生ごみの水分を切ることによる減量及び、堆肥化に努めます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【生ごみの効果的な減量】生ごみの水分を切るなど、ごみ減量のための情報を収集し、効果的な減量に努めます。
b	【生ごみの循環利用の仕組み検討】飲食店や旅館等、生ごみを多く排出する事業者においては、堆肥化して施肥するなど、循環利用の手法を検討し、実践するよう努めます。
b	【生ごみ減量に向けた市との連携】市と連携しながら、生ごみの循環利用について市内全域で取り組むための仕組みを検討していきます。
c	【堆肥化の促進】生ごみ処理機などを利用して、堆肥化に努めます。

3. 資源の有効利用の推進

施策の方向性

私たちが日々の生活や産業活動を行う以上、ごみを全く出さない状態にすることは困難といえますし、過度なごみの減量は、産業活動を停滞させることにもつながりかねません。

そこで、ごみを減らす努力をしたうえで、それでも減らすことができないものは、ごみになる前に再使用するための方法を考えることや、適正に分別して廃棄することで再生利用することが重要となります。

松江市では、「リサイクル都市日本一」をキャッチフレーズに環境行政に取り組んできました。この合言葉のもと、再使用や再生利用が活発かつ適正に推進される仕組みづくりを目指します。

【基本施策】

1. 資源の有効利用の推進

【推進する取り組み】

(1) ごみの分別・再使用・再生利用の推進

(1) ごみの分別・再利用・再生利用の促進

基本的な考え方

私たちの暮らしや社会の営みから発生するごみを極力出さないようにすることが、環境を守る第一歩です。しかし、どうしても出てしまうごみがあることも間違いありません。このごみを、資源として有効に再利用または再生利用することで、さらに環境への負荷を軽減することができます。

不要になったものを繰り返し利用する再利用（リユース）や、ごみを新たな商品に生まれ変わらせる再資源化（リサイクル）は、私たちが資源を循環させて利用する社会システムに参加することで成り立ちます。また、これらを効果的に行うためには、ごみ排出時の適正な分別が重要となります。

ごみを資源として循環利用するため、有効な仕組みを構築するとともに、一人ひとりが「もったいない」という意識を持ち、適正な分別や、リサイクル製品の購入などに努めることが求められます。



現況と課題

- 松江市では「リサイクル都市日本一」を、市民共通のキャッチフレーズとして、市民の環境意識が日本一高いまちを目指しています。
- 平成 23 年度より新ごみ処理施設が稼動し、家庭ごみや可燃性粗大ごみ、廃プラなどの処理を行っています。
- 生活系のごみは、もやせるごみ・金属ごみ・資源ごみ・粗大ごみの 4 大分別、新聞・古着・あき缶・ペットボトルなど 15 種類に区分しています。これらは、計画収集とあわせて、必要に応じて個別収集を行っています。様々な事情により、自力でごみを出すことができない方もおられます。
- あき缶・ガラスびん・ペットボトルについては、市内全域に持ち込み可能なリサイクルステーションを設置して分別回収を行っており、「西持田リサイクルプラザ」や「川向リサイクルプラザ」において中間処理を行い、事業者へ引き渡して再資源化を行っています。
- 景観に配慮したごみ集積施設（箱）を設置するため、5 世帯以上が利用するものに対しては「松江市ごみ集積施設整備事業補助金」により助成を行っています。
- 「松江市生活環境保全推進員」を委嘱し、自治会役員等との連携を図りながら、ごみの分別などの生活環境改善に取り組んでいます。
- 「エコショップまつえ」や「川向リサイクルプラザ・くりんぴーす」を、リサイクル体験教室などとして、市民のリサイクル意識向上のために提供しています。
- 本市では、「グリーン調達推進方針」に基づき、リユース・リサイクルが可能であることを、物品調達時の選択基準としています。
- 廃食油を回収し、精製プラントで処理を行い、バイオディーゼル燃料（BDF）を製造し、

BDF はごみ収集車の代替燃料として使用していました。（平成 23 年 3 月末で廃食油回収終了）

○ごみ収集に際して、適正な分別がなされていない場合があり、収集車両の火災などの問題が発生しています。

取り組みの方向性

a. リユース・リサイクルに関する情報提供と意識啓発の推進

情報提供や環境関連イベントの開催等を通して、市民の「資源の再利用（リユース）」「資源の再資源化（リサイクル）」に関する意識を高めます。

b. 分別が推進されやすい仕組みづくり

全ての市民が持ち込みやすいリサイクルステーションの適正配置など、分別が推進されやすい仕組みづくりに努めます。

c. バイオマス資源の利活用に向けた検討

バイオマス資源の利活用など、資源循環の取り組みについて、実現に向けた検討を積極的に行います。

d. リユース・リサイクルに取り組む団体等への支援

リユース・リサイクルに積極的に取り組む環境活動団体を積極的に支援します。

e. 身近な場面でのリユース・リサイクルへの取り組み推進

市民・事業者・行政が一体となって、環境にやさしい商品の生産・消費・再使用・再生利用に取り組むことができるよう、各主体がそれぞれの生活の場面で、確実にリユース・リサイクルの実践に努めます。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
リサイクル率	%	H22	27.0	H27	30.3	H32	-
レジ袋有料化実施店舗数	店舗	H23	44	H27	67	H32	72
マイバッグ持参率	%	H23	88.5	H27	100	H32	100

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【リサイクル意識向上】「リサイクル都市日本一」のキャッチフレーズを様々な場面で活用し、市民等のリサイクル意識向上に努めます。	環境保全課
a	【分別マナー向上】「松江市生活環境保全推進員」と連携し、市民の分別マナー向上に努めます。	環境保全課
a	【若い世代のマナーアップ】学生などを対象とした分別・リサイクル等に関する講習会を開催し、特に若い世代のマナーアップを図るとともに、学校でのごみに関する教育を推進します。	環境保全課
a	【情報提供】ホームページや広報誌、環境関連イベントなどを通して、リユース・リサイクルのアイデアを紹介するとともに、フリーマーケットの開催情報などを提供します。	環境保全課
a	【排出者の自覚を促す】分別されていないごみは回収せず、排出者の自覚を促します。	リサイクル都市推進課
b	【全ての市民が手軽に持ち込めるリサイクルステーションの整備】地域の实情に応じてリサイクルステーションを増設し、全ての市民が持込を手軽に行える体制を整備します。	リサイクル都市推進課
b	【補助金による分別促進】ごみ集積施設設置に対する補助を継続し、正しい分別と景観配慮を促進します。	リサイクル都市推進課

取り組み内容		担当課
b	【相談窓口の設置】リサイクルなどに関する市民からの相談窓口を明確化します。	環境保全課
b	【不用品の循環システム構築】市民からの持ち込み品について、保管場所や必要とする人への受け渡し方法などを検討し、不用品の循環システム構築を目指します。	環境保全課
c	【バイオマス資源利用可能性の検討】公共施設における発電や熱利用について、バイオマス資源の活用可能性を検討します。	環境保全課
c	【バイオマス資源賦存量調査実施】バイオマス資源の賦存量調査を行い、活用可能な資源の絞り込みを行います。	環境保全課
c	【資源循環の取り組み支援】バイオマス資源を活用した資源循環の取り組みを積極的に支援します。	環境保全課
d	【リユース・リサイクル支援】リユースに取り組む団体のフリーマーケット開催等を支援するとともに、その取り組みをホームページ等を通じて広く紹介します。	環境保全課
d	【リユース・リサイクル支援】市民が行うフリーマーケットなどのイベント、環境学習、事業者のリサイクル関連技術開発などについて、積極的に支援します。	環境保全課
e	【グリーン購入の推進】リユース・リサイクルが可能であることを、物品調達時の選択基準とします。	管財課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【正しい分別方法の理解】「家庭ごみの分別区分と出し方ガイドブック」などを活用し、正しい分別方法を理解するよう努めます。
a	【リサイクルに対する理解】リサイクルプラザ等で行われる環境学習イベントや見学会等に積極的に参加し、リサイクルの仕組みなどについて理解を深めます。
a	【環境学習等の場としての公共施設の利活用】「川向リサイクルプラザ・くりんぴーす」を、環境学習やリサイクル体験教室の場として積極的に活用します。
b	【補助金等を活用した環境美化推進】「ごみ集積施設整備事業補助金」などを活用して、地域内の確実な分別推進及び、環境美化に努めます。
c	【バイオマスを活用した取り組みへの協力】市や事業者などが行うバイオマス資源を活用した取り組みに協力します。
e	【確実な分別の実施】ごみを出す際には、ルールやマナーを守り、確実な分別を行います。
e	【地域での分別マナーアップ】「松江市生活環境保全推進員」に協力し、地域内でも、お互いに分別のマナーを高めあっていくよう努めます。
e	【不要物の再使用促進】リサイクルショップ、フリーマーケット、オークションなどを活用し、不要物の再使用に努めます。
e	【グリーン購入の実施】再生品やリユース・リサイクルすることができる商品を優先的に購入するよう努めます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【正しい分別方法の理解】「家庭ごみの分別区分と出し方ガイドブック」などを活用し、正しい分別方法を理解するよう努めます。
a	【社員教育におけるリサイクルプラザ等の活用】社員のリサイクルに関する理解を深めるため、社員研修等において「リサイクルプラザ」などの施設を積極的に活用します。
b	【一般廃棄物の適正処理】自ら処理できない一般廃棄物は、許可業者に収集運搬を依頼します。
b	【分別しやすい商品の普及促進】分別しやすい商品の普及を図ります。
b	【バイオマス資源活用の可能性検討】事業所や工場等における発電や熱利用について、バイオマス資源の活用可能性を検討します。
c	【BDF などバイオマス活用】BDF の収集・製造など、バイオマス資源の利活用を推進します。
c	【確実な分別実施】ごみを出す際には、ルールやマナーを守り、確実な分別を行います。
e	【社員の環境教育推進】社員のリサイクル等に関する理解を深めるため、研修等においてリサイクルプラザなどを積極的に活用します。
e	【グリーン購入の実施】グリーン購入に努めます。
e	【リサイクルの推進】事業から排出される資源ごみは適正に分別して持ち込み、リサイクルの推進に努めます。

「一人ひとりが地球を思いやるまち」を目指して

1. 低炭素社会の実現

施策の方向性

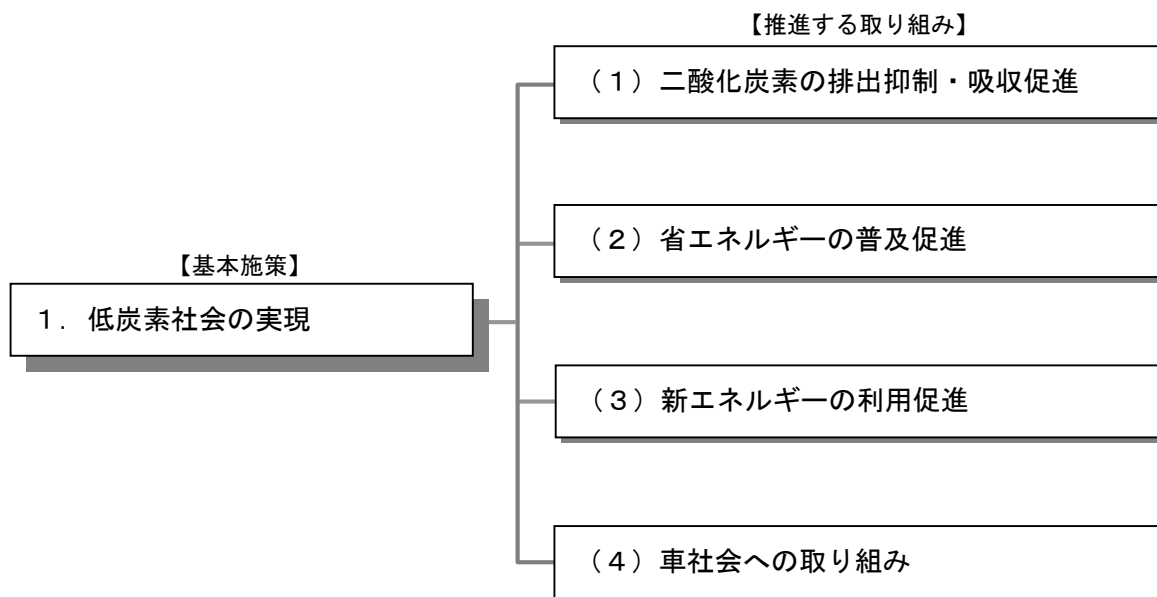
私たちの暮らしや産業活動は、たくさんのエネルギーを消費することで成り立っています。1日の暮らしを振り返ってみても、電気、灯油、ガス、ガソリンなど、様々なエネルギーが登場し、これらはあらゆる活動に不可欠な要素となっています。しかし、これらのエネルギーの消費には、地球温暖化の主要因となる二酸化炭素の排出が伴います。私たちの生活が便利で快適になった一方で、エネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出量が増加し、その結果、地球の温暖化が進んでいます。

このまま温暖化が進むと、異常気象の頻発、海面上昇による砂浜の喪失、生態系の変化など、人類の存続にかかわる様々な悪影響がもたらされることが懸念されています。現代に生きる私たち一人ひとりが「地球を思いやる」気持ちを持ち、二酸化炭素の排出を少なくするための行動を実践することが必要です。

松江市では、「まつえ環境市民会議」による「グリーンカーテン大作戦」や「打ち水大作戦」などの地球温暖化防止活動が実践されており、こうした活動を継続・拡大するとともに、一人ひとりが身近な取り組みから実践できる仕組みづくりに努めます。

平成23年3月11日の「東日本大震災」による福島第一原子力発電所事故を契機に、さらに「節電・省エネルギー」対策などが重要となってきています。

また、さらなる地球温暖化防止効果を獲得するため、省エネルギー機器や新エネルギーの導入を促進するとともに、公共交通機関のありかたの見直し、ノーマイカー運動の促進などにより、環境にやさしい車社会の構築を目指します。



(1) 二酸化炭素の排出抑制・吸収促進

基本的な考え方

地球温暖化による影響とみられる現象が、世界各地に現れています。海面水位の上昇、北極の氷や山岳氷河の減少、災害の激甚化といった異常気象、動植物の生息域の変化など、今後も地球温暖化が進めば、その影響は一層大きくなり、受ける被害も大きくなると考えられます。

日本では、平成 32 年までに、京都議定書に掲げる温室効果ガス排出削減目標の基準年である平成 2 年対比で温室効果ガスを 25%削減することを表明しました。しかし、平成 21 年時点では 4.1%下回っていますが、目標達成のためには抜本的かつ革新的な対策が求められます。

松江市においても、国の施策との整合をとりながら、市民や事業者、行政それぞれが身近な地球温暖化対策を確実に実践するとともに、低炭素社会の実現に向けた社会構造の転換など、大胆な地球温暖化対策の実施を検討することが求められます。



現況と課題

- 国では、平成 32 年までに、平成 2 年対比で温室効果ガスを 25%削減することを「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(平成 22 年 3 月環境大臣試案)」に掲げ、国民運動「チャレンジ 25」を展開しています。
- 松江市における二酸化炭素排出量は、平成 12 年度の 1,502 千 t-CO₂ から、平成 20 年度には 1,378 千 t-CO₂ へと減少しています。しかし、京都議定書の基準年である平成 2 年比では 20.0%増加しています。本市の二酸化炭素排出量の内訳は、家庭部門が 29.0%、業務部門が 27.2%、産業部門が 14.4%、運輸部門が 26.6%、廃棄物部門が 2.9%となっています。平成 2 年から見ると、家庭部門と業務部門は増加傾向が顕著です。本市は、全国や島根県に比べて、家庭部門の占める割合が大きく、産業部門の占める割合が少ないという傾向にあります。
- 省エネ法及び温対法改正により、松江市や一定以上のエネルギー排出事業者は、国へのエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の報告義務が発生しました。
- 本市内には、島根県から委嘱された「島根県地球温暖化防止活動推進員」が 45 名、本市から委嘱された「松江市生活環境保全推進員」が 118 名おり、地球温暖化問題に関する普及啓発活動を行っています。
- 二酸化炭素排出量を吸収するための取り組みとして、森林が持つ二酸化炭素吸収力を高めることも求められます。

取り組みの方向性

a. 地球温暖化対策の確実な推進

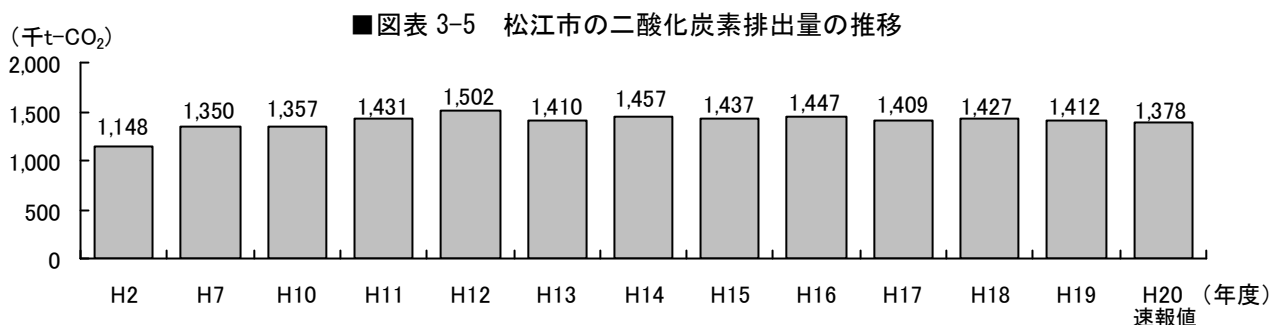
市民・事業者・行政が一体となった温暖化対策を推進します。

b. 温室効果ガス排出量削減に向けた抜本的な取り組みの検討

抜本的な温室効果ガス排出量削減のため、革新的な技術や仕組みなどに関する研究及び導入に向けた検討・支援を行います。

c. 二酸化炭素吸収源の確保

森林の二酸化炭素吸収能力を適正に発揮させるための森林管理や、植樹活動などを積極的に実施します。



進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標		
		H22	H27	H27	H32	
植林本数及び面積 (累計) ※再掲	本 ha	23,000 5.75		200,000 55.75		—

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【地球温暖化対策の推進】各主体の地球温暖化対策を支援するとともに、率先した取り組みを推進します。	環境保全課
a	【普及啓発】地球温暖化問題に関する市民や事業者への普及啓発を、「島根県地球温暖化防止活動推進員」や「松江市生活環境保全推進員」と連携しながら、積極的に取り組みます。	環境保全課
b	【排出量取引制度の活用】「地球温暖化対策基本法案」の推移を見ながら、事業者の国内排出量取引制度活用による温室効果ガス削減を積極的に支援します。	環境保全課
b	【カーボンオフセットの推進】オフセットクレジット (J-VER) 発行手数料やグリーン電力証書認定料の補助などにより、カーボンオフセットの取り組みを推進することを検討します。	環境保全課
b	【次世代型エネルギー管理体制構築支援】普及啓発活動などにより、スマートグリッドやスマートメーターなど、エネルギー供給事業者の次世代型エネルギー管理体制の構築を支援します。	環境保全課
c	【森林の適正管理】間伐の実施や竹林の繁茂対策など、森林の適正管理を推進し、二酸化炭素吸収源の確保に努めます。	農林課
c	【植樹活動推進】市民参加型の植樹活動などを推進します。	農林課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【温暖化対策の取り組み】身近な省エネ行動などを行い、地球温暖化対策に取り組みます。
a	【「チャレンジ 25」への参加】「チャレンジ 25」に積極的に参加します。
a	【地球温暖化防止活動の牽引】「島根県地球温暖化防止活動推進員」や「松江市生活環境保全推進員」は、地球温暖化問題について積極的に情報収集・発信するなど、地域における地球温暖化防止活動推進を牽引するよう努めます。
b	【カーボンオフセット型商品の利用】カーボンオフセット型の商品やサービスを積極的に購入・利用するよう努めます。
b	【次世代型エネルギー管理体制構築への協力】家庭の電力計などを活用した次世代型エネルギー管理体制の構築に協力します。
c	【二酸化炭素吸収源の確保】植樹活動への参加や、身近な場所への緑の配置など、二酸化炭素吸収源の確保に協力します。

■事業者の取り組み

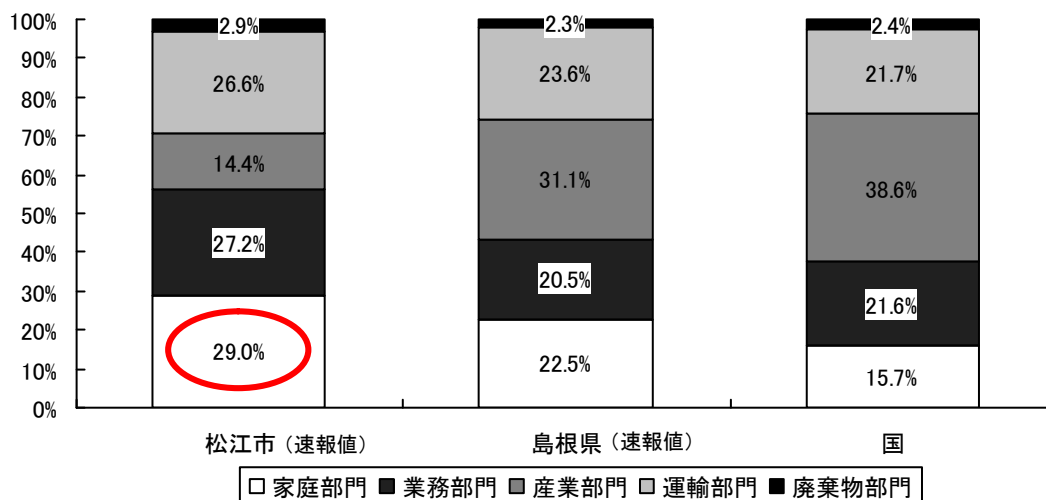
取り組み内容	
a	【温暖化対策の取り組み】身近な省エネ行動などを行い、地球温暖化対策に取り組みます。
a	【「チャレンジ 25」への参加】「チャレンジ 25」に積極的に参加します。
b	【排出量取引制度の活用】「国内排出量取引制度」の活用により、確実な温室効果ガス削減へ寄与します。
b	【カーボンオフセット型商品の利用】カーボンオフセット型の商品やサービスを積極的に購入・利用するよう努めるとともに、カーボンオフセットに取り組みます。
b	【次世代型エネルギー管理体制の構築】エネルギー供給事業者は、スマートグリッドなどの次世代型エネルギー管理体制の研究・開発に努めます。
c	【二酸化炭素吸収源の確保】植樹活動への参加や、身近な場所への緑の配置など、二酸化炭素吸収源の確保に協力します。
c	【森林の適正管理】林業者は、市や森林組合等と連携しながら、森林の適正管理に努めます。



コラム：松江市の二酸化炭素排出量の特徴

平成 20 年度時点（速報値）での、松江市と島根県、国の二酸化炭素排出量部門別構成比を見ると、本市は家庭部門が特に大きいことがわかります。業務部門とあわせると 6 割近くを占めることから、家庭や職場での身近な温暖化対策をさらに促進することが求められています。

■図表 3-6 部門別二酸化炭素排出量構成割合の比較



※上記における「松江市」とは、旧松江市（平成 23 年 7 月時点での松江市）であり、旧東出雲町は含まれていません。

(2) 省エネルギーの普及促進

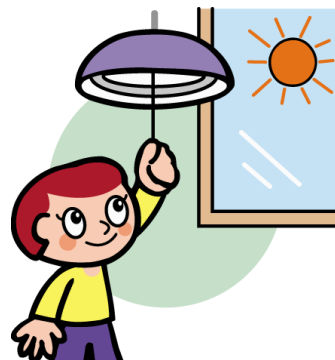
基本的な考え方

省エネは、老若男女、誰もが手軽に取り組むことができる地球温暖化対策です。

松江市では、「まつえ環境市民会議」による市民参加型の省エネの取り組みや、地球温暖化防止活動推進員を中心とした普及啓発活動などが行われています。取り組みによる効果は小さいものですが、一人ひとりが日々の生活を見直し、できるところから省エネに取り組むことが重要です。

省エネを楽しく、継続的に続けていくためには、一人ひとりの成果の「見える化」や、省エネ行動に対する具体的なメリットが還元される仕組みなどを検討する必要があります。

また、「東日本大震災」による福島第一原子力発電所事故を契機に、さらに「節電・省エネルギー」に対する市民の関心が高まっており、この意識の高まりを維持・継続する必要があります。エネルギー効率の高い機器を家庭や事業所等において導入することは、初期投資が発生するものの、確実かつ大きな省エネ効果を生みます。これらを積極的に導入するとともに、普及啓発に努めていくことが求められます。



現況と課題

- 松江市では、庁舎の省エネ・省資源のため、「松江市エコオフィス実践計画」「ISO14001」の認証を率先して取得するとともに(平成23年4月、ISO14001の契約は解除しています。)、継続して地球温暖化対策に取り組んできました。
- 「まつえ環境市民会議」では、「グリーンカーテン大作戦」などによる温暖化防止活動や市民への啓発活動などを行っています。
- 市民・事業者の約9割が「省エネを意識して行動」しており、省エネに対する意識は高く、より一層の推進が期待されます。
- 市民の省エネに対する意識には差があり、約80%が「地球温暖化防止のために必要」と考えている一方、約10%が「生活の中で我慢を強いられる」と否定的に捉えています。
- 島根県では、環境家計簿「エコライフチャレンジしまね」を推進しており、本市内では約2,000世帯が参加しています。
- 自社製品においてカーボンフットプリント認証を受けるなど、製造から販売に至る二酸化炭素排出量の「見える化」に取り組んでいる事業者があります。
- 環境省では、省エネ法の研修を受けた方を「環境コンシェルジュ」に任命し、各家庭に合った二酸化炭素削減の方法を無料でアドバイスする事業に平成23年度から取り組むこととしています。
- (財)省エネルギーセンターでは、工場やビル等の省エネ診断を無料で実施しています。
- 二酸化炭素排出量を大幅に削減する方法のひとつとして、建築物の省エネルギー改修がありますが、市内においては導入が進んでいません。

○省エネ法及び温対法の改正により、原油換算 1500 k L以上のエネルギーを使用している事業者は、国への温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の報告義務が平成 22 年 4 月より発生しました。

○「東日本大震災」による福島第一原子力発電所事故を契機に、さらに「節電・省エネルギー」に対する市民の関心が高まっています。

取り組みの方向性

a. 身近な省エネ行動の推進

省エネの重要性・必要性について啓発し、市民や事業者の関心を高め、身近な省エネ行動を推進します。

b. 省エネ機器等の導入促進

確実な省エネ効果を獲得するため、エネルギー効率の高い機器の普及促進や、建築物の省エネルギー改修を推進します。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
エコライフチャレンジしまねへの参加世帯数（累計）	世帯	H22	2,628	H27	5,000	H32	6,000
一人あたりの電力消費量	kWh	H22	2,656	H24	2,449	H32	2,313

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【情報提供による身近な行動促進】省エネによる二酸化炭素削減効果や節約可能金額などの情報を提供することなどを通じて、身近な省エネ行動の実践を支援します。	環境保全課
a	【「エコライフチャレンジしまね」参加拡大】地球温暖化防止活動推進員と連携し、「エコライフチャレンジしまね」への参加者拡大を推進します。	環境保全課
a	【省エネ行動への特典検討】市民や事業者の省エネ行動に対してインセンティブを付与する仕組みについて検討します。	環境保全課
a	【出前講座等による環境学習支援】環境カウンセラー等と連携しながら、市職員等による学校への出前講座を行うなど、子どもたちの環境学習を支援します。	環境保全課 学校教育課
a	【副読本の作成】環境学習副読本の作成など、環境教育に取り組む教員の支援を検討します。	環境保全課 学校教育課
a	【省エネに取り組む市民等の紹介】省エネに積極的に取り組む市民や事業者を、ホームページや広報誌等において、積極的に紹介します。	環境保全課
b	【庁舎内の省エネ推進】環境マネジメントシステムの仕組みに基づき、庁舎内の省エネを確実に推進します。	環境保全課 管財課
b	【環境マネジメントシステム認証取得支援】環境マネジメントシステム認証取得事業者に対する評価制度を検討するなど、事業者の認証取得を支援します。	環境保全課
b	【省エネ設備等導入補助制度の検討】省エネ設備や機器の導入に対する補助制度の創設を検討します。	環境保全課
b	【省エネ機器等 PR 機会の創出】市内企業の省エネ機器等を PR する機会の創出に努めます。	環境保全課
b	【省エネルギー改修実施可能性検討】公共施設における ESCO 事業等省エネルギー改修事業実施の可能性を検討します。	環境保全課 管財課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【省エネに楽しく取り組む工夫の実践】省エネによる二酸化炭素削減効果や節約可能金額などの情報を収集するなど、身近な省エネ行動を楽しく継続的に実施するための工夫を取り入れます。
a	【「エコライフチャレンジしまね」への参加】「エコライフチャレンジしまね」に参加し、家庭の省エネを推進します。
a	【「グリーンカーテン」の実践】グリーンカーテンなどの取り組みを積極的に実践します。
a	【子どもと一緒に家庭の省エネ】家庭での省エネは、子どもと一緒に取り組みます。
a	【家庭の省エネ診断受診】「環境コンシェルジュ」による家庭の省エネ診断を受診し、家庭での省エネに取り組みます。
b	【省エネ型製品の購入】省エネ型家電製品や省エネ住宅などの購入に努めます。
b	【家庭の省エネ推進】家庭の省エネ診断などを活用して、さらなる省エネの取り組みに努めます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【省エネと経営改善の両立】省エネによる二酸化炭素やコスト削減効果などの情報を収集するなど、身近な省エネ行動が経営改善につながることを意識しながら取り組みます。
a	【カーボンフットプリントなどの実践】生産物への販売者表示やカーボンフットプリントの実践などに取り組みます。
a	【クールビズ、ウォームビズ】クールビズ、ウォームビズに取り組みます。
a	【省エネ診断受診】無料省エネ診断を受診し、工場やビルの省エネに取り組みます。
b	【環境マネジメントシステム認証取得】環境マネジメントシステムの認証取得を目指します。既に取得している事業者は、さらなる継続的改善に努めます。
b	【省エネ型製品の販売】省エネ型家電製品や省エネ住宅などの販売促進に努めます。
b	【省エネ型製品の研究開発と情報発信】省エネ機器等の研究・開発に努めるとともに、それらの性能について積極的に情報提供します。
b	【省エネルギー改修実施可能性検討】事業所や工場等における ESCO 事業等省エネルギー改修事業実施の可能性を検討します。

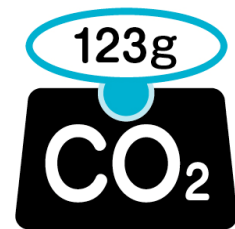


コラム：カーボンフットプリント（CFP）について

経済産業省では、地球温暖化を防止するため、ライフサイクル全般（原材料調達から廃棄まで）でどの程度二酸化炭素を排出しているかが一目で分かるマークを表示する「カーボンフットプリント制度」を推進しています。

普及についてはこれからですが、環境にやさしい商品を選択する際の目安のひとつとなることが期待されます。

CFP マーク



コラム：環境コンシェルジュについて

環境コンシェルジュは、各家庭の二酸化炭素削減の専門家です。簡単なアンケートにより、無料で家庭の二酸化炭素削減と光熱費削減の提案をしてくれます。

家庭の状況に応じた省エネ行動や、新エネルギー利用などについて紹介してくれることから、家庭での二酸化炭素削減と家計の節約両立につながります。

特に家庭部門の二酸化炭素排出量割合が高い松江市においては、環境コンシェルジュの積極的な活躍が期待されます。



(3) 新エネルギーの利用促進

基本的な考え方

松江市には、日本海から吹く海風や、太陽の恵み、温泉の熱、森林資源など、多くのエネルギーとして活用できる資源があります。これらのいわゆる「新エネルギー」は、従来の電気やガス、石油などと違い、エネルギーとして利用しても、ほとんど二酸化炭素を排出しない、極めて環境にやさしいエネルギーです。導入することで、確実に、大きな二酸化炭素削減効果を得られますが、初期投資が比較的高額であるなどの課題があります。国では、近年、太陽光発電導入への補助や、クリーンエネルギー自動車に対する減税などの具体的な経済的支援により、導入を強力に推進しています。

また、「東日本大震災」による福島第一原子力発電所事故を受け、国においては「革新的エネルギー・環境戦略」の策定、「エネルギー基本計画」の見直しなど、エネルギー政策の見直しが行われているところであり、これらの策定を受けて、新エネルギーの導入を推進していくことが求められます。



現況と課題

- 近年、国による太陽光発電設備導入補助や、電力買取制度の見直しなど新エネルギー導入に対する経済的支援の動きが活発化しています。
- 松江市では、「松江市住宅用太陽光発電導入促進事業」「事業所用太陽光発電導入促進事業」により、太陽光発電設備導入に際して市民や事業者への補助金を交付しています。
- 市内の太陽光発電導入件数は平成 21 年度において 334 件となり、前年を大きく上回りました。
- 市内公共施設においては、小学校への太陽光発電やペレットストーブなどの新エネルギー設備が導入されています。
- 本市には豊富な自然環境が存在しますが、これらから得られる新エネルギーの賦存量調査などは行っておらず、導入可能性の高い新エネルギーの選定や、導入方策の検討が課題です。
- 新エネルギーは、導入することで確実な二酸化炭素排出量削減効果が得られますが、導入費用が高額であることが課題です。
- 「東日本大震災」による福島第一原子力発電所事故を受け、国のエネルギー政策の見直しが図られています。

取り組みの方向性

a. 新エネルギー利用の促進

太陽光や風力、バイオマス等の新エネルギー導入に対する経済的支援制度の検討などを通して、市民・事業者の新エネルギー利用を促進します。

b. 新エネルギーに関する情報提供

新エネルギーに関する情報を積極的に提供します。

c. 公共施設への率先導入

新エネルギー導入に向けた可能性調査を実施するなど、導入計画策定に向けた検討を行います。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
余剰電力買取契約世帯の割合（安来市・東出雲町を含む）	%	H22	2.1	H24	2.5	H32	12.3

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【新エネ機器導入補助制度創設】各種新エネルギー機器導入に対する新たな支援制度の創設を検討します。	環境保全課
b	【新エネに関する情報提供】ホームページや広報誌等を通じて、新エネルギー導入のメリットや、導入費用、国や県の補助金等に関する情報を積極的に提供します。	環境保全課
b	【市民等の取り組み紹介】市民や事業者の新エネルギー利用の取り組みをホームページ等で紹介するなど、取り組みの推進を支援します。	環境保全課
c	【新エネ導入に向けた調査研究】新エネルギー導入に向けた調査研究を行い、導入可能な新エネルギーを明らかにします。	環境保全課
c	【公共施設への率先導入】公共施設において、率先的に新エネルギー機器等を導入します。導入にあたっては、国の補助制度等を積極的に活用できるよう、情報収集に努めます。	環境保全課

■市民の取り組み

	取り組み内容
a	【新エネ導入検討】太陽光や太陽熱、ヒートポンプ、クリーンエネルギー自動車など、比較的導入しやすい新エネルギーの導入を検討します。
b	【新エネ関連情報の入手】新エネルギーに関する情報を積極的に入手します。
c	【新エネ利用の取り組みへの協力】BDFの回収など、市や事業者が行う新エネルギー利用の取り組みに協力します。

■事業者の取り組み

	取り組み内容
a	【新エネ導入検討】太陽光や太陽熱、ヒートポンプ、クリーンエネルギー自動車など、比較的導入しやすい新エネルギーの導入を検討します。
a	【新エネ関連技術開発】新エネルギー関連の技術開発に取り組みます。
b	【新エネ関連情報の入手】新エネルギーに関する情報を積極的に入手します。
c	【新エネ利用の取り組みへの協力】市や市民が行う新エネルギー利用の取り組みに協力します。



コラム：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について

（再生可能エネルギー特別措置法）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、平成 24 年 7 月 1 日からスタートする。

電気事業者が買い取りに要した費用は、原則として使用電力に比例した賦課金によって回収する仕組みであり、電気料金の一部として、国民が負担することになる。

■新エネルギーの分類



(4) 車社会への取り組み

基本的な考え方

都市部と比較して公共交通基盤が未発達な松江市においては、日常の移動におけるマイカーへの依存度が高くなっています。しかし、自動車での移動は、二酸化炭素などの温室効果ガスを発生することや、排気ガスが大気汚染の原因となったりします。

一方、自動車は、日常生活や産業活動のうえで、欠かすことのできないものであることも確かです。

極力公共交通機関などを利用して自動車を利用しないよう努めるとともに、自動車を運転する際にはエコドライブに心がけることが求められます。また、市民や観光客等が、より公共交通機関を使いやすい基盤整備を進めるとともに、渋滞を緩和するための道路整備なども、あわせて推進する必要があります。



現況と課題

- エコカー減税など、国による低燃費車普及促進の取り組みにより、ハイブリッドカーの販売台数が大幅に増加しています。
- 平成 22 年 10 月に取り組んだ「松江市一斉ノーマイカーウィーク」には、約 100 社、3,200 人が参加し、二酸化炭素排出量が 15.4 t-CO₂ 削減されました。
- 平成 22 年秋には、様々な交通社会実験に取り組みました。
現在、松江市の将来の交通体系とまちづくりのあり方について検討を進めています。
- 本市では、将来的な LRT 導入に向けた検討を行っています。
- 地域によっては公共交通機関の利用が困難な場所もあり、ノーマイカーの取り組みを実施することが難しい場合もあります。
- 特にバス交通において、郊外の不採算路線を中心に路線の廃止や減便が続き、このような状況がさらにバス利用客の減少を招く結果となっています。

取り組みの方向性

a. ノーマイカー運動の推進

ノーマイカー運動を積極的に推進します。

b. エコドライブの普及啓発

エコドライブの実践を促すための普及啓発を推進します。

c. エコカー導入推進

環境にやさしい車社会実現のため、低燃費車・電気自動車等、エコカーの導入を推進します。

d. 環境にやさしい公共交通網の整備

市民や観光客等が利用しやすく、環境にやさしい交通体系及び公共交通網を整備します。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
島根県内のクリーンエネルギー自動車登録台数/総登録台数	%	H21	1.9	H27	10.0	H32	16.0
路線バス利用者数	万人	H21	394	H27	394	H32	—

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【ノーマイカーの仕組み検討】「松江市一斉ノーマイカーウィーク」の結果を踏まえた、市民が取り組みやすいノーマイカーの仕組みを検討します。	地域・交通政策課
a	【ノーマイカー率先実施】市職員が、率先してノーマイカー運動に取り組み、その成果を公表します。	地域・交通政策課
b	【エコドライブの手法等の周知】ホームページや広報誌等を通じて、エコドライブの手法やその効果を周知します。	環境保全課
c	【公用車への低燃費車導入】公用車等へのハイブリッドカー等低燃費車の導入を検討します。	管財課 環境保全課
d	【社会実験実施】社会実験などの実施を通して、市民や観光客等が利用しやすく、環境にやさしい交通体系・公共交通網の整備を推進します。	都市計画課 地域・交通政策課
d	【LRT 導入検討】LRT の導入可能性について、継続的に研究を進めます。	都市計画課
d	【電気自動車用インフラ整備】電気自動車向け急速充電器の設置など、ハード面での整備を検討します。	環境保全課
d	【道路整備推進】国や県等と連携しながら、市内の道路整備を進め、渋滞緩和による排気ガス削減に取り組みます。	環境保全課

■市民の取り組み

	取り組み内容
a	【公共交通機関の利用】通勤や外出の際には、可能な限り公共交通機関などを利用するよう努めます。
a	【自動車を使わない工夫】カーシェアリングやレンタサイクルの利用など、自動車を使わないための工夫を心がけます。
b	【エコドライブ実践】車を使用する際には、急発進・急加速・過積載を控える、空気圧を適正に保つなどのエコドライブを心がけます。
c	【環境にやさしい車への代替】車の買い替えの際には、環境にやさしいことを選択基準のひとつとします。
d	【交通体系整備への協力】社会実験などには積極的に参加し、よりよい交通体系整備に協力します。

■事業者の取り組み

	取り組み内容
a	【公共交通機関の利用】通勤や外出の際には、可能な限り公共交通機関などを利用するよう努めます。
b	【エコドライブ実践】車を使用する際には、急発進・急加速・過積載を控える、空気圧を適正に保つなどのエコドライブを心がけます。
c	【環境にやさしい車への代替】車の買い替えの際には、環境にやさしいことを選択基準のひとつとします。
d	【交通体系整備への協力】社会実験などには積極的に参加し、よりよい交通体系整備に協力します。

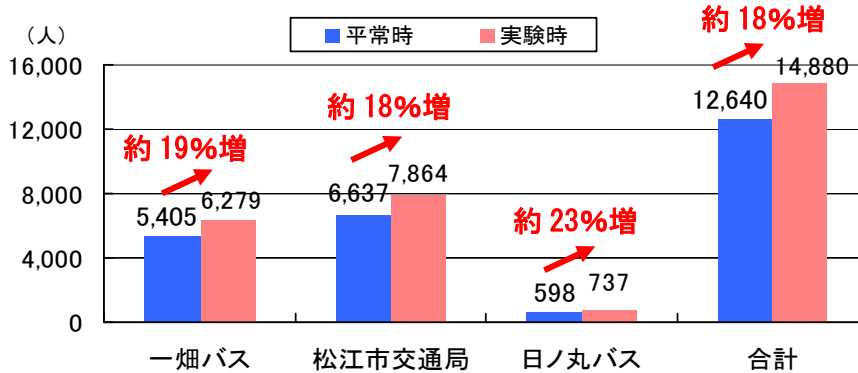


コラム：環境にやさしい交通体系づくり

平成 22 年 10 月、松江市では「公共交通優先のまちづくり」に向けて、「公共交通の利用促進に向けた交通社会実験」を実施しました。

実験期間中はパーク＆ライドの設置や路線バス運賃の均一化、JR 特急列車の臨時停車駅設定などにより、公共交通機関の利用促進を図りました。路線バスについては、期間中の利用者が約 18% 増加するなどの成果が得られています。

■図表 3-7 路線バス利用者数の平常時と実験時の比較



実験中のバス乗降の様子 (10/21)



コラム：エコドライブの手法とその効果

エコドライブは、地球温暖化防止に役立つことはもちろん、燃費の改善によるガソリン代の節約、渋滞緩和による車社会全体での地球環境への貢献などの効果があります。

極力公共交通機関の利用を心がけつつ、どうしても車に乗る必要がある場合には、積極的にエコドライブを心がけましょう。

エコドライブの例	二酸化炭素削減量	ガソリン節約量	ガソリン代節約金額
ふんわりアクセル『eスタート』 5秒間で20km/h程度に加速。	194.0kg-CO ₂	85.37L	10,030円
加速度の少ない運転	68.0 kg-CO ₂	29.29L	3,510円
早めのアクセルオフ	42.0 kg-CO ₂	18.09L	2,170円
アイドリングストップ	40.2 kg-CO ₂	17.33L	2,080円

資料：家庭の省エネ大辞典 2010 年版 注：効果は年間の数字です

2. 環境と経済の両立

施策の方向性

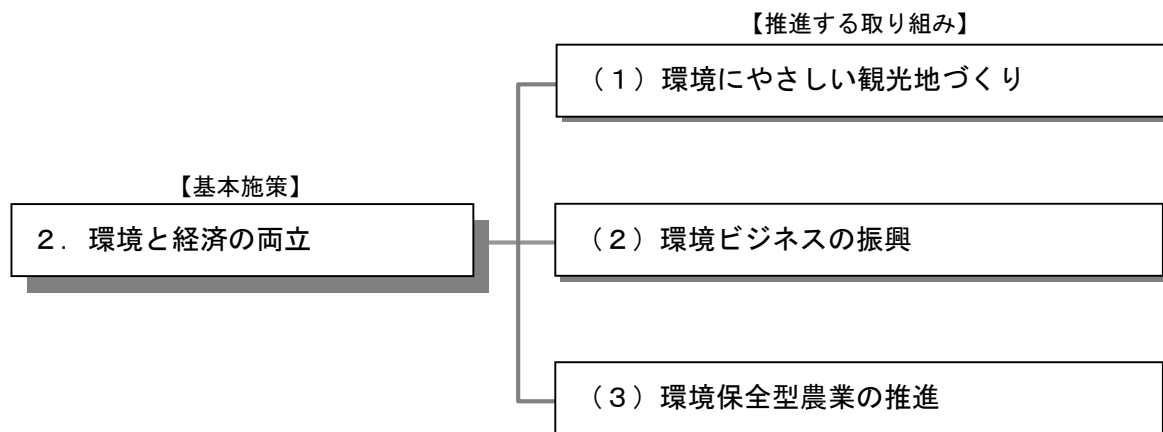
物を作り、売る過程では、大量のエネルギーが消費され、また松江市の基幹産業の一つである観光の場でも、観光客を迎え入れるために多くのエネルギーが消費されています。

このように、産業活動に伴う、環境に対する影響は大変大きく、事業所における環境保全活動は欠かすことが出来ません。

そのためには、産業活動に伴う環境負荷をなるべく少なくしたり、環境に良いものを作り出すことが必要です。同時に、消費者である私たち一人ひとりが、事業者の環境に対する取り組みを評価し、環境に配慮した製品を積極的に購入することが求められます。

国際文化観光都市として、環境にやさしい観光地づくりに努めることはもとより、今後の成長が期待される環境関連産業の振興を促進するため、その育成・創出支援や、企業誘致に取り組みます。

また、農業も本市の重要な産業のひとつであり、環境にやさしい農業製品に対する消費者の理解を深め、その消費拡大を支援します。



(1) 環境にやさしい観光地づくり

基本的な考え方

国際文化観光都市として年間約 900 万人の観光客が訪れる松江市において、観光は重要な産業のひとつに位置づけられます。

観光振興に向けた各種取り組みを推進することとあわせて、自然環境を楽しめる施設づくりや、環境にふれながらその重要性を学べる取り組み、環境負荷の少ない観光周遊の仕組みづくりなどの「環境にやさしい観光地づくり」を推進することが求められます。

こうした取り組みを推進することは、実質的な環境保全効果を獲得できることはもとより、多くの観光客に対する「環境にやさしい観光地づくりに取り組む松江市」を PR することにもつながることから、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが重要です。



現況と課題

- 松江市は、奈良市・京都市と並ぶ国際文化観光都市であり、毎年、約 900 万人の観光客が訪れています。
- 「宍道湖夕日スポット」や宍道湖中海の風景が楽しめる湖岸の道の駅など、美しい自然が作り出す風景を楽しめる施設が各所に立地しており、多くの観光客や市民に親しまれています。
- 「宍道湖エコツーリング」や、日本海での海中清掃ダイビングなど、自然環境を楽しみつつ、その大切さについて学ぶ取り組みが行われています。
- 環境にやさしい観光地づくりに向けた事業者の取り組みとして、玉造温泉街における生ごみ処理機の液肥を活用した野菜づくり、松江商工会議所を中心としたレンタサイクルなどが行われています。
- 環境にやさしい観光地づくりに向けた市民団体等の取り組みとして、「宍道湖エコクルーズ」や松江城での「キャンドルナイトまつえ」などが行われています。
- 本市は、環境にやさしい観光周遊の仕組みづくりとして、中心市街地への車の流入を規制する社会実験や、LRT 導入に向けた検討などを行っています。
- 島根県東部を訪れる観光客の 6 割が自家用車、2 割が貸切バスを利用しています（平成 21 年度島根県観光動態調査結果）。
- 他の観光地では、自治体が所有する電気自動車を、休日に市民や観光客に貸し出す取り組みが行われています。

取り組みの方向性

a. 環境にやさしい観光地づくりの推進

市民や事業者が取り組む、環境にやさしい観光地づくりの取り組みを積極的に支援するとともに、松江の自然そのものを観光に活用できる場の整備などに努めます。

b. 環境負荷の少ない観光周遊の推進

市内観光について、なるべく環境負荷が少ない観光周遊が可能となる仕組みの構築や取り組みを推進します。

c. 観光客への「環境にやさしい観光地」のPR

観光客に対して、松江市が「環境にやさしい観光地づくり」に取り組んでいることをPRします。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
レンタサイクル利用台数	台	H21	3,755	H27	6,000	H32	7,500

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【観光客への情報発信】市内の、エコツーリズムなど観光客が参加できる自然体験の取り組みについて、ホームページを通じて情報発信します。	環境保全課 観光文化課
b	【環境にやさしい移動体系の検討】社会実験などの実施を通して、環境にやさしい交通体系・公共交通網の整備を推進するとともに、LRT導入に向けた継続的な検討を行います。	都市計画課 地域・交通政策課
b	【自転車で移動しやすいまちづくりの推進】松江商工会議所等と連携し、レンタサイクルの取り組みを推進します。	地域・交通政策課
b	【環境にやさしい観光周遊の促進】レイクラインやパークアンドライドを活用した観光周遊を促進します。	交通局 観光文化課
b	【環境にやさしい観光周遊の仕組み検討】観光・運輸事業者と連携して、パークアンドライドと観光バス・タクシーとの連動など、環境負荷の少ない観光周遊の仕組みについて検討します。	観光文化課
b	【電気自動車用インフラ整備】電気自動車やプラグインハイブリッド車の普及をみすえて、主要観光地等への急速充電器設置を検討します。	環境保全課 観光文化課
c	【環境にやさしい交通システムに関する情報発信】ホームページ等を通して、社会実験やLRT導入検討など、環境にやさしい交通システム構築に積極的に取り組んでいることをPRします。	都市計画課 地域・交通政策課
c	【観光・運輸事業者の取り組み支援】観光・運輸事業者の環境配慮について、観光客等からの理解が得られるよう、情報発信などの積極的な支援を行います。	観光文化課
c	【環境にやさしい移動の促進】レンタサイクルやまちあるき観光を積極的に推進します。	観光文化課

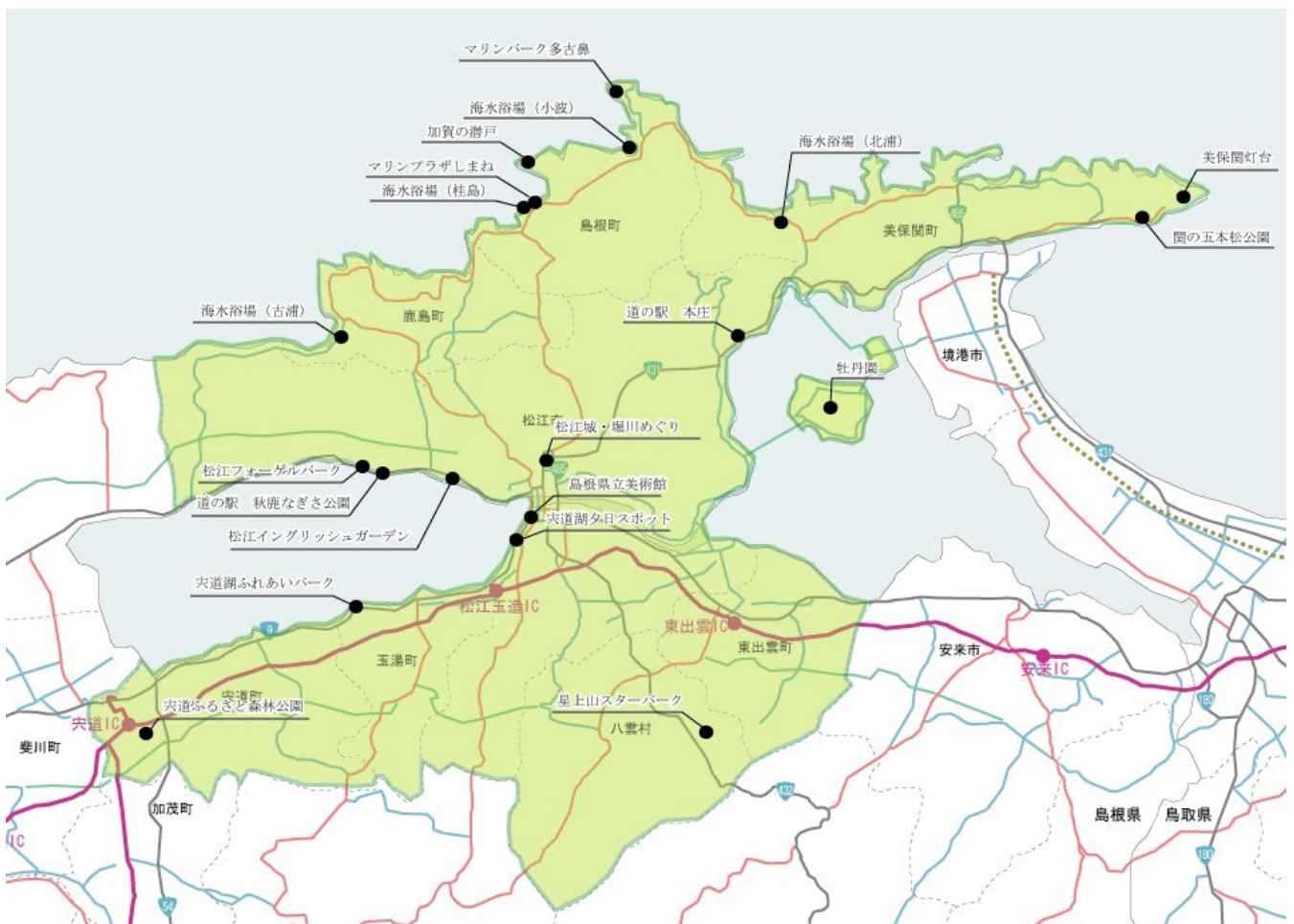
■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【観光客との交流促進】自然を体験できる取り組みに積極的に参加するとともに、観光客との交流を図ることができる取り組みの企画等に努めます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【自然体験への参加】自然を体験できる取り組みに積極的に参加します。
a	【観光客向けの環境にやさしいサービスづくり】観光客向けの環境にやさしい商品・サービスづくりに取り組みます。
b	【環境にやさしい移動体系の構築への協力】旅館・ホテル業などは、レンタサイクルの貸出・返却場所として協力するなど、環境にやさしい移動体系の構築を支援します。
b	【環境にやさしい観光周遊の仕組み検討】松江市と連携して、パークアンドライドと観光バス・タクシーとの連動など、環境負荷の少ない観光周遊の仕組みについて検討します。
c	【運輸業における低燃費車導入】運輸業では、観光バスやタクシーなどに積極的に低燃費車を導入します。

■図表 3-8 自然環境を活用した観光地等位置図



(2) 環境ビジネスの振興

基本的な考え方

市内には、様々な形で環境ビジネスに取り組んでいる事業者があります。こうした技術開発等の努力、企業などが行う環境保全活動に対して、市民や消費者が理解し評価していくことで相乗的な環境産業の振興を図っていく必要があります。

環境問題への対処は、今後も避けては通れない問題であり、事業者と市や県等が連携し、事業者の環境問題への取り組みと利益確保の両立を推進していくことが求められます。



現況と課題

- 国の第三次環境基本計画では、「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」を重点項目とし、環境ビジネスの振興等を推進しています。
- (財)しまね産業振興財団では、環境ビジネス等へ進出する事業者に対しての技術指導や資金援助等の支援を行っています。
- 松江市では、循環型社会の形成に向けた環境づくりや環境ビジネスを創出するため、平成15年に「環境を創る企業の会」が設立されています。
- 消費者の環境行動をポイント化し、様々な企業がポイントに応じたサービスを提供するといった、消費者が環境に配慮した企業を選択し、企業の環境配慮が売上につながる取り組みが市内NPOを中心として行われています。
- 廃食油回収及びBDF精製、バイオマスボイラーによる熱供給など様々な形で環境ビジネスが展開されています。

取り組みの方向性

a. 環境関連産業の育成・創出による経済の活性化

市内事業者の活動における環境負荷の低減に向けた取り組みを積極的に評価するとともに、環境関連産業も企業誘致活動のひとつとして取り組みます。

b. 環境に対する取り組みの積極的評価・活用

市民・事業者・行政の各主体が、事業者の環境に配慮した活動・商品等を評価し、環境に配慮した消費者となることを目指します。

各主体の取り組み

■市の取り組み

取り組み内容		担当課
a	【環境ビジネスの取り組みの情報発信】市内事業者の環境ビジネスの取り組みをホームページや広報誌等を通じて積極的にPRします。	環境保全課
a	【環境関連企業の誘致】太陽光などの新エネルギー分野に係る新製品等を作り出す環境関連産業も企業誘致活動の一つとして取り組みます。	企業立地課
a	【環境に配慮した企業の評価】企業の環境負荷低減努力、省エネ・省資源技術による環境に配慮した事業活動について評価します。	環境保全課
b	【グリーン購入の推進】環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入するなど、グリーン購入に努めます。	管財課
b	【グリーン購入の推進】環境配慮がなされているかどうかを物品調達基準とします。	管財課

■市民の取り組み

取り組み内容	
b	【グリーン購入の推進】環境配慮がなされているかどうかを物品購入の基準とするよう努めます。
b	【環境配慮企業の評価】環境ビジネスに取り組む企業の商品やサービスを積極的に選択し、環境産業振興と経済活性化の促進に寄与します。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【環境と経済の両立】環境にやさしい商品やサービスの開発に努め、環境配慮と自社利益の確保を両立できるよう努めます。
a	【環境ビジネスへの進出】環境関連産業への進出を積極的に検討します。
b	【グリーン購入の推進】環境配慮がなされているかどうかを物品購入の基準とするよう努めます。
b	【環境配慮企業の評価】環境ビジネスに取り組む企業の商品やサービスを積極的に選択し、環境産業振興と経済活性化の促進に寄与します。

(3) 環境保全型農業の推進

基本的な考え方

農業は松江市の重要な産業のひとつであり、水環境と密接なかかわりを持ちます。化学肥料や農薬への過度の依存は、水環境を汚染する要因のひとつともなりえるため、JA くにびきなどを中心に、減農薬・減肥料の取り組みが行われています。

減農薬・減肥料等に取り組むことは、環境にやさしく、消費者に安全で安心な生産物を提供できますが、生産・販売コストが高くなったり、収量の調整が難しい場合もあります。

水環境を守り、消費者が安全で安心な農産物を購入できるよう、特に消費者の、環境に配慮した農産物への理解を深めていくことが求められます。



現況と課題

- 松江市では、総農家数の減少が進んでおり、平成 12 年の 5,941 戸から平成 17 年には 5,486 戸となっています。
- 島根県では、農業の現状や環境にやさしい農業の取り組みについて小学生に学んでもらうための出前授業を行っています。
- 本市では、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を、農業経営のプロフェッショナル「いきいきファーマー」として認定し、各種支援を実施しています。
- 本市では、農業振興と耕作放棄地発生防止対策として、3 年以上の期間、農地を借り受ける方に奨励金を交付しています。
- JA くにびきでは、肥料・農薬の適正使用の指導など、環境にやさしい農業を促進しています。
- 平成 19 年に行った市民アンケートでは、松江の農産物について、販売する作物の種類や量を増やしてほしいという回答が 7 割を占めています。
- 減農薬などの環境保全型農業を推進するにあたっては、収量減や生産・販売コスト高などが課題となるため、環境にやさしい生産物に対する消費者理解の醸成が重要です。



コラム：エコロジー農産物

島根県では、農薬や化学肥料の使用量を抑えた環境にやさしい農業への取り組みをすすめるため、独自の認証制度として「島根県エコロジー農産物認証制度」をスタートさせました。

知事が認定するエコファーマーが、自然にやさしい土を使い、減農薬・減化学肥料で栽培した農産物が認証され、島根県知事推奨の農産物として専用のマークが貼り付けられています。



取り組みの方向性

a. 環境保全型農業の理解醸成

環境にやさしい農業について、消費者の理解を醸成するための活動を展開します。

b. 環境にやさしく、経済的にも成り立つ農業の確立

環境への負荷を低減しつつ、経済的にも成り立つ農業の確立を目指します。

c. 減化学肥料・減化学農薬の推進

「松江市農業振興計画」に基づき、環境に配慮した減化学肥料・減化学農薬の取り組みを推進します。

d. 農業系バイオマス資源の利活用促進

バイオマス資源の利活用に向けた研究を行います。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
エコファーマー認定者数	人	H23	86	H27	100	H32	200

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【環境保全型農業の理解醸成】島根県などと連携し、小学校や地域への出前講座を実施するなど、環境保全型農業についての理解を醸成します。	環境保全部
a	【環境保全型農業の事例紹介】環境保全型農業に取り組む事例をホームページを通じて幅広く紹介します。	農林課
b	【「いきいきファーマー」の支援】「いきいきファーマー」の認定者数を増やし、認定者に対する資金融資、経営相談等の取り組みを継続的に実施します。	農業企画課
b	【農業者支援】後継者の確保及び新規就農支援を積極的に行います。	農業企画課
c	【環境にやさしい農業の支援】JA くにびきや島根県等と連携し、有機質肥料使用や機械除草技術などの指導・助言を実施します。	農林課
d	【バイオマス資源利用可能性調査】農畜産業から発生するバイオマス資源について、賦存量の確認及び有効な利活用方策検討を実施します。	農林課

■市民の取り組み

	取り組み内容
a	【環境保全型農業の理解促進】環境保全型農業についての理解を深めます。
b	【環境にやさしい農作物の購入】減農薬・減化学肥料や有機栽培で作られた作物の購入に努めます。
c	【減農薬】家庭の菜園や畑等においても、極力化学肥料や農薬を使用しないように努めます。

■事業者の取り組み

	取り組み内容
a	【環境保全型農業の成果発信】環境保全型農業に取り組み、その成果等を積極的に発信します。
b	【「いきいきファーマー」認定】「いきいきファーマー」への認定を目指すなど、環境保全型農業の取り組みに対する評価と支援を得ることを目指します。
c	【減農薬】可能な限り、化学肥料や農薬を使用しないように努めます。
d	【バイオマス資源利活用方策検討】農畜産業から発生するバイオマス資源について、市等と連携しながら、その有効利活用方策を検討します。

4-4. 市民参加

「気づき、学び、みんなが行動するまち」を目指して

1. 環境意識の高い人づくり

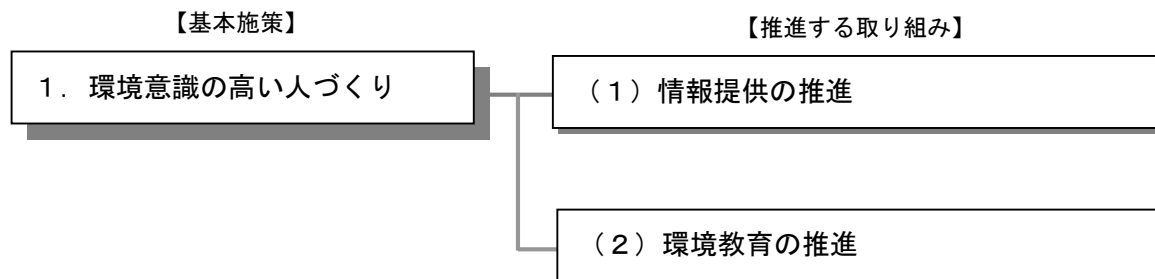
施策の方向性

私たちの住む松江市には、環境を守り活用しようとする意識の高い人がたくさんいます。自然環境を守る、循環型の社会をつくる、地球環境保全に貢献する活動を常に心がけ、同じ志を持つ人と一緒に活動の輪を広げています。

しかし、本市には、まだ環境意識に目覚めていない人もたくさんいます。これらの人たちが環境意識に目覚めるためには、わかりやすく、有益な情報が市民のみなさんに確実に届くことが必要です。様々なメディアや方法を用いて環境情報を提供することで、少しでも環境問題に触れる人を増やしていきます。

また、環境保全活動に取り組むことを、子どものうちから学び、体験することで、環境への素養のある人が増えます。子どもたちばかりでなく、親や地域の人たちも環境について学ぶことで環境保全の大切さを理解できます。

このように、環境情報の提供と環境教育の推進を図ることで、市民の環境意識が日本一高いまち「リサイクル都市日本一」の実現を目指します。



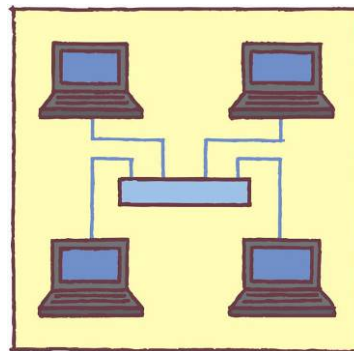
(1) 情報提供の推進

基本的な考え方

環境に関連する情報は多岐にわたります。今や、環境問題が新聞やテレビなどで取り上げられない日はなく、あらゆる媒体を通して、環境関連の情報が発信されています。私たちは、その多くの情報から取捨選択し、自分に役立つ情報を蓄積していくことで、松江市の環境保全に役立てることができます。

しかし、情報量の多さと煩雑さが、それらを難しくしています。また、本当に必要な情報をすぐに取り出すことも困難な状態にあります。

自然環境保全に向けた普及啓発のための情報提供はもとより、より実効性の高い環境保全活動が推進されるよう、市民や事業者にとって必要な情報を整理・集約するとともに、幅広い世代がその情報にふれることができる仕組みを構築することが求められます。



現況と課題

- 松江市では、市のホームページ等を通じて「ごみ・リサイクル」「グリーン購入」「地球温暖化対策」など、環境に関連する情報を発信しています。
- 市民記者の編集による環境新聞「エコタウンまつえ」を発刊し、市民目線での環境関連情報の提供を行っています。
- 多くの事業者が、自社の環境に関連する取り組みについて、ホームページなどを通じて情報発信しています。
- 平成22年1月に行ったアンケートでは、「省エネルギー行動などについての分かりやすい情報の提供」について、7割以上の市民が「重要であり、具体化するべき」と回答しています。
- 環境問題が多岐にわたり、様々な媒体から多くの情報が発信されていることなどから、市民や事業者にとっては情報の取捨選択が困難な場合もあると考えられます。

取り組みの方向性

a. 環境関連情報の収集と体系的整理

環境関連情報を積極的に収集し、体系的な発信を行うための情報整理を行います。

b. 多様な媒体による情報発信

環境関連情報の発信にあたっては、より多様な媒体を活用し情報入手の入り口を広げます。

c. 環境関連情報の共有化

市民や事業者の取り組みを紹介するなど、より身近で参考となる情報を発信し、各主体の共有情報として活用します。

d. 環境への取り組み状況の公開と点検

環境基本計画に掲げる「進行管理指標」など、環境保全施策の取り組み状況について毎年公表し、市民や事業者等からの意見を募ります。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
松江市の環境関連ホームページへのアクセス件数	件	H22	16,038	H27	24,000	H32	50,000

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【環境の現状把握】島根県の調査結果などを活用し、市内の環境の現状を適切に把握します。	環境保全課
a	【環境関連情報の収集】環境に関連する国際動向、国・県の取り組み、新技術などの情報の収集に努めます。	環境保全課
a	【環境関連情報の体系的整理】収集した情報は体系的に整理し、発信にあたっては市民や事業者に分かりやすいものとなるよう配慮します。	環境保全課
a	【環境関連情報を集約したホームページの作成】市内の環境関連情報を集約したホームページの作成を検討します。	環境保全課
b	【多様な情報発信媒体の活用】ホームページやケーブルテレビ、市報等を通じた情報提供を充実させるとともに、ソーシャルネットワーキングサービスなど、新たな情報提供の手法を検討し、幅広い世代に向けた情報発信の仕組みを構築します。	環境保全課
b	【取材の働きかけ】環境関連の取り組みについて、テレビなどの媒体へ、積極的に取材を働きかけます。	環境保全課
c	【参考になる取り組みの発信】市民や事業者が参考にできる取り組みを発信します。	環境保全課
c	【取り組み発表の場の創出】市民や事業者が環境への取り組みを発表できる場を創出します。	環境保全課
c	【環境関連情報誌等作成支援】市民や事業者などが行う、環境関連情報を提供するための広報誌作成などを支援します。	環境保全課
d	【環境基本計画進捗状況の公表】環境基本計画の進捗状況を毎年確認し、結果を公表します。	環境保全課
d	【環境施策への意見募集】公表した「進行管理指標」の状況、年度ごとの環境施策について、市民や事業者からの意見を募集する機会を設けます。	環境保全課
d	【環境白書の作成】松江市版「環境白書」の年度ごとの作成を検討します。	環境保全課

■市民の取り組み

	取り組み内容
a	【環境関連情報の入手】日ごろから、環境関連情報の入手に努めます。
b	【多様な媒体の活用】環境関連情報を入手するにあたっては、様々な媒体を積極的に活用します。
c	【積極的な情報発信】環境関連の情報を、ホームページを通じて発信したり、市へ情報提供するなど共有財産として活用できるように努めます。
d	【環境施策への改善提案】新計画の進捗状況等に関する情報を積極的に入手し、身近な環境の状況等と照らし合わせながら、必要に応じて改善提案を行います。

■事業者の取り組み

	取り組み内容
a	【環境関連情報の入手】日ごろから、環境関連情報の入手に努めます。
b	【多様な媒体の活用】環境関連情報を入手するにあたっては、様々な媒体を積極的に活用します。
c	【積極的な情報発信】環境関連の情報を、ホームページを通じて発信したり、市へ情報提供するなど共有財産として活用できるように努めます。
d	【環境施策への改善提案】新計画の進捗状況等に関する情報を積極的に入手し、身近な環境の状況等と照らし合わせながら、必要に応じて改善提案を行います。

(2) 環境教育の推進

基本的な考え方

子どもたちの環境教育を推進することは、次世代の環境保全を推進する人材を育成することであり、確実に実施することが求められます。しかし、学校現場においては環境問題を扱うことが、現場教員の負担となる場合もあります。出来る限り教員が活用できる情報の集約や教材の作成などにより学校での環境教育推進を支援するとともに、子どもたちには松江市の豊かな自然そのものにふれながら、その大切さを学んでもらえる、体験学習を推進することが求められます。

また、現代を生きる大人たちの、生涯学習としての環境教育も推進することが求められます。市民大学などにより、1人でも多くの環境意識が高く、行動力のある人材を育成することが求められます。



現況と課題

- 県内の学校では、鳥根県の「環境学習基本指針」「鳥根県環境学習プログラム」等に基づき、子どもたちの環境学習を推進しています。
- 環境省では、子どもがだれでも参加できる取り組みとして「こどもエコクラブ」を推進しており、松江市内では6団体144人の児童生徒が参加しています。
- 松江市では、「松江市民大学環境カレッジ」を開講し、環境について学び、考える講座を開催しています。
- 本市では、毎年「松江市環境フェスティバル」を開催し、環境について考える機会や、体験の場などを設けています。
- 川向きサイクルプラザに併設する「くりんぴーす」は、リサイクル体験教室などを通じた環境学習の場として活用されています。
- 本市では、「松江市生活環境保全推進員」や「鳥根県地球温暖化防止活動推進員」などが、地域住民への環境関連情報の周知や環境学習などに重要な役割を担っています。
- 本市内には、環境省が環境問題のスペシャリストとして認定する「環境カウンセラー」が11名おり、それぞれの分野で環境保全活動の普及に取り組んでいます。
- 学校現場においては、担当教員の環境意識をさらに高めるとともに、学校での環境教育推進に向けた支援の仕組みづくりなどが求められています。
- 福島第一原子力発電所事故による放射性物質について、正しい知識がもてていない状況にあります。

環境カレッジの様子



取り組みの方向性

a. 環境教育による子どもたちの育成

全小学校において、体験的プログラムを取り入れた環境学習を推進し、次世代の松江の環境を担う子どもたちを育成します。

b. 環境学習の推進を担う人材の育成

地域における環境学習の推進を担う人材を育成します。

c. 環境教育や環境学習の機会の提供

環境学習施設の充実や社会教育施設の利用促進により、市民の環境教育や環境学習の機会を提供します。

d. 原子力に対する正しい知識・環境教育の充実

「東日本大震災」による福島第一原子力発電所事故を受け、放射性物質についての正しい知識を得られ、理解するための環境教育の充実を図ります。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
啓発施設（くりんぴーす）の利用者数	人	H22	5,589	H27	12,000	H32	15,000
「松江市児童生徒意識調査」における肯定的な回答割合（小4～中3の平均値）	%	H22	75.9	H27	80.0	H32	85.0
			69.4	H27	75.0	H32	80.0

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【出前講座実施】市職員による出前講座や、専門家の紹介・派遣などに取り組みます。	環境保全課
a	【子どもエコクラブ参加拡大】子どもエコクラブ参加団体の拡大を図ります。	環境保全課
a	【環境教育を担う教員の支援】環境関連の教材や機器の貸出、関連情報を集約したホームページの作成などにより環境教育を行う教員を支援します。	環境保全課
a	【環境学習副読本の作成】全ての小中学校や担当教員が高いレベルでの環境教育を推進することができるよう、松江市環境学習副読本の作成などを検討します。	環境保全課
a	【環境について学ぶ機会の提供】環境フェスティバルなど、環境について学び、考える機会を積極的に創出・提供します。	環境保全課
b	【環境カレッジにより人材育成】環境カレッジの継続・充実などにより、環境学習の場を設けるとともに、地域の環境学習推進を担う人材を育成します。	市民活動センター
b	【研修等による人材育成】研修や講座の開催などにより、「松江市生活環境保全推進員」など、地域の環境活動牽引役となる人材のレベルアップを図ります。	環境保全課
b	【環境カウンセラー等登録者拡大】「環境カウンセラー」や「しまね環境アドバイザー」などを目指す人たちへ情報提供等を通じて支援し、松江市の環境を牽引する人材の育成を推進します。	環境保全課
c	【自然にふれる機会の創出】自然にふれる機会を創出し、市民や事業者、観光客等の環境保全意識を高めます。	環境保全課
c	【公共施設の発表等の場としての提供】市民活動センターなどの公共施設を、環境学習や発表の機会として提供します。	環境保全課
d	【原子力に対する正しい知識・環境教育の充実】放射性物質についての正しい知識を得られ、理解するための環境教育の充実を図ります。	環境保全課 教育委員会

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【子どもの環境教育】家庭において、子どもたちの、環境を大切にする心を育みます。
b	【環境関連情報の積極的入手】環境に関連する情報は積極的に入手して知識を深めます。
b	【具体的な行動の実践】地域の環境関連イベントなどには積極的に参加・協力し、環境問題への理解を深め、実際の行動につなげます。
b	【地域内での自主的な勉強会実施】「環境カウンセラー」など、環境意識が高く、行動力のある人たちが中心になって、身近な集まりの中での環境勉強会などに取り組みます。
b	【「環境カウンセラー」等への登録などレベルアップ】「環境カウンセラー」など、地域の環境学習を牽引できる人材となることを目指します。
c	【体験学習の重視】環境学習の実施にあたっては、自然とふれあう体験を重視します。
c	【発表会などの実施】公共施設等を積極的に利用し、環境関連の講座や取り組みの発表会などを行います。
d	【原子力に対する正しい知識】放射性物質の正しい知識についての情報収集に努めます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【講師派遣等による環境教育推進への協力】環境に関連した製品づくりの指導や講師派遣、事業所見学などの学校における環境教育の推進に協力します。
b	【環境関連情報の積極的な入手】環境に関連する情報は積極的に入手して知識を深めます。
b	【環境関連担当者の配置】環境に関する担当者を設置し、社員の環境教育を計画的に推進することで、環境意識の高い社員を育成します。
b	【「環境カウンセラー」等への登録などレベルアップ】「環境カウンセラー」など、地域の環境学習を牽引できる人材となることを目指します。
c	【自然とふれあえる場の活用】社員の環境教育に、公共施設や自然とふれあえる場を積極的に活用します。
d	【原子力に対する正しい知識】放射性物質の正しい知識についての情報収集に努めます。



コラム：地域での環境教育推進に向けた“キーマン”

地域の中には、環境について専門的な知識を持っていたり、日ごろから普及啓発活動に努めている人たちがいます。今後、地域における環境教育を推進していくためには、こうした方たちの活動を積極的に支援し、行政と十分に連携しながら進めていくことが重要です。

○松江市生活環境保全推進員

環境保全に関する地域のリーダー役として松江市長が委嘱します。行政と市民のパイプ役としても期待されます。

○環境カウンセラー

環境省が認定する環境分野のスペシャリストであり、市民部門と事業者部門があります。

○環境アドバイザー

島根県が認定する環境問題についての有識者及び環境保全の実践者であり、県民や事業者が自発的に実施する講演会や研修会等に無償で派遣しています。

○島根県地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及啓発、調査、指導、助言、情報提供等を行う人材として、島根県が委嘱しています。

○自然観察指導員

地域の自然観察指導、ガイド、環境教育など、自然観察を通じて豊かな自然の次世代への継承を推進するための人材として、日本自然保護協会が認定しています。

○環境コンシェルジュ

環境省が認定する、家庭の二酸化炭素削減の専門家です。平成23年度から本格的に取り組みが開始されることとなっています。

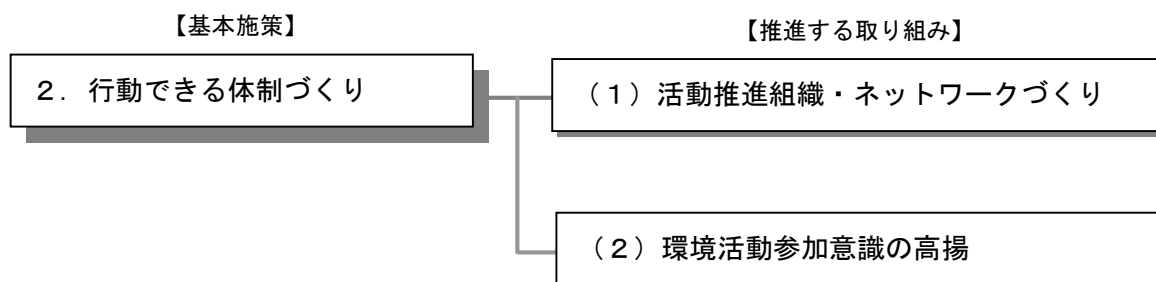
2. 行動できる体制づくり

施策の方向性

松江市では、様々な環境活動団体により環境保全の取り組みが行われてきました。平成 19 年には、市民・事業者・行政の協働で松江市の環境保全を推進する組織として「まつえ環境市民会議」が設立され、環境に関する様々な視点から活動に取り組んでいます。

こうした取り組みを基礎としながら、さらに市民・事業者・行政が連携して環境保全に取り組むことができるよう、環境活動団体の取り組みを支援するとともに、団体や主体相互のネットワークを構築することが求められます。

また、市民一人ひとりの環境活動への参加意識を高めるため、「松江市生活環境保全推進員」と連携した普及啓発活動を推進するとともに、環境活動を評価する仕組み等について検討していきます。



(1) 活動推進組織・ネットワークづくり

基本的な考え方

環境保全は、一人ひとりができることから取り組むことが求められますが、多くの人が同じ目的のもとに集まって取り組むことで、さらに大きな効果が得られます。

松江市においては、「まつえ環境市民会議」をはじめとした多くの環境活動団体が存在し、それぞれの取り組みを推進しています。

新たな環境基本計画に基づき、松江市の環境保全を市民・事業者・行政が一体となって推進していくためには、こうした既存の環境活動団体の取り組みを継続拡大するとともに、さらに多くの主体や団体が連携して環境保全活動によって得られる効果の最大化を図ることが求められます。

また、宍道湖・中海沿岸市町村など、環境を介してつながる市町村や県・国との良好な連携を推進し、総合的かつ計画的な環境保全を推進することが重要です。



現況と課題

- 平成 19 年 2 月に、松江市環境基本計画を推進し、松江市の環境活動を牽引するための組織として、「まつえ環境市民会議」が設立されました。平成 23 年 1 月末現在、131 名の個人会員、43 団体の団体会員、96 法人の法人会員が会員として活動に参加しています。各主体が連携して環境基本計画の推進を牽引している一方で、会員数の伸び悩みや、会員のさらなる取り組み参加への意欲醸成など、様々な課題も抱えており、新たな環境基本計画策定にあたって組織体制の見直しなどが必要です。
- 「環境を創る企業の会」「まつえ市民環境大学村」など市内には市民を中心とした様々な環境保全活動団体があります。
- 平成 22 年 4 月からレジ袋の有料化がスタートし、市内 11 事業者が連携した取り組みを行っています。
- 本市内には、環境保全活動を行う NPO 法人が 29 団体あります（平成 22 年 12 月末現在。松江市認証団体一覧より）。
- 「松江市生活環境保全推進員」や「島根県地球温暖化防止活動推進員」は、研修等を通じて知識を深め、連携しながら市内の普及啓発を推進しています。
- 個々の団体が様々な取り組みを推進していますが、その連携は必ずしも十分とはいえません。
- 「宍道湖沿岸自治体首長会議」や「中海市長会」などにより、自治体が連携した環境保全の取り組みを推進していますが、その連携は必ずしも十分とはいえません。

取り組みの方向性

a. 環境活動団体の取り組み促進

既存の環境活動団体の取り組みがさらに効果的なものとなるよう、活動しやすい場づくりや参加しやすい環境づくりなどを通じて支援します。

b. 環境保全に取り組む主体の連携推進

「まつえ環境市民会議」や、環境活動に取り組む事業者などが連携して松江市の環境保全に貢献できる仕組みの構築を目指します。

c. 周辺自治体・国等との連携促進

環境保全の推進に向けて、周辺市町村や島根県、国等との連携を図ります。

進行管理指標

進行管理指標	単位	現況		目標			
松江市内の環境保全に取り組むNPO法人数	法人	H22	29	H27	40	H32	50

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【活動団体の取り組み紹介】ホームページや広報誌等を通じて、環境活動団体の取り組みを幅広く紹介します。	環境保全課
a	【補助制度等の情報提供】環境活動に活用できる補助・支援制度の情報提供などを通じて、活動内容の充実を支援します。	環境保全課
a	【活動の場提供などによる取り組み支援】環境活動の場としての公共施設の提供、成果を周知できるイベント開催などにより、環境活動団体の取り組みを支援します。	環境保全課
b	【活動発表の場の創出】環境フェスティバルなど、市内の環境活動団体が一同に会して活動発表会を行うことができる場の創出に努めます。	環境保全課
b	【環境活動に取り組む主体の意見を施策に反映する仕組みの構築】「松江市生活環境保全推進員」や「島根県地球温暖化防止活動推進員」から、定期的に松江市の環境における課題等を聞き取る場を創出するなど、市内の環境活動に取り組む主体の意見を環境行政に反映させる仕組みの構築を目指します。	環境保全課
b	【活動団体との連携促進】「まつえ環境市民会議」等の活動団体と密に連携し、環境施策を効果的に推進します。	環境保全課
c	【国や県との連携促進】環境施策の推進にあたって、国や県の支援・補助を活用するなど、有機的に連携します。	環境保全課
c	【斐伊川水系沿岸自治体の連携促進】斐伊川水系沿岸の自治体と連携し、「宍道湖沿岸自治体首長会議」や「中海市長会」などを通じて、宍道湖・中海の環境保全に努めます。	環境保全課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【環境活動への参加】環境活動団体が行う取り組みに積極的に参加します。
a	【活動の継続・拡大】環境活動団体は、これまでの取り組みを継続・拡大し、独自性を活かしながらさらなる環境貢献に努めます。
b	【活動団体間の連携促進】環境活動に取り組む際、より多くの団体等と連携し、取り組みの輪を拡大するよう努めます。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【環境活動への参加】環境活動団体が行う取り組みに積極的に参加します。
a	【活動の継続・拡大】環境活動団体は、これまでの取り組みを継続・拡大し、独自性を活かしながらさらなる環境貢献に努めます。
b	【活動団体間の連携促進】環境活動に取り組む際、より多くの団体等と連携し、取り組みの輪を拡大するよう努めます。



(2) 環境活動参加意識の高揚

基本的な考え方

環境保全活動を継続して実施するためには、それぞれの意識が高揚する「何か」が必要となります。

特に、環境保全活動を実施することによる具体的なメリットがあることは重要となります。国のエコポイントは、まさにそれにあたります。環境保全活動を実施することによりポイントを得ることができ、そのポイントは商品と交換することができます。

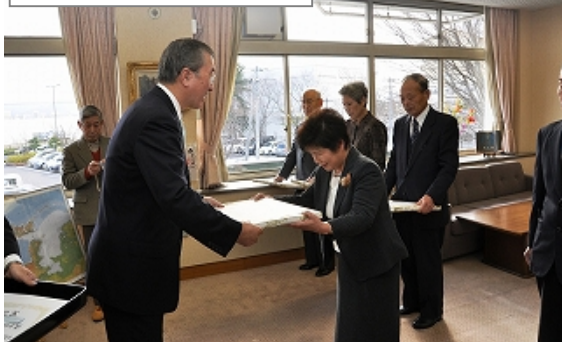
松江市においても、情報提供やイベント実施による意識啓発とあわせて、こうした具体的なメリットが得られる仕組みを構築し、環境保全活動が長続きする仕組みを構築することが求められます。



現況と課題

- 松江市では、ホームページや広報誌等を通じて様々な環境関連情報を提供し、環境保全活動参加へのきっかけづくりを行っています。
- 本市では、「松江市生活環境保全推進員」や「島根県地球温暖化防止活動推進員」などにより、環境美化活動や温暖化防止活動などの推進が図られています。
- 市民や事業者、NPO 等により様々な環境保全の取り組みが行われており、市民の環境保全活動参加への入り口となっています。
- 環境保全活動を推進するためには、楽しく、長続きする工夫が重要であるとともに、環境保全活動に対する具体的なメリットが感じられることが求められます。国のエコポイント制度や、島根県の環境家計簿などがこれにあたります。
- 本市では、「松江市生活環境保全功労者表彰」や「緑と花のまちづくりコンクール」などにより、環境保全やまちの美化に取り組む個人や団体の表彰を行っています。
- 本市では、「松江市ごみ減量等優良事業所」の認定や、入札制度における、環境保全活動等の地域貢献実績に応じた加点などにより、事業者の環境保全活動の評価を行っています。

生活環境保全功労者表彰式



緑と花のまちづくりコンクール



取り組みの方向性

a. 情報提供を通じた環境活動実践のきっかけづくり

環境保全に関する身近な取り組みなどの情報提供を充実させ、市民や事業者の環境活動実践のきっかけとします。

b. 環境関連イベントの実施による環境活動参加機会の提供

環境関連のイベントなどを積極的に実施することで、市民や事業者が気軽に環境活動に参加できる機会を創出します。

c. 地域のキーマン支援を通じた市民等の環境活動実践支援

「松江市生活環境保全推進員」や「島根県地球温暖化防止活動推進員」など、地域における普及啓発のキーマンとなる人材の活動を支援し、より多くの市民等の環境活動実践を促します。

d. 環境活動を楽しく続けられる仕組みづくり

環境保全活動を楽しく続けられたり、具体的なメリットが得られる取り組みを推進し、より多くの主体が環境保全活動に参加できるきっかけをつくります。

各主体の取り組み

■市の取り組み

	取り組み内容	担当課
a	【多様な媒体による情報発信】 ホームページや広報誌、CATV など様々な媒体により環境関連情報を発信します。	環境保全課
a	【取り組み紹介】 市民や事業者の環境活動について、顕著な取り組みはホームページや広報誌などで紹介します。	環境保全課
a	【分かりやすい情報発信による参加意識の高揚】 だれにでも分かりやすい情報発信を心がけ、環境活動への参加意欲を高めます。	環境保全課
a	【若い世代の環境意識向上推進】 島根大学等と連携し、若い世代への普及啓発及び環境意識の向上を推進します。	環境保全課
b	【環境活動参加のきっかけづくり】 環境関連イベントや清掃活動など、環境活動に取り組むためのきっかけとして、気軽に参加できる取り組みを行います。	環境保全課
b	【環境活動参加のきっかけづくり】 様々なイベントでゴミ拾いをするなどを通じて、より多くの市民等が生活環境を良くする活動に参加するきっかけをつくります。	環境保全課
c	【普及啓発活動推進支援】 「松江市生活環境保全推進員」や「島根県地球温暖化防止活動推進員」などが行う普及啓発活動を支援します。	環境保全課
d	【環境保全活動に対するメリットの創出検討】 環境保全活動を行うことで公共機関の利用料金が割引になるなど、環境保全活動に対する具体的なメリットを付与できる仕組みの構築を検討します。	環境保全課
d	【表彰制度の充実】 環境活動に対する既存の表彰制度を継続するとともに、「自然環境」「温暖化対策」「循環型社会構築」などの部門別表彰を設けるなど、表彰の仕組みを充実させることを検討します。	環境保全課
d	【環境と経済の両立】 物品の調達にあたってはグリーン購入に努めるなど、環境にやさしい商品やサービスを積極的に利用するなど、産業活動と環境保全活動の両立を促進します。	管財課

■市民の取り組み

取り組み内容	
a	【環境関連情報の入手】日ごろから、環境関連情報の入手に努めます。
b	【環境関連イベントへの参加】地域の環境関連イベントなどには積極的に参加・協力します。
c	【地域の環境活動推進】「松江市生活環境保全推進員」など、地域の熱意のある人材が、市と市民の橋渡し役となり、地域での環境活動実践を推進します。
d	【環境活動の工夫】環境保全活動を楽しく長く実践できる工夫に努めます。
d	【表彰制度への応募】表彰など、環境活動が評価される取り組みを実践することで、活動参加のきっかけや継続の意欲とします。
d	【環境配慮型企業の評価】環境にやさしい商品やサービスを優先的に選択するなど、事業者の環境保全活動を評価します。

■事業者の取り組み

取り組み内容	
a	【環境関連情報の入手】日ごろから、環境関連情報の入手に努めます。
b	【環境関連イベントへの参加】地域の環境関連イベントなどには積極的に参加・協力します。
d	【環境保全活動に対するメリットの創出検討】環境保全に資する商品購入やサービス利用に対して、何らかのメリットが生まれる仕組みを検討・実践するよう努めます。
d	【表彰制度への応募】表彰など、環境活動が評価される取り組みを実践することで、活動参加のきっかけや継続の意欲とします。
d	【環境配慮型企業の評価】環境にやさしい商品やサービスを優先的に選択するなど、事業者の環境保全活動を評価します。

第5章 重点プロジェクト

5-1. 重点プロジェクトの位置づけと狙い

本計画は、松江市環境政策の最上位計画であり、環境全般について守り、活用し、環境主都となることを目指すための計画にあたります。

ここでは、その中でも、松江市の地域特性などを踏まえ、特に重点的に推進する必要があると思われるものを抽出し、「重点プロジェクト」として設定します。

「重点プロジェクト」は、自然環境の保全などの目指す環境像ごとに設定します。

また、市民に分かりやすく身近な取り組みをしてもらうために、キャッチフレーズをあわせて掲げます。

自然環境の保全・活用

自然と人が調和する
水と緑の安らぎのまち

水と緑プロジェクト

～みどりでいっぱい365～

景観保全、水質保全、二酸化炭素削減対策などのうえで、緑を守り、増やしていかなければなりません。
※木一本が、一年をかけて一世帯一日分の二酸化炭素を吸収しています。

循環型社会の構築

みんなの意識が高い
循環型のきれいなまち

ごみ減量プロジェクト

～目指せ100%マイバッグ～

ごみを減らすためには、まずはごみになるものをもらわない、断る（リフューズ）ことが重要です。
マイバッグ運動をはじめとしたリフューズに積極的に取り組み、廃棄型生活を改善していきます。

地球環境の保全

一人ひとりが
地球を思いやるまち

省エネ推進プロジェクト

～全市一斉ライトダウン～

省エネは、だれでも実践できる地球温暖化対策の取り組みです。家庭部門から排出される二酸化炭素の割合が多い松江市では、まずは家庭で電気を消すなど手軽なことから確実に行うことが重要です。ライトダウンキャンペーンなど既存の取り組みと絡めながら、効果的に推進します。

市民参加

気づき、学び、
みんなが行動するまち

環境学習推進プロジェクト

～みんなでもとう環境意識～

小学校全学年での環境教育を実施し、次世代の松江市の環境保全を担う子どもたちを育成します。子どもたちの育成とあわせて、生涯学習等を通じて大人の環境教育も推進し、みんなが環境意識の高いまちを目指します。

1. 水と緑プロジェクト

～みどりでいっぱい 365～

松江市が持つ豊かな環境は、緑と水に代表されます。そして、その中に多種多様な動植物が生息・生育しています。

特に、緑は二酸化炭素の吸収や水源涵養などの公益的機能を有しています。また、水環境と密接に関連しており、森林資源の適正管理が水質保全にもつながります。

このことから、本市に暮らす市民や事業者がいつも緑のことを意識できるよう啓発を進めることで、緑の保全から水質保全など本市全体の環境保全を推進していきます。

■多古鼻での植林活動の様子



また、緑を増やすための植林など身近な取り組みへの参加機会を創出するとともに、森林経営の重要な担い手である林業者等への積極的な支援を行います。

●市民が気軽に参加できる緑を守り育てる機会の創出

里山体験や植樹など、市民が緑を守ったり育てたりする機会に気軽に参加できる場を創出します。

また、緑と水や地球環境との関連について学ぶ機会をあわせて設けるなど、緑の大切さを啓発します。



●市民の緑化に向けた気運醸成

「まっえ環境市民会議」等と連携し、「グリーンのカートン」など、身近な緑を増やす取り組みを支援します。

また、屋上緑化に対する補助金制度などにより、市街地内の緑化を推進します。

これらにより市民の緑化に向けた気運を醸成し、市内の緑を少しずつでも増やしていきます。

●美しい水環境の保全に向けた連携促進

水環境は、川上から川下までが一体となって保全に取り組むことで、その効果が発揮されることから、近隣自治体との連携を積極的に推進します。

水質汚濁・水質改善対策などに事業者・NPO・大学などと連携して取り組みます。

2. ごみ減量プロジェクト

～目指せ 100%マイバッグ～

ごみを資源として再生利用することは、資源としての循環はできますが、再生利用することそのものにエネルギーが必要であることも確かです。再生利用できるからといって、安易にごみとしてしまっている場合もあると考えられます。

そこで、私たちのこれまでの生活や産業活動を今一度見直し、廃棄型の生活から、ごみになるものを断り、ごみを極力出さず、捨てる前に再使用できないか考え、どうしても困難な場合は適切に分別して再生利用するという循環型の生活に改善していくことを推進します。

特に、ごみ減量の根本である「ごみになるものを断る」ことを推進するため、だれもが手軽に取り組めるマイバッグ運動の全市民による参加を目指します。

●リフューズ（ごみになるものを断る）の推進

家庭におけるごみの排出量を削減するための第一歩はリフューズに努めることです。マイバッグの持参はリフューズの典型的な取り組みであり、市内 11 事業者により実施されているレジ袋有料化については、さらなる参加事業者の拡大を支援していきます。

また、リターナブルびんなど、何度でも使用できるものを活用することもリフューズの実践につながります。これらの利用促進に向けた普及啓発を行うとともに、販売する側の事業者に対しても、極力再使用できるトレイを利用した商品開発や量り売りの推進などを働きかけることにより、リフューズを積極的に推進します。



●再使用の機会拡大

フリーマーケットは不用品をごみとしないために有効な取り組みであり、市内でも様々な団体が行っています。これらの開催情報を積極的に収集・発信することで、再使用の機会拡大を図ります。

また、不用品の展示・抽選会などを行っている「くりんぴーす」の認知度を高めるとともに、リサイクル体験教室などを積極的に開催し、市民の再利用推進に向けた気運を高めます。

●分別マナーの向上を通じた市民の意識改革

平成 23 年度からの新ごみ処理施設稼働に伴い、分別の方法が変更となりました。この機会に松江市と「松江市生活環境保全推進員」が連携してごみの適正な分別方法の周知を徹底しました。

また、大学等と連携し、学生など若い世代のマナー向上を図るための講習会を開催する仕組みを構築します。



3. 省エネ推進プロジェクト

～全市一斉ライトダウン～

地球温暖化問題は喫緊の課題であり、その影響はわたしたちの子どもたちの世代により顕著に現れることが予測されます。松江市は、島根県の県庁所在地として、また、山陰の中心都市として、率先して地球温暖化対策に取り組むことが求められています。

地球温暖化対策の中でも「省エネルギー」は老若男女を問わず、だれもが取り組むことができます。また、省エネルギー機器の導入などを進めることで、建物全体での大きな省エネ効果を獲得できます。

特に、家庭でできる手軽な取り組みとして「ライトダウン」を推進し、全市が一斉にライトダウンするなど、地球温暖化防止と観光客誘致等が両立できる仕組みを検討します。

■ライトダウンキャンペーンステッカー



●「松江市ライトダウンの日」の設定

ライトダウン、つまり消灯することはだれもが簡単に実践できる地球温暖化防止の取り組みです。

年に1回程度、「松江市ライトダウンの日」と消灯の時間帯を設定し、その時間は極力明かりを使わないなどの取り組みを検討します。

既存のライトダウンとそれに合わせたキャンドルナイトなどの取り組みと絡めつつ、松江の新たな観光資源としての活用についても積極的に検討します。

■2010 キャンドルナイトまつえ



写真：松江観光協会

●省エネ機器の導入促進

ライトダウンとあわせてさらなる省エネ効果を獲得するため、省エネ機器の導入を推進します。

ホームページを通じた情報提供や環境イベント等における事業者出展等によって普及を図るとともに、省エネ診断の実施を支援し、建物における空調や給湯設備などの更新についても促進します。

●二酸化炭素排出量の“見える化”

取り組みによって、どれだけ二酸化炭素排出量が削減されたかという成果が見えることは、取組意欲の継続につながります。

そこで、毎年、松江市内の二酸化炭素排出量を公表します。また、家庭での“見える化”を助けてくれる省エネナビの利用や、環境家計簿「エコライフチャレンジしまね」への参加を促すことでも二酸化炭素排出量の“見える化”を推進します。

4. 環境学習推進プロジェクト

～みんなでもとう環境意識～

環境保全活動を効果的に推進するためには、環境意識の高い市民や事業者が増えることが重要となります。

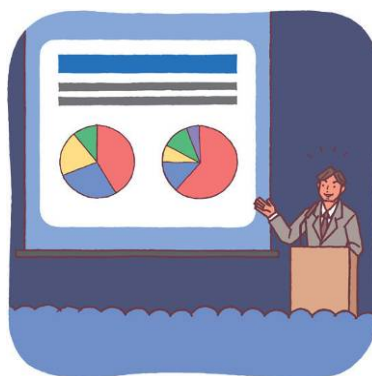
特に、次世代の松江市を担う小学生の環境教育については重要であり、本市の環境がもつ魅力に気付くことができる教育を推進することが求められます。そのためには、小学校全学年において環境教育を推進するための体制づくりなども必要です。

そして、だれもが気軽に参加できる環境教育や環境学習の場を創出することにより、子どもから大人まで、より多くの人々が環境意識の高い市民に育ち、本市の環境保全推進を担う人材となることが期待されます。

●自然の魅力に気付く環境教育の推進

子どもたちの環境教育を推進するためには、実際に環境活動に取り組んでいる人の話を聞くことや、自然にふれてみるのが重要となります。

学校側と連携して市職員や環境活動団体関係者、企業などによる出前講座を積極的に実施するとともに、体験学習を重視した内容とすることで、子どもたちが松江の環境の魅力に気付くことができる内容となるよう努めます。



●環境学習に取り組む学校の支援

学校現場では、環境問題だけでなく、多くの問題について、子どもたちに伝える必要があります。

そのため、環境教育をより効果的に、かつ教員の意識をさらに高めながら推進することができるよう、環境白書や環境学習副読本などの作成、研修、関連する情報提供や人材紹介などにより、学校の環境学習推進を支援することを検討します。



●環境教育や環境学習の場の創出

松江市では多くの市民団体などが環境活動に取り組んでいます。

こうした団体の活動の場として、または活動発表の場としての公共施設利用を促進し、環境活動団体が行動しやすい体制づくりを推進します。

また、そうした情報を積極的に発信することで、より多くの市民が環境教育や学習の場にふれる機会を創出します。

環境活動発表会の様子



第6章 推進体制と進行管理手法

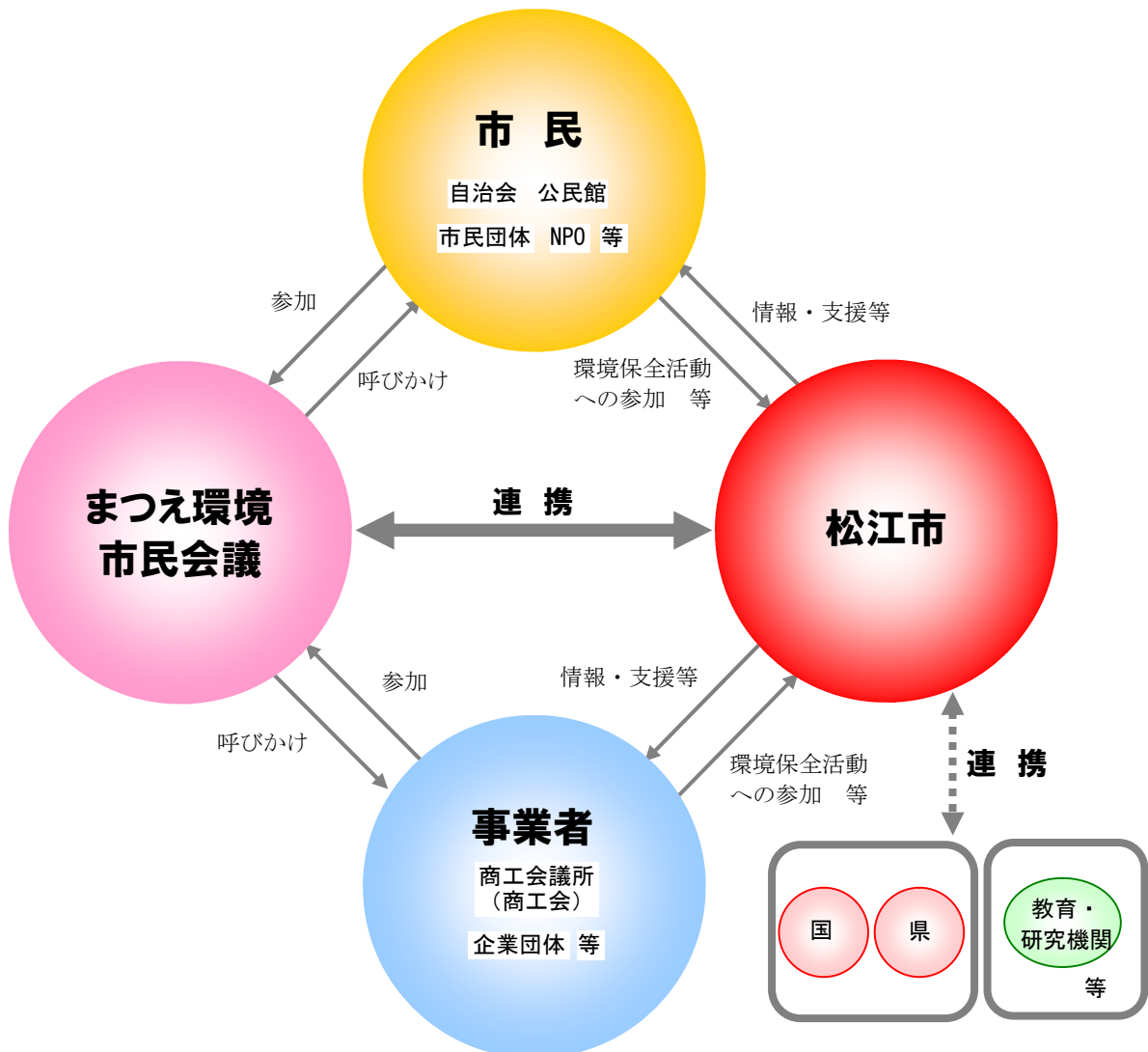
6-1. 推進体制

環境基本計画は、松江市を中心に、市民・事業者・行政とが連携して推進します。

■図表 6-1 松江市環境基本計画推進に係る各主体の役割

主体		役割
行政	松江市	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画に基づき、中心となって各種施策を推進する。 市民や事業者と、連携した取り組みを行う。 まつえ環境市民会議等と連携し、市民や事業者の取り組み促進を図る。
	国・県	<ul style="list-style-type: none"> 松江市と連携して環境施策を推進する。
教育・研究機関等		<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、環境保全に係る教育・研究を積極的に推進する。
市民(市民団体、NPO、自治会、公民館等)		<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、環境保全活動を積極的に推進する。
事業者(商工会議所(商工会)、企業団体等)		<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、環境保全活動を積極的に推進する。
まつえ環境市民会議		<ul style="list-style-type: none"> 本市と市民・事業者をつなぐ組織として、市民や事業者の力が必要な取り組みについて普及啓発やイベント開催などにより本市の環境施策推進の一翼を担う。 市民や事業者の本市の環境に関する意見等を松江市に提言する。

■図表 6-2 松江市環境基本計画推進体制イメージ



6-2. 進行管理手法

環境基本計画は、その進捗状況について毎年確認し、必要に応じて改善を行うとともに、計画期間の中間年にあたる平成 27 年度を目処に計画の見直しを行います。

毎年の進行管理は、「推進する取り組み」に関する評価と、進行管理指標の確認により行います。

【毎年の進行管理】

- ①「推進する取り組み」の評価は、松江市として進捗状況、課題、成果などを確認したうえでとりまとめます。
- ②進行管理指標の確認は、本市が各種データを活用しながら行います。
- ③本市は、「まつえ環境市民会議」へ情報の提供を行います。
- ④「まつえ環境市民会議」は、身近な市民や事業者の声を反映し、本市へ環境関連施策等の改善提案を行います。
- ⑤本市は、ホームページや環境白書等を通じて市民・事業者・NPO 等へ環境に関する情報を公開し、随時、意見や提言を受け付け、環境政策改善の資料として活用します。

【平成 27 年度の見直し】

- ⑥中間年における見直しについては、社会・経済状況の変化、それまでの進行管理指標の達成状況などを踏まえながら、新たに追加すべき施策、目標を見直すべき施策などを検討するため、本市から審議会へ諮問し、審議会は本市へ答申します。

■図表 6-3 松江市環境基本計画進行管理体制イメージ

